

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2021年 9 月  
(第 2 回訂正分)

株式会社 R O B O T   P A Y M E N T

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2021年9月16日に関東財務局長に提出し、2021年9月17日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2021年8月24日付をもって提出した有価証券届出書及び2021年9月8日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集110,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し143,000株（引受人の買取引受による売出し110,000株・オーバーアロットメントによる売出し33,000株）の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2021年9月16日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_ 罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 2【募集の方法】

2021年9月16日に決定された引受価額(1,711,20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格1,860円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

#### < 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「90,574,000」を「94,116,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「90,574,000」を「94,116,000」に訂正

#### < 欄外注記の訂正 >

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

### 3 【募集の条件】

#### (2) 【ブックビルディング方式】

##### <欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄:「未定(注) 1.」を「1,860」に訂正

「引受価額(円)」の欄:「未定(注) 1.」を「1,711.20」に訂正

「資本組入額(円)」の欄:「未定(注) 3.」を「855.60」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注) 4.」を「1株につき1,860」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件(1,720円~1,860円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,860円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,711.20円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格 (1,860円) と会社法上の払込金額(1,462円)及び2021年9月16日に決定された引受価額 (1,711.20円) とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は855.60円(増加する資本準備金の額の総額94,116,000円)と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額 (1株につき1,711.20円) は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。(略)

(注) 8. の全文削除

### 4 【株式の引受け】

##### <欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄:

2. 引受人は新株式払込金として、2021年9月27日までに払込取扱場所へ引受価額と同額 (1株につき1,711.20円) を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額 (1株につき148.80円) の総額は引受人の手取金となります。

##### <欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と2021年9月16日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。当該委託販売分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。また、これらの委託販売分とは別に株式会社SBI証券は、同社の引受株式数の一部について、株式会社SBIネオモバイル証券に販売を委託します。株式会社SBIネオモバイル証券が販売を受託した当該株式を同社とその顧客との契約等に従って同社の顧客に販売する場合には、1株を申込株数単位として販売が行われます。なお、当社の株主は、その有する1単位(100株)に満たない株式について、一定の権利以外の権利を行使することができません。その内容については、後記「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の(注)3をご参照下さい。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

#### <欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「181,148,000」を「188,232,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「171,148,000」を「178,232,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額178,232千円及び「1 新規発行株式」の（注）3. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限56,469千円を合わせた手取概算額合計上限234,701千円については、①新規顧客獲得のための広告宣伝費、②事業拡大に係る採用費及び人件費、③設備投資資金に充当する予定であります。具体的には以下の通りであります。

#### ①新規顧客獲得のための広告宣伝費

当社が有する二つの事業において、既存顧客より継続的に頂戴するリカーリング収益が全体の収益の大半を占めているため、既存顧客により長く当社サービスを継続的にご利用頂くことが重要ですが、それと共にその水準を継続的に高めていくためにはより多くの顧客にご利用頂くことが重要であります。より多くの顧客にご契約いただき、当社サービスをご利用頂くため、当社の「インターネット決済代行サービス」、「請求管理ロボ」などの認知度向上、問い合わせ数増加のための広告宣伝費として、55,300千円（2021年12月期：3,300千円、2022年12月期：28,800千円、2023年12月期23,200千円）を充当する予定です。

#### ②事業拡大に係る採用費及び人件費

当社が有する二つの事業の継続的な成長のためには、現在展開しているサービスを継続的にアップデートし改善すること、顧客のより多くの課題解決を助ける新機能を追加し続けることが非常に重要であると考えており、エンジニアの人員拡充が必要と考えております。また、上述した広告宣伝費の投下により増加することを計画している見込み顧客からの問い合わせに対応する営業の人員拡充や、顧客の増加に合わせたサポート人員やバックオフィスの人員の拡充も必要と考えております。それらの人員の採用費及び人件費として、55,500千円（2022年12月期：28,000千円、2023年12月期27,500千円）を充当する予定です。

#### ③設備投資資金

当社が有する二つの事業において、現在提供しているサービスの継続的なアップデート、さらにサービス領域を拡張するためのシステム開発等の設備投資資金として、123,901千円（2021年12月期：14,501千円、2022年12月期：48,700千円、2023年12月期60,700千円）を充当する予定です。

なお、上記調達資金は、具体的な充當時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2021年9月16日に決定された引受価額（1,711.20円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格 1,860円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「196,900,000」を「204,600,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「196,900,000」を「204,600,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

### 2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

#### （2）【ブックビルディング方式】

##### <欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「1,860」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1,711.20」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき1,860」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「（注）3.」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

#### 3. 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 株式会社SBI証券 110,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき148.80円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2021年9月16日に元引受契約を締結いたしました。

### 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「59,070,000」を「61,380,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「59,070,000」を「61,380,000」に訂正

#### ＜欄外注記の訂正＞

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、株式会社SBI証券が行う売出しであります。
  5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. に記載した振替機関と同一であります。
- （注）5. の全文削除及び6. の番号変更

#### 4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

##### （2）【ブックビルディング方式】

##### ＜欄内の数値の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1,860」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1株につき1,860」に訂正

##### ＜欄外注記の訂正＞

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2021年9月16日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

#### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

##### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である清久健也（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年8月24日及び2021年9月7日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式33,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

|                    |                                                                                                                                                 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 募集株式の種類及び数         | 当社普通株式 33,000株                                                                                                                                  |
| 募集株式の払込金額          | 1株につき1,462円                                                                                                                                     |
| 割当価格               | 「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。 <u>（注）</u>                                                                                                        |
| 払込期日               | 2021年10月27日                                                                                                                                     |
| 増加資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所             | 東京都渋谷区宇田川町20番2号<br>株式会社三井住友銀行 渋谷支店                                                                                                              |

##### （注） 割当価格は、2021年9月16日に1,711.20円に決定いたしました。

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2021年10月22日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（33,000株）を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2021年 9 月  
(第 1 回訂正分)

株式会社 R O B O T   P A Y M E N T

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2021年9月8日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2021年8月24日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集110,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し143,000株（引受人の買取引受による売出し110,000株・オーパーアロットメントによる売出し33,000株）の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、2021年9月7日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

##### <欄外注記の訂正>

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記とは別に、2021年8月24日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式33,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

#### 2【募集の方法】

2021年9月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2021年9月7日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,462円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

##### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「164,560,000」を「160,820,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「89,056,000」を「90,574,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「164,560,000」を「160,820,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「89,056,000」を「90,574,000」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（1,720円～1,860円）の平均価格（1,790円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は196,900,000円となります。

### 3 【募集の条件】

#### (2) 【ブックビルディング方式】

##### <欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1,462」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,720円以上1,860円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年9月16日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（1,462円）及び2021年9月16日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額（1,462円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

### 4 【株式の引受け】

##### <欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「株式会社SBI証券77,000、野村證券株式会社8,800、大和証券株式会社8,800、松井証券株式会社4,400、楽天証券株式会社3,300、岩井コスモ証券株式会社2,200、東海東京証券株式会社2,200、極東証券株式会社1,100、東洋証券株式会社1,100、あかつき証券株式会社1,100」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と発行価格決定日（2021年9月16日）に元引受契約を締結する予定であります。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。当該委託販売分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。また、これらの委託販売分とは別に株式会社SBI証券は、同社の引受株式数の一部について、株式会社SBIネオモバイル証券に販売を委託する予定です。株式会社SBIネオモバイル証券が販売を受託した当該株式を同社とその顧客との契約等に従って同社の顧客に販売する場合には、1株を申込株数単位として販売が行われる予定です。なお、当社の株主は、その有する1単元(100株)に満たない株式について、一定の権利以外の権利を行使することができません。その内容については、後記「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の(注)3をご参照下さい。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

#### <欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「178,112,000」を「181,148,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「168,112,000」を「171,148,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（1,720円～1,860円）の平均価格（1,790円）を基礎として算出した見込額であります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額171,148千円及び「1 新規発行株式」の（注）3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限54,344千円を合わせた手取概算額合計上限225,492千円については、①新規顧客獲得のための広告宣伝費、②事業拡大に係る採用費及び人件費、③設備投資資金に充当する予定であります。具体的には以下の通りであります。

#### ①新規顧客獲得のための広告宣伝費

当社が有する二つの事業において、既存顧客より継続的に頂戴するリカーリング収益が全体の収益の大半を占めているため、既存顧客により長く当社サービスを継続的にご利用頂くことが重要ですが、それと共にその水準を継続的に高めていくためにはより多くの顧客にご利用頂くことが重要であります。より多くの顧客にご契約いただき、当社サービスをご利用頂くため、当社の「インターネット決済代行サービス」、「請求管理ロボ」などの認知度向上、問い合わせ数増加のための広告宣伝費として、55,300千円（2021年12月期：3,300千円、2022年12月期：28,800千円、2023年12月期23,200千円）を充当する予定です。

#### ②事業拡大に係る採用費及び人件費

当社が有する二つの事業の継続的な成長のためには、現在展開しているサービスを継続的にアップデートし改善すること、顧客のより多くの課題解決を助ける新機能を追加し続けることが非常に重要であると考えており、エンジニアの人員拡充が必要と考えております。また、上述した広告宣伝費の投下により増加することを計画している見込み顧客からの問い合わせに対応する営業の人員拡充や、顧客の増加に合わせたサポート人員やバックオフィスの人員の拡充も必要と考えております。それらの人員の採用費及び人件費として、55,500千円（2022年12月期：28,000千円、2023年12月期27,500千円）を充当する予定です。

#### ③設備投資資金

当社が有する二つの事業において、現在提供しているサービスの継続的なアップデート、さらにサービス領域を拡張するためのシステム開発等の設備投資資金として、114,692千円（2021年12月期：5,292千円、2022年12月期：48,700千円、2023年12月期60,700千円）を充当する予定です。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「193,600,000」を「196,900,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「193,600,000」を「196,900,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件（1,720円～1,860円）の平均価格（1,790円）で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

### 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「58,080,000」を「59,070,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「58,080,000」を「59,070,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件（1,720円～1,860円）の平均価格（1,790円）で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である清久健也（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年8月24日及び2021年9月7日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式33,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

|                    |                                                                                                                                                 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 募集株式の種類及び数         | 当社普通株式 33,000株                                                                                                                                  |
| 募集株式の払込金額          | <u>1株につき1,462円</u>                                                                                                                              |
| 割当価格               | 未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）                                                                                                               |
| 払込期日               | 2021年10月27日                                                                                                                                     |
| 増加資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所             | 東京都渋谷区宇田川町20番2号<br>株式会社三井住友銀行 渋谷支店                                                                                                              |

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2021年10月22日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2021年8月



株式会社ROBOT PAYMENT

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式164,560千円（見込額）の募集及び株式193,600千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式58,080千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2021年8月24日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ROBOT PAYMENT

東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。

詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

## 1. 経営の基本方針

当社は2000年の創業当初よりサービス展開を続けているペイメント事業、2014年よりサービス展開を開始しているフィナンシャルクラウド事業の二事業を有しております。当社は、代金回収の仕組み、サブスクリプションビジネス向けの機能や顧客管理データベースをコアバリューとし、それらを活かし、かつ世の中の課題を解決するソリューションを両事業において提供しております。

当社のビジョンは「お金をつなぐクラウドで世の中を笑顔に」です。上述した当社のコアバリューを軸として既存サービスの拡張による周辺領域への進出や新サービスの開発を行ってまいります。特に、現在の顧客の大半がサブスクリプションビジネスを有する顧客であることから、サブスクリプションビジネスを中心とした顧客ビジネスをより多面的にサポートするサービス展開を進めてまいります。当社は、それらを通じて企業のお金をテクノロジーでつなぐサービスでお客様を成功に導き、日本を、そして世の中を幸せにし、皆を笑顔にすることを目指します。

また、収益構造については、安定的な経営基盤を引き続き強化すべく、リカーリングビジネスを志向し、収益が地層構造のように着実に積み上がるビジネスモデルを今後も推し進めてまいります。

## 2. 事業の内容

当社は、電子商取引(以下、EC)黎明期である2000年の創業以来、「インターネット決済代行サービス」を提供して参りました。「インターネット決済代行サービス」とは、当社の顧客である事業者が、購買者に対して、インターネットを介してクレジットカードなどで決済ができる仕組みを提供するものです。当社独自のサブスクリプション<sup>(注1)</sup>ビジネス向けの機能を備えたサービスに特徴があり、サブスクリプションビジネスを営む事業者をはじめとする様々な事業者にご利用頂いております。この事業をペイメント事業と呼びます。

また、2014年には「インターネット決済代行サービス」の知見を活かし、同サービスと連動したクラウドサービスとして、「経理のミカタ」(現サービス名:「請求管理ロボ」)の開発、リリースを行いました。「請求管理ロボ」は、企業内での一連の請求業務(請求・集金・消込・催促)の効率化・自動化を実現するサービスで、SaaS<sup>(注2)</sup>型で提供しております。この事業をフィナンシャルクラウド事業と呼びます。

以下に当社の各事業の具体的な内容を記載いたします。以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(注) 1. サブスクリプション:一定期間の利用権の対価として定期定額の課金をするサービス体系のことです。

(注) 2. SaaS: Software as a Serviceの略称で、ソフトウェアを利用者(顧客)側に導入するのではなく、提供者(サーバー)側で稼働しているソフトウェアを、インターネット等のネットワーク経由で、利用者がサービスとして利用するものを指します。

## 1. 事業の種類

### ① ペイメント事業

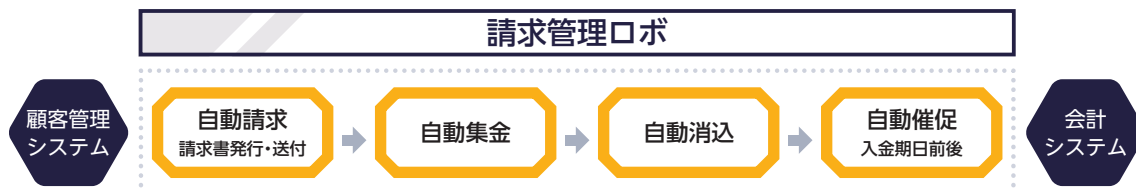
ペイメント事業では、主に消費者向け(以下、BtoC) ECをはじめとしたインターネット上で販売等を行う事業者、および企業間ビジネス(以下、BtoB)を行う事業者(以下、加盟店)向けに「インターネット決済代行サービス」を提供しております。加盟店に代わり、当社が一元して金融機関やカード会社といった各決済事業者との契約手続き、決済情報連携を行うため、加盟店がそういった手続きの手間や時間を割くことなく、クレジットカード決済・キャリア決済・コンビニ収納・口座振替・銀行決済等の様々な決済を利用できる決済サービスを提供しております。「インターネットペイメント」「サブスクリプションペイメント」の二つのブランド名を付して、様々なニーズを持つ加盟店よりお問い合わせを頂いております。当社のサービスの特徴としては、「サブスクリプションペイメント」として、毎月や毎週など継続的な課金を自

動で行うエンジンを搭載している点が挙げられます。これは、特にサブスクリプションビジネスを支援する機能であり、これにより、加盟店のサブスクリプションビジネスにおける決済関連業務の効率化が実現され、継続的な課金に応じて生じる毎月の業務を削減することができます。また、多様な課金スケジュールを柔軟に設計でき、柔軟なサービス設計の一助となります。さらに、サブスクリプションビジネスに必要な顧客管理機能も搭載されており、加盟店は当社のセキュアな環境において決済に紐づいた様々な顧客データを管理することが可能になり、それらのデータを用いることで、会員の解約の防止やリピート促進などの施策を講じることができ、顧客価値の最大化が可能となります。



## ② フィナンシャルクラウド事業

フィナンシャルクラウド事業では、主にBtoBビジネスを行う事業者（以下、事業者）をはじめ、BtoCビジネスを行う事業者などに対して「請求・集金・消込・催促」という請求に関する業務を効率化・自動化するクラウドサービス「請求管理ロボ」を提供しております。サブスクリプションビジネスを営む事業者を中心に幅広い顧客に利用頂いております。サブスクリプションビジネスにおいては、定期定額課金のビジネスであるために毎月同じような請求業務を繰り返しミスなく行わなければならないという課題を「請求管理ロボ」が解決します。事業者は、請求書の自動発行・送付、請求先の未収状況等の管理に加え、クレジットカード決済・キャリア決済・コンビニ収納・口座振替・銀行決済など幅広い決済情報の一元管理が可能となります。また、Salesforce®・Kintone等の顧客管理システムや、マネーフォワード・freee・PCA会計・弥生会計・勘定奉行等の会計システムなど、請求業務を起点とした周辺業務向けのシステムとの連携も可能であることから、顧客管理から会計までの一気通貫の業務フローの構築が可能となり、かつ事業者の様々なニーズ、業務フローに対応した商品設計となっております。



## 2. 各事業のビジネスフローについて

### ① ペイメント事業

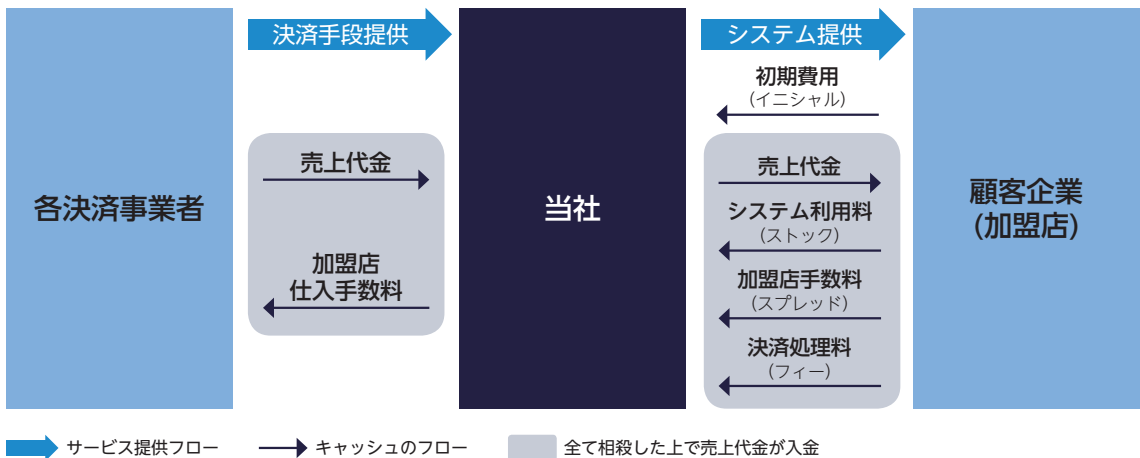
当社は加盟店に代わり、各決済事業者との決済処理を行うシステムの提供、包括した契約を行うため、一度当社に売上が入金され、その後当社が以下のサービス利用料を徴収したうえで、当社から加盟店へ送金<sup>(注)</sup>します。

当社は、サービス利用料として以下を加盟店から得ております。

|       |                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------|
| イニシャル | 当社決済システムを利用するためのアカウント発行、各種初期設定、接続サポート等に対する初期導入費用、他社への顧客紹介の際に発生するフィー |
| ストック  | システム利用や利用期間中のカスタマーサポート等に対する月額固定費用                                   |
| スプレッド | 加盟店の売上に対して料率で課金される、当社の精算処理に対する手数料、対面決済における手数料                       |
| フィー   | 決済データ処理の件数に応じて課金される決済処理に対する費用                                       |

(注) これを「精算」と呼んでおります。

インターネット決済代行サービスの事業系統図は以下の通りです。



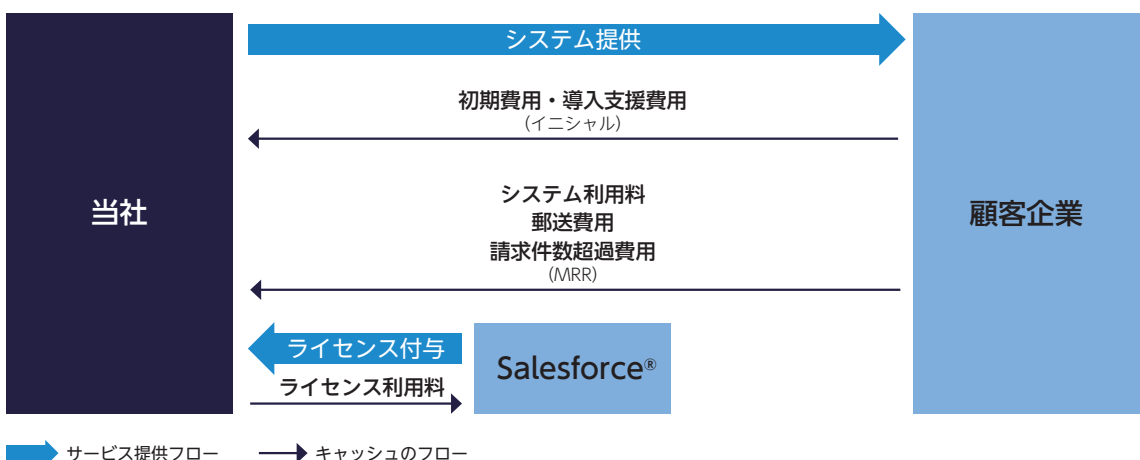
## ② フィナンシャルクラウド事業

当社は利用企業に「請求管理ロボ」をSaaS型で提供しており、サービス利用料として以下の収益を得ております。

|              |                                                                                 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| <b>イニシャル</b> | 「請求管理ロボ」のアカウント発行、各種初期設定（請求書フォーマットカスタマイズ等含む）などのサービス開始時における導入支援費用                 |
| <b>MRR</b>   | 「請求管理ロボ」の利用や利用期間中のカスタマーサポート等に対する月額固定費用、請求書の郵送代行や各プランの上限を超過した請求件数の処理等に対する従量課金の費用 |

なお、クラウド版の「請求管理ロボ」の他に、株式会社セールスフォース・ドットコムが提供するエンタープライズ企業向けのクラウドプラットフォームSalesforce®において、ビジネス用アプリケーションマーケットプレイスであるAppExchange上で「請求管理ロボ for Salesforce」を提供しており、この場合、株式会社セールスフォース・ドットコムからライセンスの付与を提供され、その対価としてライセンス利用料を支払うフローが入ります。

請求管理ロボの事業系統図は以下の通りです。



### 3. 各事業の収益構造について

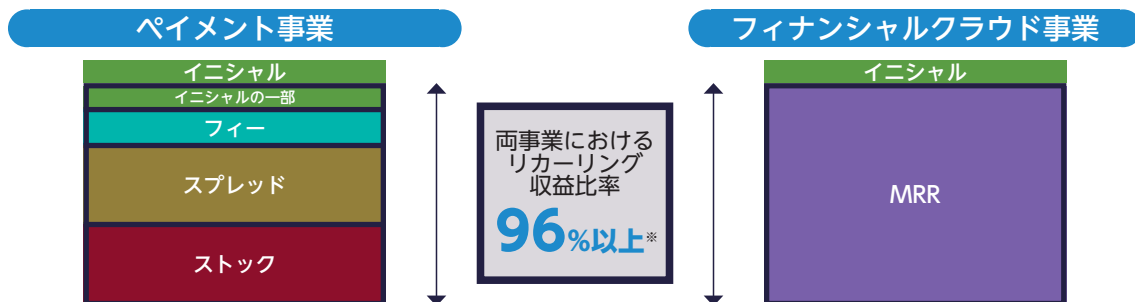
#### ① ペイメント事業

ペイメント事業の「インターネット決済代行サービス」において、サービスの内容に従って「イニシャル」「ストック」「スプレッド」「フィー」の4つに売上を区分しております。顧客である加盟店数が増えると、主に初期費用である「イニシャル」が計上され、サービス利用期間中は、月額固定費用の「ストック」が計上される他、加盟店の取扱高や件数の増加に伴い、「スプレッド」「フィー」が増加し、一加盟店からの収益増加に寄与します。「イニシャル」のうち継続的に発生するフィー、「ストック」「スプレッド」「フィー」はサービス利用期間に渡って顧客から継続的に繰り返し当社の売上に寄与するものとして、「リカーリング収益」と定義しております。

#### ② フィナンシャルクラウド事業

フィナンシャルクラウド事業の「請求管理ロボ」はSaaS型で顧客へ提供されるサービスであり、サービスの内容に従って「イニシャル」「MRR<sup>(注1)</sup>」の2つに売上を区分しております。顧客企業数が増えると、主に初期費用・導入支援費用である「イニシャル」が計上され、サービス利用期間中は、月額固定費用を中心に、請求書の郵送費用や請求件数の超過件数等に応じた従量課金の費用も加えた「MRR」が増加し、一顧客企業からの収益増加に寄与します。「MRR」はペイメント事業と同じくその性質から、「リカーリング収益」と定義しております。

上記の通り当社の安定的な収益基盤として、「リカーリング収益」というものを定義しております。リカーリング収益比率<sup>(注2)</sup>は2021年12月期第2四半期末時点で両事業においてそれぞれ96%以上となっており、当社の収益構造の特徴となっております。

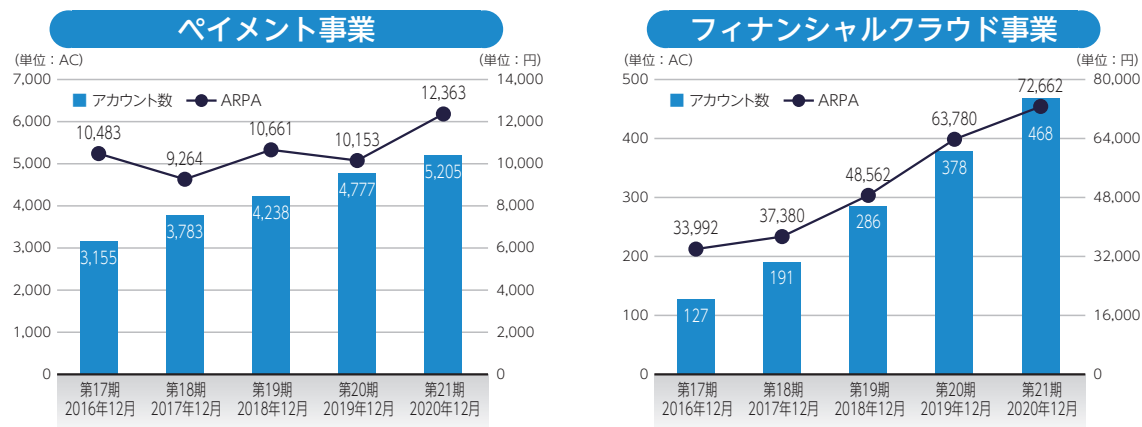


※2021年12月期第2四半期実績より

(注) 1. MRR: Monthly Recurring Revenueの略称で、毎月繰り返し得られる収益のことです。

(注) 2. リカーリング収益比率: ペイメント事業においては、「ストック」「スプレッド」「フィー」、「イニシャル」のうち継続的に売上があがるものの、合計金額をペイメント事業の全売上高で除したものを、フィナンシャルクラウド事業においては、「MRR」の金額をフィナンシャルクラウド事業の全売上高で除したものをそれぞれ当事業のリカーリング収益比率と定義しております。

### 4. アカウント数及びARPA<sup>(注)</sup>の推移



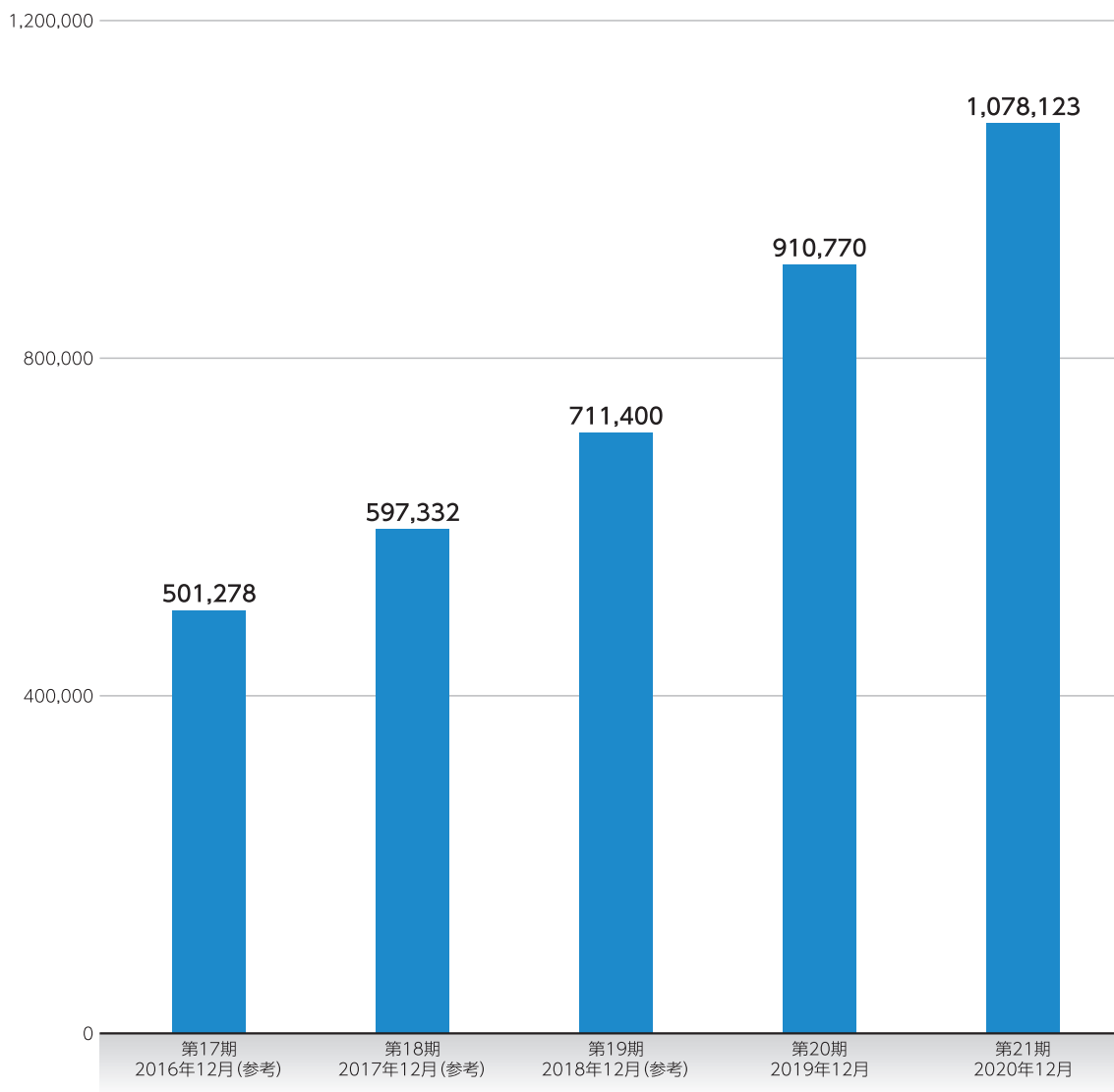
(注) ARPA: Average Revenue Per Accountの略称で1アカウントあたりの月間平均売上高を指します。

### 3. (参考) 売上高の推移について

当社は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載の通り、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用可能となったことに伴い、第20期の期首から収益認識会計基準等を適用している関係で、第19期から第20期にかけて売上高が大きく変動しております。なお、第17期の期首に当該収益認識会計基準等が適用されたと仮定して算出した場合の売上高の推移を参考までに掲げると下記の通りになります。

#### ◆ 売上高

(単位：千円)



(注) 2016/12期から2018/12期までは参考情報

## 4. 業績等の推移

### ■ 主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

| 回 次                                | 第17期      | 第18期      | 第19期      | 第20期      | 第21期      | 第22期<br>第2四半期 |
|------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------|
| 決 算 年 月                            | 2016年12月  | 2017年12月  | 2018年12月  | 2019年12月  | 2020年12月  | 2021年6月       |
| 売上高                                | 1,216,508 | 1,394,878 | 1,597,179 | 910,770   | 1,078,123 | 657,115       |
| 経常利益                               | 3,892     | 11,090    | 66,189    | 27,664    | 79,555    | 111,058       |
| 当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)               | 3,548     | △193,317  | 67,890    | △153,630  | 109,534   | 89,175        |
| 持分法を適用した場合の投資利益                    | —         | —         | —         | —         | —         | —             |
| 資本金                                | 121,000   | 221,328   | 100,000   | 100,000   | 138,262   | 100,000       |
| 発行済株式総数 (株)                        | 1,650,000 | 1,782,011 | 1,782,011 | 1,782,011 | 1,809,283 | 3,618,566     |
| 純資産額                               | 40,165    | 61,487    | 129,469   | 122       | 267,742   | 323,355       |
| 総資産額                               | 2,879,801 | 2,896,209 | 3,373,524 | 4,014,404 | 3,743,240 | 3,601,832     |
| 1株当たり純資産額                          | 24.34     | 34.50     | 72.60     | △0.00     | 73.95     | —             |
| 1株当たり配当額<br>(うち1株当たり中間配当額)         | (—)       | (—)       | (—)       | (—)       | (—)       | (—)           |
| 1株当たり当期(四半期)純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) | 2.15      | △117.06   | 38.09     | △43.10    | 30.35     | 24.64         |
| 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)<br>純利益金額       | —         | —         | —         | —         | —         | —             |
| 自己資本比率 (%)                         | 1.4       | 2.1       | 3.8       | △0.0      | 7.1       | 8.9           |
| 自己資本利益率 (%)                        | 9.2       | —         | 71.1      | —         | 81.9      | —             |
| 株価収益率 (倍)                          | —         | —         | —         | —         | —         | —             |
| 配当性向 (%)                           | —         | —         | —         | —         | —         | —             |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー                   | —         | —         | —         | 690,537   | △876,273  | △2,496        |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー                   | —         | —         | —         | △189,525  | △147,344  | △59,497       |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー                   | —         | —         | —         | 27,802    | 10,268    | △37,810       |
| 現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高               | —         | —         | —         | 3,489,664 | 2,476,314 | 2,376,509     |
| 従業員数<br>(外、平均臨時雇用者数) (名)           | 39<br>(—) | 41<br>(—) | 42<br>(—) | 68<br>(—) | 77<br>(—) | —<br>(—)      |

(注) 1. 当社は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載の通り、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日、以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用可能となったことに伴い、第20期の期首から収益認識会計基準等を適用している関係で、第19期から第20期にかけて売上高が大きく変動しております。なお、第17期の期首に当該収益認識会計基準等が適用されたと仮定して算出した場合の売上高の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

(単位:千円)

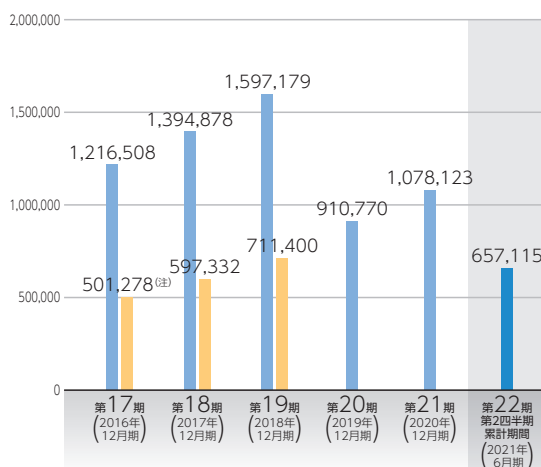
| 回 次     | 第17期     | 第18期     | 第19期     | 第20期     | 第21期      | 第22期<br>第2四半期 |
|---------|----------|----------|----------|----------|-----------|---------------|
| 決 算 年 月 | 2016年12月 | 2017年12月 | 2018年12月 | 2019年12月 | 2020年12月  | 2021年6月       |
| 売上高     | 501,278  | 597,332  | 711,400  | 910,770  | 1,078,123 | 657,115       |

- 当社は連結財務諸表を作成しておりませんが、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 第18期及び第20期における当期純損失の計上は、ソフトウェアの減損並びに除却処理を実行したことによるものであります。
- 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため記載しておりません。
- 1株当たり配当額及び配当性向については、配当実績がないため記載しておりません。
- 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、第18期及び第20期においては、潜在株式が存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、第17期、第19期、第21期及び第22期第2四半期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 第18期及び第20期における自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 主要な経営指標等のうち、第17期から第19期については会社計算規則(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりません。
- 第20期及び第21期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人の監査を受けております。また、第22期第2四半期の財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。
- 第17期、第18期及び第19期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんが、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
- 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数(アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は従業員数の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
- 第22期第2四半期における売上高、経常利益、四半期純利益、1株当たり四半期純利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第22期第2四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第22期第2四半期会計期間末の数値を記載しております。
- 当社は、2016年10月18日開催の取締役会決議により、2016年11月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。また、当社は、2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
- 当社は、2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第17期、第18期及び第19期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、東陽監査法人の監査を受けておりません。

| 回 次                                    | 第17期     | 第18期     | 第19期     | 第20期     | 第21期     | 第22期<br>第2四半期 |
|----------------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|---------------|
| 決 算 年 月                                | 2016年12月 | 2017年12月 | 2018年12月 | 2019年12月 | 2020年12月 | 2021年6月       |
| 1株当たり純資産額 (円)                          | 12.17    | 17.25    | 36.30    | △0.00    | 73.95    | —             |
| 1株当たり当期(四半期)純利益<br>又は1株当たり当期純損失(△) (円) | 1.07     | △58.53   | 19.04    | △43.10   | 30.35    | 24.64         |
| 潜在株式調整後1株当たり当期<br>(四半期)純利益金額 (円)       | —        | —        | —        | —        | —        | —             |
| 1株当たり配当額<br>(うち1株当たり中間配当額) (円)         | (—)      | (—)      | (—)      | (—)      | (—)      | (—)           |

## ◆ 売上高

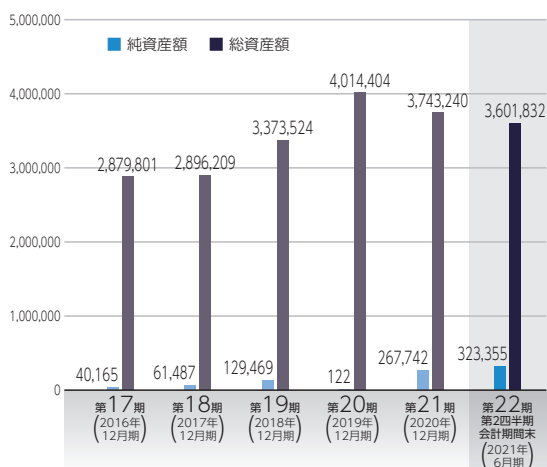
(単位:千円)



(注) 第17期から収益認識会計基準変更が適用されたと仮定して算出した場合の売上高を記載

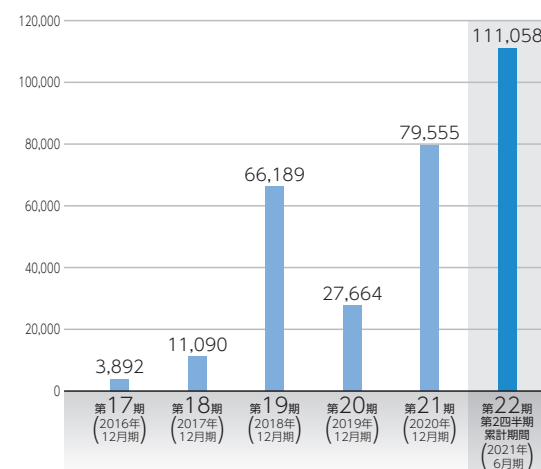
## ◆ 純資産額／総資産額

(単位:千円)



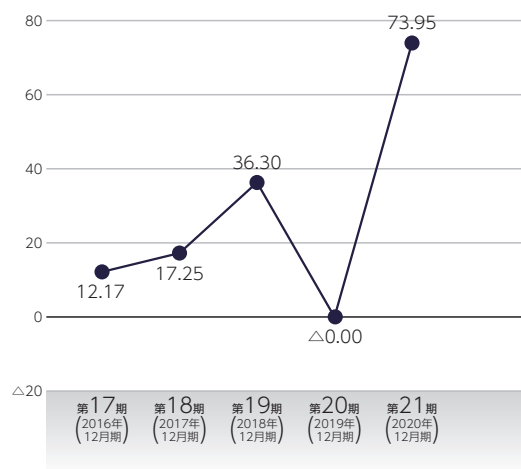
## ◆ 経常利益

(単位:千円)



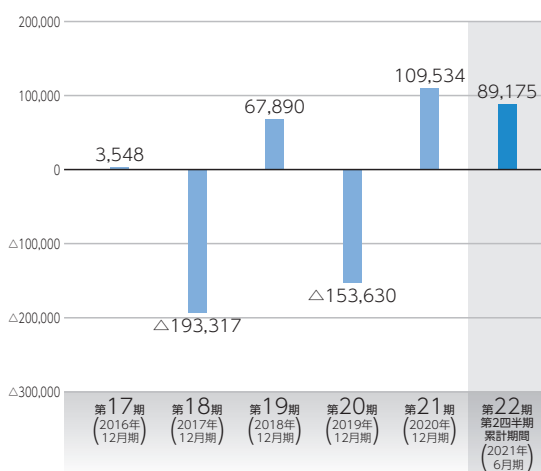
## ◆ 1株当たり純資産額

(単位:円)



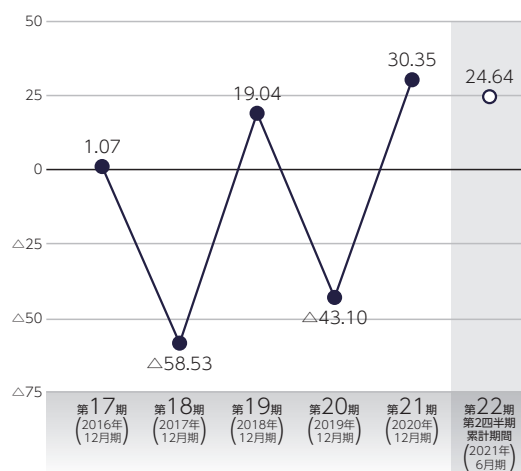
## ◆ 当期（四半期）純利益又は当期純損失 (△)

(単位:千円)



## ◆ 1株当たり当期（四半期）純利益又は1株当たり当期純損失 (△)

(単位:円)



(注) 当社は、2016年10月18日開催の取締役会決議により、2016年11月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、また、2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記では、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

# 目次

頁

表紙

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 第一部 証券情報                            | 1   |
| 第1 募集要項                             | 1   |
| 1. 新規発行株式                           | 1   |
| 2. 募集の方法                            | 2   |
| 3. 募集の条件                            | 3   |
| 4. 株式の引受け                           | 4   |
| 5. 新規発行による手取金の使途                    | 5   |
| 第2 売出要項                             | 6   |
| 1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）             | 6   |
| 2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）           | 7   |
| 3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）          | 8   |
| 4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）        | 9   |
| 募集又は売出しに関する特別記載事項                   | 10  |
| 第二部 企業情報                            | 12  |
| 第1 企業の概況                            | 12  |
| 1. 主要な経営指標等の推移                      | 12  |
| 2. 沿革                               | 14  |
| 3. 事業の内容                            | 15  |
| 4. 関係会社の状況                          | 19  |
| 5. 従業員の状況                           | 19  |
| 第2 事業の状況                            | 20  |
| 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等              | 20  |
| 2. 事業等のリスク                          | 25  |
| 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 | 30  |
| 4. 経営上の重要な契約等                       | 35  |
| 5. 研究開発活動                           | 35  |
| 第3 設備の状況                            | 36  |
| 1. 設備投資等の概要                         | 36  |
| 2. 主要な設備の状況                         | 36  |
| 3. 設備の新設、除却等の計画                     | 36  |
| 第4 提出会社の状況                          | 37  |
| 1. 株式等の状況                           | 37  |
| 2. 自己株式の取得等の状況                      | 74  |
| 3. 配当政策                             | 74  |
| 4. コーポレート・ガバナンスの状況等                 | 75  |
| 第5 経理の状況                            | 88  |
| 1. 財務諸表等                            | 89  |
| (1) 財務諸表                            | 89  |
| (2) 主な資産及び負債の内容                     | 143 |
| (3) その他                             | 144 |

|     |                          |     |
|-----|--------------------------|-----|
| 第6  | 提出会社の株式事務の概要 .....       | 145 |
| 第7  | 提出会社の参考情報 .....          | 146 |
| 1.  | 提出会社の親会社等の情報 .....       | 146 |
| 2.  | その他の参考情報 .....           | 146 |
| 第四部 | 株式公開情報 .....             | 147 |
| 第1  | 特別利害関係者等の株式等の移動状況 .....  | 147 |
| 第2  | 第三者割当等の概況 .....          | 149 |
| 1.  | 第三者割当等による株式等の発行の内容 ..... | 149 |
| 2.  | 取得者の概況 .....             | 154 |
| 3.  | 取得者の株式等の移動状況 .....       | 158 |
| 第3  | 株主の状況 .....              | 159 |
|     | 〔監査報告書〕 .....            | 162 |

## 【表紙】

|                         |                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】                  | 有価証券届出書                                                                                                                                                                                                                                   |
| 【提出先】                   | 関東財務局長                                                                                                                                                                                                                                    |
| 【提出日】                   | 2021年8月24日                                                                                                                                                                                                                                |
| 【会社名】                   | 株式会社ROBOT PAYMENT                                                                                                                                                                                                                         |
| 【英訳名】                   | ROBOT PAYMENT INC.                                                                                                                                                                                                                        |
| 【代表者の役職氏名】              | 代表取締役 清久 健也                                                                                                                                                                                                                               |
| 【本店の所在の場所】              | 東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号                                                                                                                                                                                                                        |
| 【電話番号】                  | 03-5469-5787                                                                                                                                                                                                                              |
| 【事務連絡者氏名】               | 取締役 久野 聡太                                                                                                                                                                                                                                 |
| 【最寄りの連絡場所】              | 東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号                                                                                                                                                                                                                        |
| 【電話番号】                  | 03-5469-5787                                                                                                                                                                                                                              |
| 【事務連絡者氏名】               | 取締役 久野 聡太                                                                                                                                                                                                                                 |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | 株式                                                                                                                                                                                                                                        |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】      | 募集金額<br>ブックビルディング方式による募集 164,560,000円<br>売出金額<br>(引受人の買取引受による売出し)<br>ブックビルディング方式による売出し 193,600,000円<br>(オーバーアロットメントによる売出し)<br>ブックビルディング方式による売出し 58,080,000円<br>(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 |
| 【縦覧に供する場所】              | 該当事項はありません。                                                                                                                                                                                                                               |

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

| 種類   | 発行数（株）       | 内容                                                               |
|------|--------------|------------------------------------------------------------------|
| 普通株式 | 110,000（注）2. | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。 |

（注）1．2021年8月24日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、2021年9月7日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4．上記とは別に、2021年8月24日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式33,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

## 2【募集の方法】

2021年9月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2021年9月7日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

| 区分               | 発行数（株）  | 発行価額の総額（円）  | 資本組入額の総額（円） |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集   | —       | —           | —           |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | —       | —           | —           |
| ブックビルディング方式      | 110,000 | 164,560,000 | 89,056,000  |
| 計（総発行株式）         | 110,000 | 164,560,000 | 89,056,000  |

- （注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2021年8月24日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,760円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は193,600,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

| 発行価格<br>(円)  | 引受価額<br>(円)  | 払込金額<br>(円)  | 資本組入<br>額 (円) | 申込株数<br>単位<br>(株) | 申込期間                               | 申込証拠<br>金 (円) | 払込期日          |
|--------------|--------------|--------------|---------------|-------------------|------------------------------------|---------------|---------------|
| 未定<br>(注) 1. | 未定<br>(注) 1. | 未定<br>(注) 2. | 未定<br>(注) 3.  | 100               | 自 2021年9月17日(金)<br>至 2021年9月24日(金) | 未定<br>(注) 4.  | 2021年9月27日(月) |

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2021年9月7日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年9月16日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2021年9月7日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2021年9月16日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2021年8月24日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2021年9月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2021年9月28日(火) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2021年9月9日から2021年9月15日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

##### ① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

| 店名              | 所在地             |
|-----------------|-----------------|
| 株式会社三井住友銀行 渋谷支店 | 東京都渋谷区宇田川町20番2号 |

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称  | 住所                  | 引受株式数<br>(株) | 引受けの条件                                                                                                                             |
|-------------|---------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社SBI証券   | 東京都港区六本木一丁目6番1号     | 未定           | 1. 買取引受けによります。<br>2. 引受人は新株式払込金として、2021年9月27日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。<br>3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| 野村證券株式会社    | 東京都中央区日本橋一丁目13番1号   |              |                                                                                                                                    |
| 大和証券株式会社    | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号   |              |                                                                                                                                    |
| 松井証券株式会社    | 東京都千代田区麹町一丁目4番地     |              |                                                                                                                                    |
| 楽天証券株式会社    | 東京都港区南青山二丁目6番21号    |              |                                                                                                                                    |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 |              |                                                                                                                                    |
| 東海東京証券株式会社  | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 |              |                                                                                                                                    |
| 極東証券株式会社    | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 |              |                                                                                                                                    |
| 東洋証券株式会社    | 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号    |              |                                                                                                                                    |
| あかつき証券株式会社  | 東京都中央区日本橋小舟町8番1号    |              |                                                                                                                                    |
| 計           | —                   | 110,000      | —                                                                                                                                  |

- (注) 1. 2021年9月7日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2021年9月16日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。当該委託販売分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。また、これらの委託販売分とは別に株式会社SBI証券は、同社の引受株式数の一部について、株式会社SBIネオモバイル証券に販売を委託する予定です。株式会社SBIネオモバイル証券が販売を受託した当該株式を同社とその顧客との契約等に従って同社の顧客に販売する場合には、1株を申込株数単位として販売が行われる予定です。なお、当社の株主は、その有する1単元(100株)に満たない株式について、一定の権利以外の権利を行使することができません。その内容については、後記「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の(注)3をご参照下さい。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円）  | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円）  |
|-------------|--------------|-------------|
| 178,112,000 | 10,000,000   | 168,112,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,760円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額168,112千円及び「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限53,433千円を合わせた手取概算額合計上限221,545千円については、①新規顧客獲得のための広告宣伝費、②事業拡大に係る採用費及び人件費、③設備投資資金に充当する予定であります。具体的には以下の通りであります。

#### ①新規顧客獲得のための広告宣伝費

当社が有する二つの事業において、既存顧客より継続的に頂戴するリカーリング収益が全体の収益の大半を占めているため、既存顧客により長く当社サービスを継続的にご利用頂くことが重要ですが、それと共にその水準を継続的に高めていくためにはより多くの顧客にご利用頂くことが重要であります。より多くの顧客にご契約いただき、当社サービスをご利用頂くため、当社の「インターネット決済代行サービス」、「請求管理ロボ」などの認知度向上、問い合わせ数増加のための広告宣伝費として、55,300千円（2021年12月期：3,300千円、2022年12月期：28,800千円、2023年12月期23,200千円）を充当する予定です。

#### ②事業拡大に係る採用費及び人件費

当社が有する二つの事業の継続的な成長のためには、現在展開しているサービスを継続的にアップデートし改善すること、顧客のより多くの課題解決を助ける新機能を追加し続けることが非常に重要であると考えており、エンジニアの人員拡充が必要と考えております。また、上述した広告宣伝費の投下により増加することを計画している見込み顧客からの問い合わせに対応する営業の人員拡充や、顧客の増加に合わせたサポート人員やバックオフィスの人員の拡充も必要と考えております。それらの人員の採用費及び人件費として、55,500千円（2022年12月期：28,000千円、2023年12月期27,500千円）を充当する予定です。

#### ③設備投資資金

当社が有する二つの事業において、現在提供しているサービスの継続的なアップデート、さらにサービス領域を拡張するためのシステム開発等の設備投資資金として、110,745千円（2021年12月期：1,345千円、2022年12月期：48,700千円、2023年12月期60,700千円）を充当する予定です。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2021年9月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類       | 売出数（株）            |         | 売出価額の総額（円）  | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|----------|-------------------|---------|-------------|-------------------------|
| —        | 入札方式のうち入札による売出し   | —       | —           | —                       |
| —        | 入札方式のうち入札によらない売出し | —       | —           | —                       |
| 普通株式     | ブックビルディング方式       | 110,000 | 193,600,000 | 東京都港区<br>清久 健也 110,000株 |
| 計(総売出株式) | —                 | 110,000 | 193,600,000 | —                       |

- （注）1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,760円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

### （1）【入札方式】

#### ①【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### （2）【ブックビルディング方式】

| 売価<br>（円）            | 引受価額<br>（円） | 申込期間                                       | 申込株数<br>単位<br>（株） | 申込証拠<br>金（円） | 申込受付場所          | 引受人の住所及び氏名又は<br>名称               | 元引受契<br>約の内容 |
|----------------------|-------------|--------------------------------------------|-------------------|--------------|-----------------|----------------------------------|--------------|
| 未定<br>（注）1.<br>（注）2. | 未定<br>（注）2. | 自 2021年9月<br>17日（金）<br>至 2021年9月<br>24日（金） | 100               | 未定<br>（注）2.  | 引受人の本店及<br>び営業所 | 東京都港区六本木一丁目6<br>番1号<br>株式会社SBI証券 | 未定<br>（注）3.  |

（注）1. 売価の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」の（注）1.と同様であります。

2. 売価及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価決定日（2021年9月16日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売価決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

### 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

| 種類       | 売出数（株）                |        | 売出価額の総額<br>（円） | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名<br>又は名称          |
|----------|-----------------------|--------|----------------|--------------------------------------|
| —        | 入札方式のうち入札<br>による売出し   | —      | —              | —                                    |
| —        | 入札方式のうち入札<br>によらない売出し | —      | —              | —                                    |
| 普通株式     | ブックビルディング<br>方式       | 33,000 | 58,080,000     | 東京都港区六本木一丁目6番1号<br>株式会社SBI証券 33,000株 |
| 計(総売出株式) | —                     | 33,000 | 58,080,000     | —                                    |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2021年8月24日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式33,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,760円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

#### 4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

##### （１）【入札方式】

##### ①【入札による売出し】

該当事項はありません。

##### ②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

##### （２）【ブックビルディング方式】

| 売価<br>格<br>(円) | 申込期間                                           | 申込株数単位<br>(株) | 申込証拠金<br>(円) | 申込受付場所                | 引受人の住所及び<br>氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|----------------|------------------------------------------------|---------------|--------------|-----------------------|--------------------|----------|
| 未定<br>(注) 1.   | 自 2021年 9 月<br>17日(金)<br>至 2021年 9 月<br>24日(金) | 100           | 未定<br>(注) 1. | 株式会社SBI証券の本店<br>及び営業所 | —                  | —        |

- (注) 1. 売価及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売価及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売価決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとなります。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である清久健也（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年8月24日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式33,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

|                    |                                                                                                                                                 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 募集株式の種類及び数         | 当社普通株式 33,000株                                                                                                                                  |
| 募集株式の払込金額          | 未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）                                                                                                               |
| 割当価格               | 未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）                                                                                                               |
| 払込期日               | 2021年10月27日                                                                                                                                     |
| 増加資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所             | 東京都渋谷区宇田川町20番2号<br>株式会社三井住友銀行 渋谷支店                                                                                                              |

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2021年10月22日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である清久健也、並びに当社株主であるKKキャピタル株式会社、祖父江純、川本圭祐、清久長和、清久富士子、森秀樹、小倉政人、清久里菜、森和子、田中敦、田中加奈子、森山泰史、塚越裕太及び石橋慶太は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2022年3月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社株主であるGCM Venture Capital Partners I Inc、株式会社ベクトル、B S P第4号投資事業有限責任組合、株式会社Orchestra Investment、株式会社エアトリ、100キャピタル1号投資事業有限責任組合、菅下清廣、株式会社AMBITION、宮前幸央、森田寛、株式会社エルテスキャピタル、白石徳生、有限会社オフィス高橋、合同会社YTCAPITAL、海老根智仁、榊原暢宏、株式会社丹羽キャピタル、西田祥、中西康浩、株式会社オークファン及び吉村ホールディングス株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2021年12月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の2倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2022年3月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021年8月24日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

| 回次                             | 第17期        | 第18期        | 第19期        | 第20期        | 第21期        |
|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 決算年月                           | 2016年12月    | 2017年12月    | 2018年12月    | 2019年12月    | 2020年12月    |
| 売上高 (千円)                       | 1, 216, 508 | 1, 394, 878 | 1, 597, 179 | 910, 770    | 1, 078, 123 |
| 経常利益 (千円)                      | 3, 892      | 11, 090     | 66, 189     | 27, 664     | 79, 555     |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)          | 3, 548      | △193, 317   | 67, 890     | △153, 630   | 109, 534    |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円)           | —           | —           | —           | —           | —           |
| 資本金 (千円)                       | 121, 000    | 221, 328    | 100, 000    | 100, 000    | 138, 262    |
| 発行済株式総数 (株)                    | 1, 650, 000 | 1, 782, 011 | 1, 782, 011 | 1, 782, 011 | 1, 809, 283 |
| 純資産額 (千円)                      | 40, 165     | 61, 487     | 129, 469    | 122         | 267, 742    |
| 総資産額 (千円)                      | 2, 879, 801 | 2, 896, 209 | 3, 373, 524 | 4, 014, 404 | 3, 743, 240 |
| 1株当たり純資産額 (円)                  | 24. 34      | 34. 50      | 72. 60      | △0. 00      | 73. 95      |
| 1株当たり配当額 (円)                   | —           | —           | —           | —           | —           |
| (うち1株当たり中間配当額)                 | (—)         | (—)         | (—)         | (—)         | (—)         |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円) | 2. 15       | △117. 06    | 38. 09      | △43. 10     | 30. 35      |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)        | —           | —           | —           | —           | —           |
| 自己資本比率 (%)                     | 1. 4        | 2. 1        | 3. 8        | △0. 0       | 7. 1        |
| 自己資本利益率 (%)                    | 9. 2        | —           | 71. 1       | —           | 81. 9       |
| 株価収益率 (倍)                      | —           | —           | —           | —           | —           |
| 配当性向 (%)                       | —           | —           | —           | —           | —           |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)          | —           | —           | —           | 690, 537    | △876, 273   |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)          | —           | —           | —           | △189, 525   | △147, 344   |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)          | —           | —           | —           | 27, 802     | 10, 268     |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円)            | —           | —           | —           | 3, 489, 664 | 2, 476, 314 |
| 従業員数 (名)                       | 39          | 41          | 42          | 68          | 77          |
| [外、平均臨時雇用者数]                   | [—]         | [—]         | [—]         | [—]         | [—]         |

(注) 1. 当社は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (会計方針の変更)」に記載の通り、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用可能となったことに伴い、第20期の期首から収益認識会計基準等を適用している関係で、第19期から第20期にかけて売上高が大きく変動しております。なお、第17期の期首に当該収益認識会計基準等が適用されたと仮定して算出した場合の売上高の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

| 回次       | 第17期     | 第18期     | 第19期     | 第20期     | 第21期        |
|----------|----------|----------|----------|----------|-------------|
| 決算年月     | 2016年12月 | 2017年12月 | 2018年12月 | 2019年12月 | 2020年12月    |
| 売上高 (千円) | 501, 278 | 597, 332 | 711, 400 | 910, 770 | 1, 078, 123 |

2. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 第18期及び第20期における当期純損失の計上は、ソフトウェアの減損並びに除却処理を実行したことによるものであります。
5. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当実績がないため記載しておりません。
7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第18期及び第20期においては、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、第17期、第19期及び第21期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価は把握できないため記載しておりません。
8. 第18期及び第20期における自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
9. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
10. 主要な経営指標等のうち、第17期から第19期については会社計算規則（2006年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりません。
11. 第20期及び第21期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人の監査を受けております。
12. 第17期、第18期及び第19期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
13. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数（アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
14. 当社は、2016年10月18日開催の取締役会決議により、2016年11月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。また、当社は、2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
15. 当社は、2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第17期、第18期及び第19期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、東陽監査法人の監査を受けておりません。

| 回次                             | 第17期     | 第18期     | 第19期     | 第20期     | 第21期     |
|--------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 決算年月                           | 2016年12月 | 2017年12月 | 2018年12月 | 2019年12月 | 2020年12月 |
| 1株当たり純資産額 (円)                  | 12.17    | 17.25    | 36.30    | △0.00    | 73.95    |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円) | 1.07     | △58.53   | 19.04    | △43.10   | 30.35    |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)        | —        | —        | —        | —        | —        |
| 1株当たり配当額 (円)                   | —        | —        | —        | —        | —        |
| (うち1株当たり中間配当額)                 | (—)      | (—)      | (—)      | (—)      | (—)      |

## 2 【沿革】

当社は、米国の決済会社Ginix, Incの100%子会社として、2000年10月に日本国内においてインターネット決済代行サービスを提供することを目的に設立されました。2006年に経営の迅速化やさらなる事業拡大を目的として創業以来代表取締役を務める清久健也が100%株主となり、事業展開を進めて参りました。

| 年月       | 概要                                                 |
|----------|----------------------------------------------------|
| 2000年10月 | インターネット決済代行業務を目的として、資本金20,000千円で「ジニックスジャパン株式会社」を設立 |
| 2001年5月  | インターネット決済代行サービスの提供開始                               |
| 2003年12月 | 「ジニックスジャパン株式会社」を、「株式会社J・Payment」に商号変更              |
| 2004年1月  | 実店舗クレジット端末決済サービス開始                                 |
| 2006年9月  | プライバシーマーク取得                                        |
| 2010年5月  | 国際セキュリティ基準「PCI DSS」の認証を取得                          |
| 2010年11月 | 口座振替サービスを開始                                        |
| 2013年8月  | 顧客データベース拡張機能「PayDo」をリリース                           |
| 2014年8月  | 継続請求管理クラウド「経理のミカタ」サービス開始                           |
| 2014年9月  | 「株式会社J・Payment」を、「株式会社Cloud Payment」に商号変更          |
| 2015年5月  | 「経理のミカタ」において決済連携機能をリリース                            |
| 2015年12月 | 「経理のミカタ」のSalesforce®向けアプリをリリース                     |
| 2016年8月  | 「経理のミカタ」において会計連携機能をリリース                            |
| 2017年9月  | 「株式会社Cloud Payment」を、「株式会社ROBOT PAYMENT」に商号変更      |
| 2017年9月  | 継続請求管理クラウド「経理のミカタ」を、「請求管理ロボ」にサービス名称変更              |
| 2018年7月  | 「請求管理ロボ」において銀行入金自動取得が可能になる「金融機関連携ロボ」をリリース          |
| 2019年9月  | 「請求管理ロボ」において請求書テンプレートカスタマイズ機能をリリース                 |
| 2020年7月  | 請求書の発行・送付～入金・消込までのAPI（注）連携機能提供開始                   |

（注）API：Application Programming Interfaceの略称で、ソフトウェアの一部を公開することで、他のソフトウェアと機能の共有を可能にするインターフェースを指します。

### 3【事業の内容】

当社は、電子商取引(以下、EC)黎明期である2000年の創業以来、「インターネット決済代行サービス」を提供して参りました。「インターネット決済代行サービス」とは、当社の顧客である事業者が、購買者に対して、インターネットを介してクレジットカードなどで決済ができる仕組みを提供するものです。当社独自のサブスクリプション(注1)ビジネス向けの機能を備えたサービスに特徴があり、サブスクリプションビジネスを営む事業者をはじめとする様々な事業者にご利用頂いております。この事業をペイメント事業と呼びます。

また、2014年には「インターネット決済代行サービス」の知見を活かし、同サービスと連動したクラウドサービスとして、「経理のミカタ」(現サービス名:「請求管理ロボ」)の開発、リリースを行いました。「請求管理ロボ」は、企業内での一連の請求業務(請求・集金・消込・催促)の効率化・自動化を実現するサービスで、SaaS(注2)型で提供しております。この事業をフィナンシャルクラウド事業と呼びます。

以下に当社の各事業の具体的な内容を記載いたします。以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(注) 1. サブスクリプション:一定期間の利用権の対価として定期定額の課金をするサービス体系のことです。

(注) 2. SaaS:Software as a Serviceの略称で、ソフトウェアを利用者(顧客)側に導入するのではなく、提供者(サーバー)側で稼働しているソフトウェアを、インターネット等のネットワーク経由で、利用者がサービスとして利用するものを指します。

#### (1)事業の種類

##### ① ペイメント事業

ペイメント事業では、主に消費者向け(以下、BtoC)ECをはじめとしたインターネット上で販売等を行う事業者、および企業間ビジネス(以下、BtoB)を行う事業者(以下、加盟店)向けに「インターネット決済代行サービス」を提供しております。加盟店に代わり、当社が一元して金融機関やカード会社といった各決済事業者との契約手続き、決済情報連携を行うため、加盟店がそういった手続きの手間や時間を割くことなく、クレジットカード決済・キャリア決済・コンビニ収納・口座振替・銀行決済等の様々な決済を利用できる決済サービスを提供しております。「インターネットペイメント」「サブスクリプションペイメント」の二つのブランド名を付して、様々なニーズを持つ加盟店よりお問い合わせを頂いております。当社のサービスの特徴としては、「サブスクリプションペイメント」として、毎月や毎週など継続的な課金を自動で行うエンジンを搭載している点が挙げられます。これは、特にサブスクリプションビジネスを支援する機能であり、これにより、加盟店のサブスクリプションビジネスにおける決済関連業務の効率化が実現され、継続的な課金に応じて生じる毎月の業務を削減することができます。また、多様な課金スケジュールを柔軟に設計でき、柔軟なサービス設計の一助となります。さらに、サブスクリプションビジネスに必要な顧客管理機能も搭載されており、加盟店は当社のセキュアな環境において決済に紐づいた様々な顧客データを管理することが可能になり、それらのデータを用いることで、会員の解約の防止やリピート促進などの施策を講じることができ、顧客価値の最大化が可能となります。アカウント数、及びARPA(注)の最近5事業年度及び2021年12月期第2四半期会計期間末までの推移は以下の通りです。

(注) ARPA:Average Revenue Per Accountの略称で1アカウントあたりの月間平均売上高を指します。

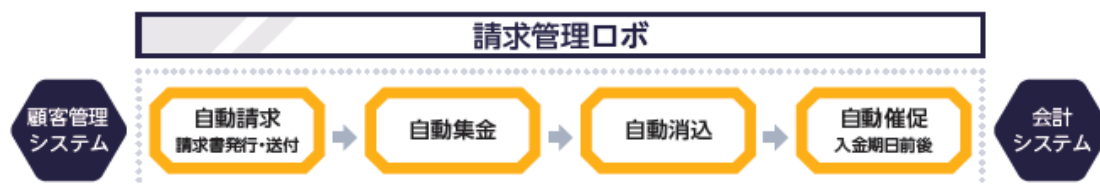


|             | 2016年12月<br>期末 | 2017年12月<br>期末 | 2018年12月<br>期末 | 2019年12月<br>期末 | 2020年12月<br>期末 | 2021年12月<br>期第2四半<br>期会計期間<br>末 |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------------|
| アカウント数 (AC) | 3,155          | 3,783          | 4,238          | 4,777          | 5,205          | 5,525                           |
| ARPA (円)    | 10,483         | 9,624          | 10,661         | 10,153         | 12,363         | 12,587                          |

##### ② フィナンシャルクラウド事業

フィナンシャルクラウド事業では、主にBtoBビジネスを行う事業者(以下、事業者)をはじめ、BtoCビジネスを行う事業者などに対して「請求・集金・消込・催促」という請求に関する業務を効率化・自動化するクラウドサービス「請求管理ロボ」を提供しております。サブスクリプションビジネスを営む事業者を中心に幅広い顧客にご利用頂いております。サブスクリプションビジネスにおいては、定期定額課金のビジネスであるために毎月同

じような請求業務を繰り返しミスなく行わなければならないという課題を「請求管理ロボ」が解決します。事業者は、請求書の自動発行・送付、請求先の未収状況等の管理に加え、クレジットカード決済・キャリア決済・コンビニ収納・口座振替・銀行決済など幅広い決済情報の一元管理が可能となります。また、Salesforce®・Kintone等の顧客管理システムや、マネーフォワード・freee・PCA会計・弥生会計・勘定奉行等の会計システムなど、請求業務を起点とした周辺業務向けのシステムとの連携も可能であることから、顧客管理から会計までの一気通貫の業務フローの構築が可能となり、かつ事業者の様々なニーズ、業務フローに対応した商品設計となっております。アカウント数、及びARPAの最近5事業年度及び2021年12月第2四半期会計期間末までの推移は以下の通りです。



|                | 2016年12月期末 | 2017年12月期末 | 2018年12月期末 | 2019年12月期末 | 2020年12月期末 | 2021年12月期<br>第2四半期会計期間末 |
|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------------------|
| アカウント数<br>(AC) | 127        | 191        | 286        | 378        | 468        | 535                     |
| ARPA (円)       | 33,992     | 37,380     | 48,562     | 63,780     | 72,662     | 72,100                  |

## (2) 各事業のビジネスフローについて

### ① ペイメント事業

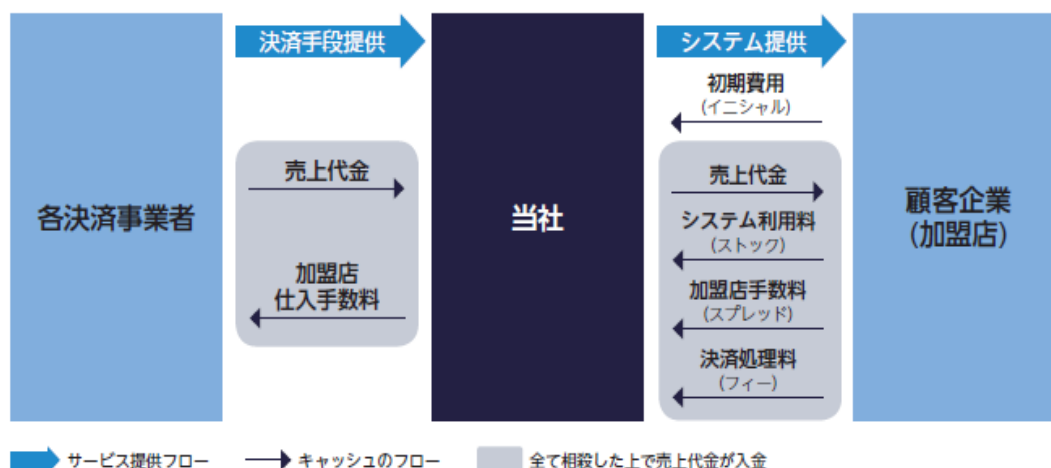
当社は加盟店に代わり、各決済事業者との決済処理を行うシステムの提供、包括した契約を行うため、一度当社に売上が入金され、その後当社が以下のサービス利用料を徴収したうえで、当社から加盟店へ送金（注）します。

当社は、サービス利用料として以下を加盟店から得ております。

- ・イニシャル：当社決済システムを利用するためのアカウント発行、各種初期設定、接続サポート等に対する初期導入費用、他社への顧客紹介の際に発生するフィー
- ・ストック：システム利用や利用期間中のカスタマーサポート等に対する月額固定費用
- ・スプレッド：加盟店の売上に対して料率で課金される、当社の精算処理に対する手数料、対面決済における手数料
- ・フィー：決済データ処理の件数に応じて課金される決済処理に対する費用

（注）これを「精算」と呼んでおります。

インターネット決済代行サービスの事業系統図は以下の通りです。



### ② フィナンシャルクラウド事業

当社は利用企業に「請求管理ロボ」をSaaS型で提供しており、サービス利用料として以下の収益を得ております。

- ・イニシャル：「請求管理ロボ」のアカウント発行、各種初期設定（請求書フォーマットカスタマイズ等含む）などのサービス開始時における導入支援費用

- ・MRR（注）：「請求管理ロボ」の利用や利用期間中のカスタマーサポート等に対する月額固定費用、請求書の郵送代行や各プランの上限を超過した請求件数の処理等に対する従量課金の費用

なお、クラウド版の「請求管理ロボ」の他に、株式会社セールスフォース・ドットコムが提供するエンタープライズ企業向けのクラウドプラットフォームSalesforce®において、ビジネス用アプリケーションマーケットプレイスであるAppExchange上で「請求管理ロボ for Salesforce」を提供しており、この場合、株式会社セールスフォース・ドットコムからライセンスの付与を提供され、その対価としてライセンス利用料を支払うフローが入ります。

請求管理ロボの事業系統図は以下の通りです。



（注）MRR：Monthly Recurring Revenueの略称で、毎月繰り返し得られる収益のことです。

### (3) 各事業の収益構造について

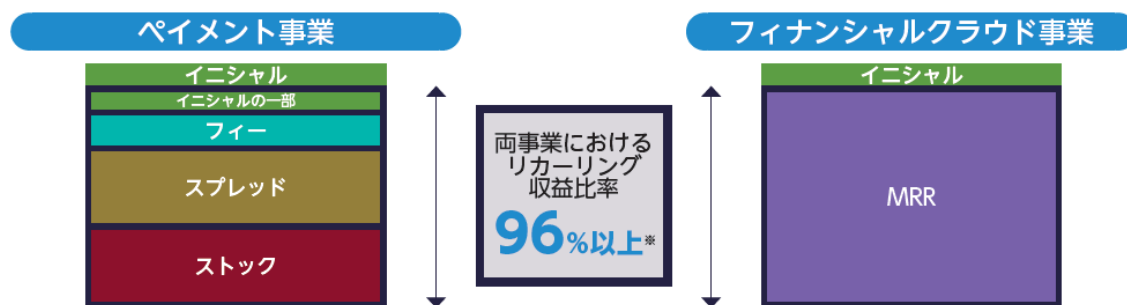
#### ① ペイメント事業

ペイメント事業の「インターネット決済代行サービス」において、サービスの内容に従って「イニシャル」「ストック」「スプレッド」「フィー」の4つに売上を区分しております。顧客である加盟店数が増えると、主に初期費用である「イニシャル」が計上され、サービス利用期間中は、月額固定費用の「ストック」が計上される他、加盟店の取扱高や件数の増加に伴い、「スプレッド」「フィー」が増加し、一加盟店からの収益増加に寄与します。「イニシャル」のうち継続的に発生するフィー、「ストック」「スプレッド」「フィー」はサービス利用期間に渡って顧客から継続的に繰り返し当社の売上に寄与するものとして、「リカーリング収益」と定義しております。

#### ② フィナンシャルクラウド事業

フィナンシャルクラウド事業の「請求管理ロボ」はSaaS型で顧客へ提供されるサービスであり、サービスの内容に従って「イニシャル」「MRR（注1）」の2つに売上を区分しております。顧客企業数が増えると、主に初期費用・導入支援費用である「イニシャル」が計上され、サービス利用期間中は、月額固定費用を中心に、請求書の郵送費用や請求件数の超過件数等に応じた従量課金の費用も加えた「MRR」が増加し、一顧客企業からの収益増加に寄与します。「MRR」はペイメント事業と同じくその性質から、「リカーリング収益」と定義しております。

上記の通り当社の安定的な収益基盤として、「リカーリング収益」というものを定義しております。リカーリング収益比率（注）は2021年12月期第2四半期末時点で両事業においてそれぞれ96%以上となっており、当社の収益構造の特徴となっております。



※2021年12月期第2四半期実績より

(注) リカーリング収益比率：ペイメント事業においては、「ストック」「スプレッド」「フィー」、「イニシャル」のうち継続的に売上があがるもの、の合計金額をペイメント事業の全売上高で除したもの、フィナンシャルクラウド事業においては、「MRR」の金額をフィナンシャルクラウド事業の全売上高で除したものをそれぞれ当事業のリカーリング収益比率と定義しております。

各事業におけるリカーリング収益比率の最近5事業年度及び2021年12月期第2四半期会計期間末までの推移は以下の通りです。

ペイメント事業

|                | 2016年12月期 | 2017年12月期 | 2018年12月期 | 2019年12月期 | 2020年12月期 | 2021年12月期<br>第2四半期末 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------------|
| リカーリング<br>収益比率 | 98.3%     | 96.6%     | 96.5%     | 96.3%     | 95.8%     | 96.6%               |

フィナンシャルクラウド事業

|                | 2016年12月期 | 2017年12月期 | 2018年12月期 | 2019年12月期 | 2020年12月期 | 2021年12月期<br>第2四半期末 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------------|
| リカーリング<br>収益比率 | 71.8%     | 88.9%     | 94.2%     | 94.3%     | 95.3%     | 97.4%               |

#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2021年7月31日現在

| 従業員数（名） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） | 平均年間給与（千円） |
|---------|---------|-----------|------------|
| 75      | 31.0    | 2.4       | 5,034      |

| セグメントの名称    | 従業員数（名） |
|-------------|---------|
| ペイメント       | 20      |
| フィナンシャルクラウド | 35      |
| 報告セグメント計    | 55      |
| 全社（共通）      | 20      |
| 合計          | 75      |

- （注） 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数（アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載している従業員数は、報告セグメントに属さない管理部門等に所属しているものです。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営の基本方針

当社は2000年の創業当初よりサービス展開を続けているペイメント、2014年よりサービス展開を開始しているフィナンシャルクラウドの二事業を有しております。当社は、代金回収の仕組み、サブスクリプションビジネス向けの機能や顧客管理データベースをコアバリューとし、それらを活かし、かつ世の中の課題を解決するソリューションを両事業において提供しております。

当社のビジョンは「お金をつなぐクラウドで世の中を笑顔に」です。上述した当社のコアバリューを軸として既存サービスの拡張による周辺領域への進出や新サービスの開発を行ってまいります。特に、現在の顧客の大半がサブスクリプションビジネスを有する顧客であることから、サブスクリプションビジネスを中心とした顧客ビジネスをより多面的にサポートするサービス展開を進めてまいります。当社は、それらを通じて企業のお金をテクノロジーでつなぐサービスでお客様を成功に導き、日本を、そして世の中を幸せにし、皆を笑顔にすることを目指します。

また、収益構造については、安定的な経営基盤を引き続き強化すべく、リカーリングビジネスを志向し、収益が地層構造のように着実に積み上がるビジネスモデルを今後も推し進めてまいります。

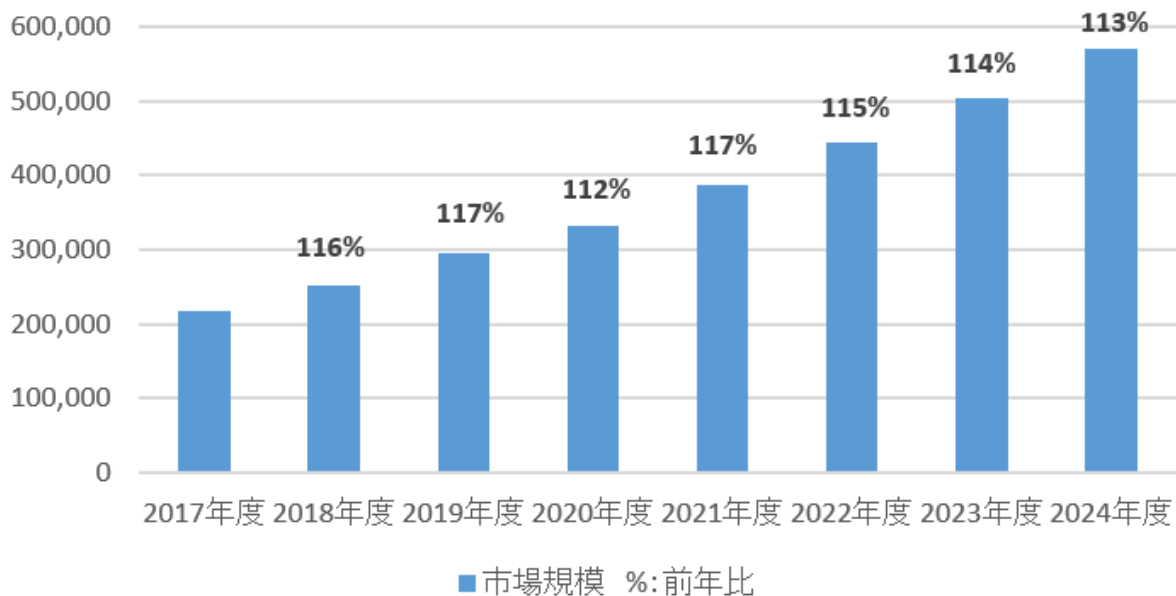
#### (2) 経営環境

当社の各事業を取り巻く経営環境については、以下の通りです。

##### ① ペイメント

インターネット決済代行サービスが立脚するネット決済代行サービス市場は国内EC市場の成長を背景に今後も堅調な伸びが予想されています。デロイトトーマツミック経済研究所株式会社「ECにおけるネット決済代行サービス市場の現状と展望2020年度版」（2020年6月）によれば、新型コロナウイルス感染症をきっかけに誕生する新たなオンラインビジネスや新たなEC利用者層も加わり、EC化率の益々の上昇が見込まれ、その市場規模は2024年度には約5,700億円になると予測されております。

### ネット決済代行サービス市場予測(百万円)



(出典：デロイトトーマツミック経済研究所株式会社 「ECにおけるネット決済代行サービス市場の現状と展望2020年度版」（2020年6月）より当社作成)

また、当社のインターネット決済代行サービスはサブスクリプションサービスを展開する事業者によくご利用頂いておりますが、株式会社ICT総研「2020年 サブスクリプションサービスの市場動向調査」（2020年2月）によると、サブスクリプションサービス市場は今後も様々な業種の参入もあり、活性化、拡大が予測されており、その市場規模は2023年には約1.4兆円（2019年比126%）まで拡大するとのことです。

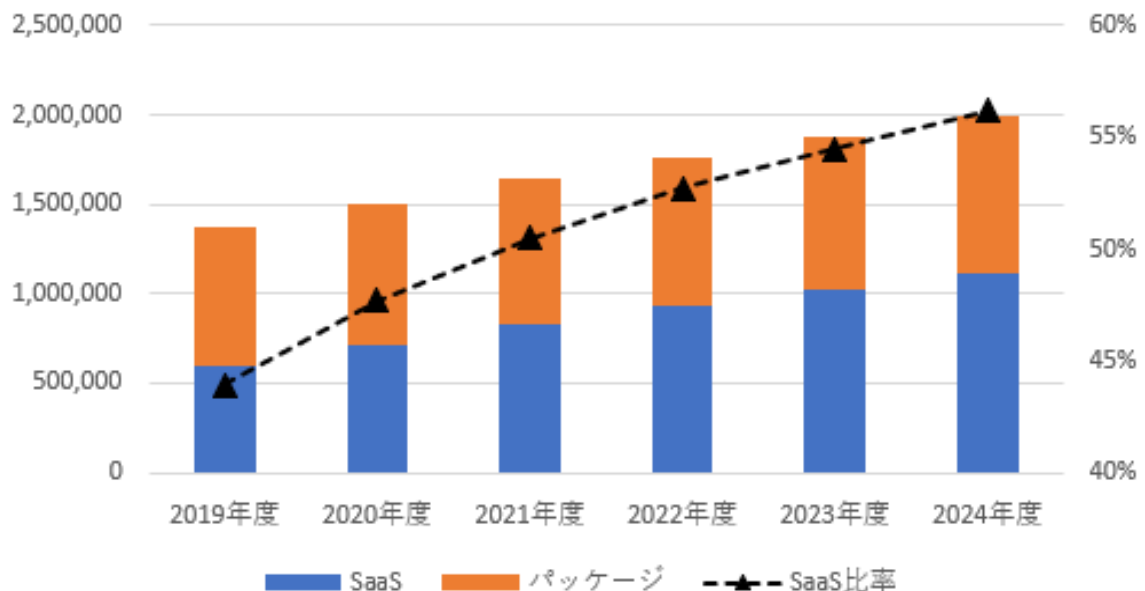
以上の通り、EC市場、サブスクリプションサービス市場ともに、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的で

あり、むしろその好影響を受けつつ堅調な成長が見込まれます。当社インターネット決済代行サービスはネット決済代行サービス市場に立脚し、サブスクリプション向けの機能の強みを持つことから、その重要性はより高まっていくものと考えております。

## ② フィナンシャルクラウド

総務省が発行した「情報通信白書平成30年版」（2018年7月）によると、急速に進む少子高齢化の結果、我が国の15歳から64歳の生産年齢人口は既に減少の一途をたどっており、2017年の7,596万人が2040年には5,978万人まで減少することが推計されており、社会的・経済的な課題として労働力不足は深刻化していくことが見込まれます。一方、フィナンシャルクラウドが立脚しているSaaS市場はソフトウェア投資において、その占有率を徐々に増やしており、そのトレンドは今後も継続されることが見込まれております。また、総務省公表の「我が国のICT現状に関する調査研究」（2018年3月）によると、2017年の日本のSaaS導入率は41%に対して米国の導入率は79%であり、国内のSaaS市場は米国と比較するとまだまだ拡大する余地があることが推察されます。さらに、総務省が発行した「令和2年版 情報通信白書」（2020年12月）では、企業のクラウドサービス利用率が2019年には64.7%（前年比+6.0%）となっており、様々な企業でクラウドサービスが活用されてきていることが窺えます。その利用状況の回答内容においても、「全社的に利用している」「一部の事業所または部門で利用している」とともに割合が増えております。同白書によれば、クラウドサービスを利用している企業の85%を超える企業が非常に、もしくはある程度効果があったと回答しており、効果を実感しているとのこと。クラウドサービスを利用する企業は毎年堅調に増えており、顧客満足度も追い風として、今後さらにクラウドサービス市場は成長が見込まれると言えると考えております。それらを背景に、ソフトウェア投資における提供形態別の市場規模の推移では、今後SaaS型での提供のシェアが益々上がるものと予測されております。株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場 2020年版」（2020年9月）によれば、ソフトウェア投資におけるSaaS比率は2024年度には56%に達すると見込まれております。

### 提供形態別ソフトウェア市場規模予測（百万円）



（出典：株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場 2020年版」（2020年9月）より当社作成）

加えて、株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場 2020年版」（2020年9月）によると、2020年4～6月のソフトウェア投資は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で日本企業の売上が減収になる中でも、前年比でプラスを維持しています。

| 摘要   |               | 令和2年度（2020年度） |            |
|------|---------------|---------------|------------|
|      |               | 令和2年1月～3月末    | 令和2年4月～6月末 |
| 売上高  |               | +1.0%         | -5.2%      |
| 設備投資 | ソフトウェア含む、土地除く | -1.0%         | -4.4%      |
|      | ソフトウェア除く、土地除く | -1.6%         | -5.4%      |
|      | ソフトウェアのみ      | -1.0%         | +3.8%      |

（出典：株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場 2020年版」（2020年9月）より当社作成）

また、経済産業省が2018年9月に発表した「DXレポート」で謳われている「2025年の崖」、電子帳簿保存法や2023年10月に始まる電子インボイス制度などにより、請求業務を含む様々な業務改善やデータ活用といった切り口でソフトウェア投資が国内において広まっていくものと考えております。

以上の通り、人口減少が我が国の経済成長の大きな壁となりうると考えられる中で、我が国経済の発展のために、人手不足を補い、労働生産性を向上させるために、ソフトウェア投資、特にその中でもSaaSの利活用がその利便性などから今後さらに注目されることが見込まれます。

さらに、経済産業省が2020年7月に発表した「令和元年度 内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（電子商取引に関する市場調査）」報告書では、2019年における企業間電子商取引は約353兆円となったと報告されております。一方、請求管理ロボが処理した取引金額は2020年には約2,660億円（前年比151%）へ成長したものの、上記約353兆円と比較すると相対的にはまだごくわずかの取引金額であります。

以上より、当社のフィナンシャルクラウドの大きな成長機会が存在していると考えております。

#### （3）経営上の目標の達成状況を客観的に判断するための指標等

当社の事業はこれまで説明した通り、既存顧客から継続的に上がるリカーリング収益が売上の大半を占め、安定的かつ主要な収益基盤となっております。そのため、両事業におけるリカーリング収益比率、さらにそのリカーリング収益を生み出している既存のアカウント数やアカウント毎のARPAを当社の経営上重要な指標として定めております。

#### （4）経営戦略

当社は上記の通り、経営上重要な指標を定めております。各指標を着実かつ持続的に向上させる取り組みを行い、企業価値の最大化を目指してまいります。具体的な取り組みについては、下記「（5）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」をご覧ください。

#### （5）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

（ペイメント）

##### ① 新規契約アカウントの増加

- ・当社インターネット決済代行サービスの認知の拡大：当社及びそのサービスの認知度はまだ改善の余地が多いと考えており、webマーケティングを中心にマーケティングを強化し、認知向上を目指します。主なターゲットとしているサブスクリプションビジネスへの当社サービスの価値訴求を重点的に強化してまいります。
- ・営業体制の強化：問い合わせに適時適切に対応し契約に結び付けるために、営業人員の増員や教育に注力してまいります。
- ・フィナンシャルクラウドとのクロスセル：請求管理ロボの既存顧客で当社インターネット決済代行サービスを利用していない顧客が未だ多く存在しております。クロスセルによる当社決済サービスの利用アカウント拡大にも注力してまいります。
- ・パートナー拡大：効率的に問い合わせを増やすためには、システム開発会社などのパートナーを増加させ、共存共栄のエコシステムを構築することが必要と考えております。

##### ② ARPAの向上

サービスの機能強化とそれを支える開発力：サブスクリプションビジネスに顕著なように、既存顧客の管理や継続的なサービスの付加価値の向上の重要性が高まっております。機能強化を通じて当社サービスの付加価値向上、

それによるARPAの向上が収益性の向上には必要と考えております。また、それを可能とする開発体制の整備、強化が必要と考えております。

(フィナンシャルクラウド)

### ③ 新規契約アカウントの増加

- ・マーケティングの拡大：webマーケティングやタクシー広告、各種展示会への出展を中心に問い合わせを獲得してきましたが、さらにマスに訴求するマーケティングなどの活用も検討しながら、費用対効果を鑑みて効率的に問い合わせを増加させる施策を強化してまいります。

- ・営業体制の強化：2019年末よりインサイドセールス課・アカウントセールス課の2課体制を敷いて、営業活動のプロセス毎の分業体制を整備しました。今後各チームの各プロセスにおける習熟度の向上、増員、各プロセスにおける適切なKPIの設定を通じて営業体制をさらに強化してまいります。

- ・他社システムへの請求管理ロボの「組み込み」：請求管理ロボ単体で解決できない課題を持っている潜在顧客が多く存在していると考えております。顧客管理システムや会計システムなど請求業務を起点とした周辺業務向けのシステムとの連携を強化し、請求管理ロボの一部または全部の機能を他社システムに組み込んでもらい、請求管理ロボ単体、他システム単体では解決できない課題を持っている顧客へのアプローチを、他社と協力して進めてまいります。

### ④ ARPAの向上

- ・Salesforce®との連携：現在フィナンシャルクラウドの顧客の大半がクラウド版の請求管理ロボを利用しております。一方で、「請求管理ロボ for Salesforce」やSalesforce®とのAPI連携により、大手顧客においてニーズが高いとされるカスタマイズ性が具備されたサービス提供が可能となります。大手顧客はARPAが高い領域と考えており、今後当該顧客セグメントへ販売を強化していくことが事業の成長には重要と認識しております。

- ・アップセル：当社の決済システムに連携できる決済連携オプション、請求書のカスタマイズが可能になる請求書カスタマイズオプションや請求業務のアウトソースを可能にするまるなげオプションなど多様なオプションを展開しております。既存顧客へのオプションの拡販やさらに幅広い顧客のニーズに応えるべくオプションのラインアップを強化し、ARPAの向上を目指してまいります。これにより同一顧客からの新たな収益の獲得に繋がり、収益性の向上に資すると考えております。

### ⑤ 請求管理ロボの迅速な導入のためのサービス強化

- ・インプリメントサービス（注）の強化：請求管理ロボを迅速かつ効果的に活用いただくためには、顧客のニーズやシステム環境に応じた導入支援、場合によっては外部ベンダーを利用したシステム構築を行う必要があり、そのサポート体制の有無が契約に影響を及ぼす可能性があります。当社内部にてインプリメントを担う人材の育成を行うとともに、外部ベンダーをパートナーとし、顧客の状況に応じた導入、実装に関する支援を行い、契約増加、導入促進、ひいては顧客満足度の向上を目指してまいります。

（注）インプリメントサービス：要件定義からサービスの実装・運用までのコンサルティング、及びサービスの設定などのサービスのこと。

### ⑥ 解約率の低減

- ・ペイメントとのクロスセル：請求管理ロボとインターネット決済代行サービスのクロスセルが解約率低減に効果があると考えており、顧客の業務フローにより密に入り込んでいくために、クロスセルの推進が重要な経営課題と認識しております。

- ・API連携強化：API連携を推進することで、他システムとの多面的な連携が可能となり、顧客の業務フローに欠かさないサービスになると考えております。

- ・カスタマーサクセスの強化：2020年にカスタマーサクセスチームを新設し、解約率の低減を目指しております。具体的には、新規顧客が請求管理ロボを導入する際の導入支援や利用が少ない顧客へのコンサルティングなどで、解約を未然に防ぐ施策を講じておりますが、体制が整備されてから1年程度とまだ日が浅く、人員を中心とする体制面や提案力など、まだ改善余地が多くあります。人員補充を進めるとともに、提案力を強化し、顧客の課題解決により貢献し、解約率の低減を引き続き目指してまいります。

(両事業共通)

⑦ 優秀な人材の確保

当社は、今後、事業拡大を継続していくためには、上記の通り、営業、カスタマーサクセス、開発等において優秀な人材の確保が不可欠であると考えております。当社のミッション、ビジョンに共感してもらえらる優秀な人材を獲得し、合わせて、教育プラン、評価制度、働きやすい環境を整備することで、個人のスキルアップを促しつつ、当社への定着率の向上に努めてまいります。

⑧ サービス機能の拡充

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、様々な顧客ニーズに応えるべく、各社が提供するサービスのアップデートを日々行っております。当社も既存顧客の満足度を向上させながら、顧客基盤をさらに広げるべく、新たなサービス機能の追加を行い、サービス提供を拡大してまいります。また、そのために必要な開発体制の整備を進めてまいります。

⑨ 利益およびキャッシュ・フローの創出

当社のフィナンシャルクラウドは上述した通りSaaSビジネスであります。リカーリング収益が収益の大半であるため、顧客のサービス利用が継続すればするほど収益が地層のように積み上がるモデルとなっております。そのため、ITサービス業界における伝統的なシステムの一括売り切り型のモデルと比較すると、サービス開始直後において、売上高に対する開発費用や顧客獲得費用の割合が相対的に大きくなる傾向があり、収支的には赤字が先行するという特徴があります。

一方で、当社が創業以来サービスを継続しているペイメントは、インターネット決済代行サービス市場の堅調な成長にも支えられ、当社のキャッシュカウビジネスとして売上、利益ともに安定的に成長をしております。そのためSaaSビジネス単体のみの企業に比べて、全社で見るとキャッシュ・フローが安定しており、外部からの資金調達に大きくは依存しない体制となっております。

当社としては、フィナンシャルクラウドにおける持続的な成長を実現するため、引き続き投資は継続しながらも、同事業の営業利益率の改善を目指すとともに、ペイメントの成長も引き続き発展させることで、全社的な利益やキャッシュ・フローの最大化に努めてまいります。

⑩ 内部管理体制とコーポレート・ガバナンスの強化

当社が持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化・効率化が重要であると考えております。それらの実効性を高めるための環境を整備し、組織的な統制・管理活動を通じてリスク管理を徹底するとともに、業務の標準化と効率化を目指しております。また、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に従い、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーからの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命とし、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。2020年10月には取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置いたしました。同委員会は委員の過半数が社外役員によって構成されており、取締役の指名、報酬体系の決定プロセス等について、より透明性と客観性を確保してまいります。

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

### (1) 事業環境について

#### ① ペイメント事業の市場動向について

当社は、ペイメント事業においてインターネット決済代行サービスを提供しております。インターネットの発展や各種高機能モバイル端末の普及などによりEC化率が上昇し、インターネット上の商取引が増加傾向にあるため、当事業の売上拡大余地は大きいものと考えております。しかしながら、経済情勢や法的規制など様々な要因により、インターネット上の商取引が急激に落ち込んだ場合、当事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② フィナンシャルクラウド事業の市場動向について

当社は、フィナンシャルクラウド事業において請求管理ロボを提供しております。当事業が立脚するクラウドサービス市場はその利便性から今後も拡大が期待されており、当事業は今後も引き続き同市場を基盤とした事業を展開する計画であります。しかしながら、今後、経済情勢や景気動向により同市場の拡大が鈍化、縮小するような場合には、当事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③ 競合他社について

インターネットの利用者は年々増加しており、それに伴い、インターネットに関連する事業への参入も年々増加しております。当社は顧客のニーズに合ったサービスの継続開発を行うことで優位性を高めております。しかしながら、インターネットを介したサービスの開発、提供は新規参入の技術的な障壁が必ずしも高いとは言えず、資金力、ブランド力を有する大手企業をはじめとする競合他社により類似したサービスが開発され、価格を始めとする競合環境が激化した場合や、より画期的な機能を包含した新たなサービスが出現した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ④ 技術革新への対応について

当社が各種サービスを提供するインターネット業界においては、新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が頻繁に行われており、変化の激しい業界となっております。そのため優秀なエンジニアの人材確保に取り組み、常に新しい技術要素をエンジニアに習得させておりますが、何らかの理由で技術革新への対応が遅れた場合、当社が提供するサービスの競争力が低下する可能性があります。

また、新技術への対応のため、予定していないシステムへの投資が必要となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクを回避するためにエンジニアの採用強化、資格取得補助等を実施し、リスクの低減を図っております。

#### ⑤ 法規制について

本書提出日現在において、当社の事業が国内において事業を行う上で、適用を受ける直接的かつ特有の法規制等は「割賦販売法の一部を改正する法律」により改正された割賦販売法上の規制を除いては存在しないと考えております。ただし、会社法や電気通信事業法をはじめとする企業活動に関わる一般的な法令諸規制の適用を受けております。当社はこれらの法規制を遵守してサービス提供をしておりますが、新たな法規制の制定や改正が行われ、当社が提供するサービスが新たな法規制の対象となる場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑥ ペイメント事業における関連法令について

ペイメント事業においては、2021年4月1日に「割賦販売法の一部を改正する法律」が施行され、当社のような決済代行業者についても、クレジットカード番号等の適切管理が義務化されました。現状、当社は、当改正で求められるクレジットカード番号等の適切管理のための「必要な措置」として、後記のとおり、「PCI DSS」に準拠した対応をとっているほか、法改正に適切に対応しており、当改正は、ペイメント事業の業績に影響があるものではありません。他方、当社の重要な契約の締結先であるクレジットカード会社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の適用を受けており、当社の加盟店の中には「特定商取引法」の適用を受ける先があります。これらの法律の適用を受けるペイメント事業の取引先が法令に違反した場合や行政の指示・指導により事業に制約を受けた場合、ペイメント事業が取扱う決済件数や決済金額の変動等を通じて、ペイメント事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、現時点の法規制等に従って業務を遂行しており、また、弁護士や外部諸団体を通じて新たな法規制及び加盟店を含めた取引関係先の法規制改正の情報を直ちに入手できる体制を整えております。

しかしながら、今後クレジットカード業界に関する法規制、及びペイメント事業の顧客である加盟店の事業に関連する法規制等の制定により、ペイメント事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑦ 個人情報の保護について

当社は、提供サービスに関連して個人情報を取り扱っているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。具体的には、ペイメント事業の決済システムにおいては、クレジットカード情報などの重要な情報を管理しており、フィナンシャルクラウド事業においては、企業情報、取引情報をはじめとした機密情報を取り扱っております。そのため、個人情報保護に関しては重要課題と認識しております。ペイメント事業における決済システムは、JCB・American Express・Discover・Visa・Mastercardのクレジットカードの国際ブランド5社が共同で策定した、国際セキュリティ基準「PCI DSS」については、2010年5月に最初の認証を取得した後、毎年更新される最新の認証を取得しております。その他、個人情報の取扱いに関しては、日本工業規格「JIS Q 15001：個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定するプライバシーマークを取得しており、法律への適合性に加え、自主性により高いレベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立及び運用しております。

このように当社は、個人情報の外部漏洩防止施策に加えて、法令及び各種ガイドラインに基づき、個人情報保護基本規程を制定し、個人情報取扱フローの明確化を図っております。また、同規程に基づき、定期的に役職員への教育を実施し、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、外部からの不正アクセスや当社関係者の故意又は過失によりペイメント事業における当社が保持するカード情報などの個人情報が流出する等の問題が発生した場合には、当社の顧客等に対する信頼の著しい低下、賠償金支払い等により、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑧ 知的財産権について

当社が運営するサービスにおいて使用する商標、ソフトウェア、システム等については、現時点において、第三者の知的財産権を侵害するものではないと認識しております。今後も、第三者の知的財産権の侵害を回避するため、弁理士等の外部専門家と連携していく方針であります。

しかしながら、当社の事業分野で当社が認識していない知的財産権が既に成立している可能性は否定できません。そのような場合、当社が第三者の知的財産権を侵害したことによる損害賠償請求や使用差し止め、権利に関する使用料等の支払請求がなされ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑨ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や政府による緊急事態宣言の発令を受け、当社ではテレワークを推進する環境整備を進め、テレワークを推奨し、顧客への提供価値を下げることなく、従業員とご家族の安全を確保する取り組みを実施してまいりました。

現在、業績に大きな影響を与えるような状況は生じておりませんが、感染拡大による経済活動の停滞が長期化することにより日本経済の景気が著しく悪化する可能性があります。その結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑩ 自然災害及び事故等について

当社は、自然災害及び事故等に備え、定期的システム等バックアップ、システム稼働状況の常時監視等によりトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社所在地近辺において、大地震等の自然災害が発生した場合、当社設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生して、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 当社の事業内容及びサービスについて

#### ① 特定サービスへの依存について

当社はペイメント事業・フィナンシャルクラウド事業の2事業を有し、特定の事業に依存しない事業ポートフォリオを構築しておりますが、ペイメント事業はインターネット決済代行サービス、フィナンシャルクラウド事業は請求管理ロボに依存した事業になっております。今後も両事業において既存サービスの取引拡大に努めると同時に競合企業のサービスとの差別化をより図るとともに、新サービスの企画、開発に積極的に取り組んでまいります。

しかしながら、これらが計画通りに進まず、上記依存度が変わらない場合には、当該サービスの売上高の変動が当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 情報処理センターネットワークの利用について

当社は、株式会社日本カードネットワークが運営するCARDNETを利用することにより、インターネット決済代行サービスを提供しています。CARDNETは、加盟店とクレジットカード会社の間で決済データの中継を行うオンラインネットワークシステムで、当社は加盟店に代わり、決済データをCARDNET経由でクレジットカード会社へ伝送しており、インターネット決済代行サービス提供に不可欠なものであります。そのため、CARDNETの障害等の理由によりサービス利用が困難になるといった不測の事態が起こった場合には、当社はインターネット決済代行サービスの提供が困難になります。一方で、CARDNETは20年以上に及ぶ豊富な運用実績と高い信頼性を有するものであり、クレジットカード会社や決済代行会社の多くが決済情報の授受に利用していることから、当該ネットワークの利用が困難になるという事態が発生する可能性は極めて低いと考えております。

③ 業務代行に関する契約について

当社は、ペイメント事業においてクレジットカード会社と加盟店間の加盟店契約において発生するクレジットカード決済に係る売上承認請求業務及び売上請求業務等を事務代行するために、必要な提携契約を各クレジットカード会社と締結しております。常に主要なクレジットカード会社との連絡を密にし、より強固な関係を築いていく所存ではありますが、万が一、主要なクレジットカード会社から契約解除の申し出や条件変更等の接続制限がなされた場合は、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 代表加盟に関する契約について

当社は、ペイメント事業において加盟店のクレジットカード決済業務に係る事務を代行する目的として、各クレジットカード会社と包括加盟に関する契約を締結しております。但し、通常クレジットカード会社が加盟店に対して行う売上代金支払いを当社の責任範囲で行うため、当社が加盟店に代金支払いを完了した後に、加盟店の不正な売上請求や倒産等の契約解除に相当する状態となったことが判明した場合には、その回収が困難になるチャージバックリスクが生じます。このようなリスクを回避するために、加盟店の契約時にクレジットカード会社の審査に加え、当社においても開設サイトの存在確認、及び特定商取引に関するサイト上の表記確認等を行うと共に、月毎に滞留債権管理を実施しております。また、前払い式の継続的サービス提供を行っている加盟店が倒産した場合に、当該加盟店の顧客が継続的サービス提供の対価として当該加盟店に対して前払いした金額のうち、加盟店が倒産した時点において、顧客が未だ提供を受けていないサービスに対する対価の金額の相当分を当社が負担するリスクがあります。

⑤ 加盟店等からのクレジットカード情報の流出について

ペイメント事業において、万が一、当社の加盟店等からクレジットカード情報が漏洩した際は、原則、加盟店等が賠償負担を行うため当社に影響はありません。しかしながら、加盟店等に賠償負担する支払い能力がない場合、当社が連帯責任として、クレジットカード再発行手数料等の賠償を負担する可能性があります。当該リスクを軽減するため、当社では、クレジットカード情報を加盟店等ではなく当社が保持するフローの促進などを行っております。

⑥ 信用リスク及び貸倒リスクについて

当社は、事業活動を行う中で、取引先への信用供与を行っております。当社として取引先への与信情報は社内規程に従って審査しております。

また、当社は、取引開始時に信用調査や与信管理を実施し、売掛債権が発生した場合に貸倒れが出ないように努め、過去の貸倒実績率等に基づいて貸倒引当金を計上しておりますが、予期せぬ貸倒れが発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ パブリッククラウドについて

当社は、サービス及びそれを支えるシステム、並びにインターネット接続環境の安定した稼働が、事業運営の前提であると認識しております。当社の提供するインターネット決済代行サービス、請求管理ロボは、外部クラウドサーバ（例：Amazon Web Services、以下「AWS」という。）にてユーザーの企業情報ははじめとする情報や、サービスに関するシステムの全てを管理することによってサービスを提供しており、利用しているAWSなどのパブリッククラウドの安定的な稼働が当社の業務遂行上必要不可欠な事項となっております。そのため、当社では利用しているAWSなどのパブリッククラウドが継続的に稼働しているかを監視しており、障害が発生した場合には、当社の役職員が迅速に当該事実を認識し、早急に復旧するための体制を整えております。しかしながら、利用しているAWSなどのパブリッククラウドの不備や人為的な破壊行為、役職員の過誤、自然災害等、当社の想定していない事象の発生によるサービスの停止により収益機会の逸失等を招く恐れがあります。このような事態が発生した場合には当社が社会的信用を失うこと等が想定され、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ システムトラブルについて

当社のサービスは、通信事業者が提供する公衆回線、専用回線及びインターネット網を利用することを前提としたものであるため、自然災害または事故・外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入・コンピュータウイルス・サイバー攻撃等により、通信ネットワークの切断やアプリケーションの動作不良が予測されます。また、予期せぬクレジットカード会社など決済事業者のシステムダウンや当社のシステムの欠陥により、当サービスが停止する可能性もあります。このようなリスクを回避するために、外部・内部からの不正侵入に対するセキュリティ対策、24時間のシステム監視態勢、システム構成の冗長化、並びに社内規程の整備運用等により然るべき対応を適宜図っております。しかしながら、このような事象が発生した場合は、当社に損害賠償請求や障害事後対応により営業活動に支障をきたし機会損失が発生し、さらに当サービスへの信用が失墜し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 訴訟について

当社は本書提出日現在において、重大な訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社が事業活動を行う中で、当社が提供するサービスの不備、当社が提供する請求管理ロボ及びアプリケーションの不具合、個人情報及びクレジットカード情報等の漏洩等により、訴訟を受けた場合には、当社の社会的信用が毀損され、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 当社の事業体制について

① 代表者への依存について

当社代表取締役清久健也は、当社の重要事項に関する意思決定、基幹事業の推進等において、重要な役割を果たしております。従いまして、同氏が何らかの理由により当社の業務を遂行することが不可能あるいは困難となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 小規模組織であることについて

当社は、組織規模が小さく、規模に応じた業務執行体制となっており、各業務分野、内部管理において少人数の人材に依存しております。当社では特定の人員に過度の依存をしないよう組織的な経営体制を整備し、全般的な経営リスクの軽減に努めると共に、内部管理体制の整備・強化を図ってまいりますが、何らかの理由で従業員等に業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは従業員が社外に流出した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 人材の獲得・定着及び育成について

当社は、競争力の向上及び今後の事業展開のため、優秀な人材の獲得・定着及び育成が重要であると考えております。しかしながら、優秀な人材の獲得・定着及び育成が計画通りに進まない場合や優秀な人材の社外流出が生じた場合には、競争力の低下や事業規模拡大の制約要因になる可能性があります。当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 内部管理体制の構築について

当社は、今後の事業拡大に対応するため、内部管理体制をさらに強化する必要があると認識しております。今後は人材採用及び育成を行うこと等により内部管理体制の強化を図っていく方針であります。しかしながら、事業の拡大ペースに応じた内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ コンプライアンス体制について

当社は、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要と考えております。そのため、コンプライアンスに関する社内規程を策定し、全役員及び全従業員を対象として外部研修及び社内研修を実施し、周知徹底を図っております。併せて、コンプライアンス体制の強化に全社を挙げて取り組んでおります。しかしながら、これらの取組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社の企業価値及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) その他

##### ① 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元と同時に財務基盤を強固にするとともに競争力を確保し、積極的に事業拡大を図っていくことが重要な経営課題であると認識しております。内部留保資金につきましては、システム開発投資、広告宣伝活動及び優秀な人材の採用等の必要資金や、今後予想される経営環境の変化に対応するための資金として、有効に活用してまいりたいと考えておりますが、今後の配当実施の可能性、実施時期については今後の業績の推移や財務状況等を考慮した上で、将来の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案して決定していきたいと考えております。

##### ② 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブの目的で新株予約権を付与しております。また、一部社外協力者に対しても継続的な協力関係の維持のため新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が行使された場合、当社株式が新たに発行され、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は352,566株であり、発行済株式総数3,618,566株の9.7%に相当しております。

##### ③ ベンチャーキャピタル等の株式保有割合について

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は3,618,566株であり、このうち646,908株（発行済株式総数の17.9%）についてはベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業有限責任組合（以下「ベンチャーキャピタル等」という。）が保有しております。

一般的に、ベンチャーキャピタル等が未上場会社の株式を取得する場合、上場後には保有する株式を売却しキャピタルゲインを得ることがその目的のひとつであり、当社におきましても、上場後にベンチャーキャピタル等によりその保有株式が売却される可能性があります。そのような場合には、短期的に需給が悪化し当社の株価が低下する可能性があります。

##### ④ 資金使途について

当社は、上場時に調達する資金使途については、システム開発や事業拡大に伴う人件費及び広告宣伝費へ充当する予定でございます。

しかしながら、インターネット関連市場は変化が激しく、その変化に柔軟に対応するため、上記計画以外の使途に使用する可能性があります。また、上記計画通りに資金を使用したとしても当初想定していた事業規模の拡大が進まない可能性があります。なお、将来にわたっては、資金調達の使途の前提となっている事業計画・方向性が見直される可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### ① 財政状態の状況

第21期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

###### （資産）

当事業年度末における流動資産は前事業年度末に比べ510,544千円減少し、3,310,704千円となりました。その主な要因は、ペイメントにおいて加盟店への入金サイクルを前倒ししたことによる現金及び預金の減少1,013,349千円及び前渡金の増加459,498千円によるものであります。

固定資産は前事業年度末に比べ239,380千円増加し432,536千円となりました。これは主にソフトウェアの開発に伴う無形固定資産の増加133,882千円及び保有株式の上場による投資有価証券の増加117,596千円によるものです。

この結果、資産合計は前事業年度末に比べ271,163千円減少し3,743,240千円となりました。

###### （負債）

当事業年度末における流動負債は前事業年度末に比べ484,818千円減少し、3,404,868千円となりました。その主な要因は、ペイメントにおける加盟店への入金を前倒ししたことによる預り金の減少512,099千円によるものであります。

固定負債は前事業年度末に比べ53,966千円減少し、70,630千円となりました。これは1年内返済予定の長期借入金への振替による長期借入金の減少53,966千円によるものであります。

この結果、負債合計は前事業年度末と比べ538,784千円減少し、3,475,498千円となりました。

###### （純資産）

純資産合計は、前事業年度末と比較して267,620千円増加し、267,742千円となりました。その主な要因は、第三者割当増資を行ったことによる資本金及び資本剰余金の増加76,497千円、当期純利益の計上による繰越利益剰余金の増加109,534千円によるものであります。

第22期第2四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

###### （資産）

当第2四半期累計期間末における流動資産は前事業年度末に比べ148,909千円減少し、3,161,794千円となりました。これは主に、預り金の減少による現金及び預金の減少99,804千円及びキャッシュレス・消費者還元事業費に基づく流動資産に含まれる立替金の減少55,848千円によるものです。

固定資産は前事業年度末に比べ7,501千円増加し440,038千円となりました。これは主にソフトウェアの開発に伴う無形固定資産の増加37,894千円及び保有株式の時価下落による投資その他の資産のその他に含まれる投資有価証券の減少48,400千円によるものです。

この結果、資産合計は前事業年度末に比べ141,408千円減少し3,601,832千円となりました。

###### （負債）

当第2四半期累計期間末における流動負債は前事業年度末に比べ179,362千円減少し、3,225,505千円となりました。これは主に、ペイメントにおける加盟店の預り金減少による預り金の減少147,640千円によるものです。

固定負債は前事業年度末に比べ17,658千円減少し、52,972千円となりました。これは1年内返済予定の長期借入金への振替による長期借入金の減少17,658千円によるものです。

この結果、負債合計は前事業年度末と比べ197,020千円減少し、3,278,477千円となりました。

###### （純資産）

当第2四半期累計期間末における純資産合計は、前事業年度末と比べ55,612千円増加し、323,355千円となりました。これは主に、四半期純利益の計上による利益剰余金の増加89,175千円によるものです。

##### ② 経営成績の状況

当事業年度におけるわが国の経済は、全世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に端を発する幅広い経済活動の自粛により、景気の急激な落ち込み、不透明性の拡大に見舞われております。政府の緊急事態宣言等による感染拡大鈍化や政府・中央銀行の機動的かつ大胆な財政・金融政策により景気の急速な持ち直しへの

期待が一時は高まりましたが、緊急事態宣言解除後の感染再拡大、2度目の緊急事態宣言の発動により先行きの不透明感が再度高まりました。

一方で、当社の事業が主として立脚する電子商取引（以下、EC）市場並びにクラウドサービス市場は、引き続き堅調な成長が見込まれております。EC市場においてはインターネットの持続的な発展、高付加価値のスマートフォンやタブレット端末のさらなる普及、物流の改革などに加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による消費者の外出自粛がもたらした「巣ごもり消費」に後押しされ、市場全体の堅調な成長が継続しております。また、クラウドサービス市場においては、クラウドサービスへの理解の進展や政府の電子帳簿保存法の改正によるペーパーレス化（電子化）の推進などを受け、様々なサービスが提供、消費されるようになっております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの企業がテレワークの実施、BCPの再構築を迫られる中、その解決策として様々なクラウドサービスがスポットライトを浴びており、クラウドサービス市場は今後も引き続き成長が見込まれる市場として注目されております。

このような経営環境の下、ペイメントにおいては、積極的な広告宣伝の継続や営業体制の強化により新規契約が好調に推移したこと、既存顧客の取扱高がEC市場の成長に比例して順調に伸張したことなどにより、売上が順調に推移しました。他方、フィナンシャルクラウドにおいては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一時的な問い合わせの落ち込みや対面での営業活動の自粛といった事象が生じたものの、ウェビナーの開催やオンライン商談の導入、積極的な広告宣伝や営業体制の強化を推進した結果、新規契約件数が年後半にかけ順調に積み上がり、売上は堅調に推移しました。

以上の結果、良好な市場環境と当社のビジネス拡大に向けた各施策の結果、両事業における順調な契約件数の積み上がりを主な背景として当事業年度の売上高は1,078,123千円（前年同期比18.4%増）となり、順調な売上高の拡大等を背景に営業利益は86,242千円（前年同期比186.6%増）、経常利益は79,555千円（前年同期比187.6%増）、当期純利益は109,534千円（前年同期は153,630千円の損失）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（ペイメント）

当セグメントにおきましては、積極的なwebマーケティング、営業体制強化により新規案件の受注件数が堅調に推移したこと、EC市場の成長に伴う既存顧客の取扱高の増加により、売上高は739,045千円

（前年同期比11.1%増）となりました。セグメント利益は、主に営業人員の増加に伴い人件費が増加したものの、売上高の増加がこれを上回り408,791千円（前年同期比16.5%増）となりました。

（フィナンシャルクラウド）

当セグメントにおきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一定の解約の増加があったものの、webマーケティングやオンラインセミナー等の様々なマーケティング施策による認知向上、営業体制強化による新規契約の増加が解約によるマイナスインパクトを吸収し、売上高は339,078千円（前年同期比38.0%増）となりました。セグメント利益は、売上高が増加したものの、主に営業人員や開発人員の増加に伴い人件費も増加し、58,753千円の損失（前年同期は89,780千円の損失）となりました。

第22期第2四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しない状況が依然として続く中で、先行きの不確実性が強まり、不透明な状況が継続しております。

このような経営環境の下、「お金をつなぐクラウドで世の中を笑顔に」というビジョンの下、ペイメント・フィナンシャルクラウドにおいて提供しているサービスの継続的な機能のアップデートや拡張、導入企業拡大に向けた広告や営業等における取り組みを進めてまいりました。

ペイメントにおいては、引き続きコロナ渦において脚光を浴びている巣ごもり消費や追い風を受けている構造的なオフラインからオンラインへの移行などを背景に新規顧客獲得や取扱高が順調に推移しております。

フィナンシャルクラウドにおいては、コロナ渦において加速している顧客におけるバックオフィス業務の効率化、デジタル化の需要の盛り上がりなどを受け、新規顧客獲得が順調に推移しております。

以上の結果、当第2四半期累計期間の経営成績につきましては、売上高657,115千円、営業利益108,470千円、経常利益111,058千円、四半期純利益89,175千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（ペイメント）

当セグメントにおきましては、積極的なwebマーケティング、営業体制強化により新規顧客獲得が堅調に推移したこと、引き続きEC市場の成長に伴い既存顧客の取扱高が増加したことにより、売上高は432,330千円となりました。セグメント利益は、新規顧客獲得のために積極的に広告宣伝費を投下し、人員も増強した一方で、売上高の伸びも順調に推移し、239,178千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(ペイメント)

当セグメントにおきましては、積極的なwebマーケティング、営業体制強化により新規顧客獲得が堅調に推移したこと、引き続きEC市場の成長に伴い既存顧客の取扱高が増加したことにより、売上高は432,330千円となりました。セグメント利益は、新規顧客獲得のために積極的に広告宣伝費を投下し、人員も増強した一方で、売上高の伸びも順調に推移し、239,178千円となりました。

(フィナンシャルクラウド)

当セグメントにおきましては、webマーケティング、オンラインセミナー、タクシー広告等の様々なマーケティング施策による認知向上、営業体制強化により新規顧客獲得が順調に推移したこと、カスタマーサクセスの施策により既存顧客におけるアップセルが実現されたことなどにより、売上高は224,784千円となりました。セグメント利益は、新規顧客獲得のために広告宣伝費を積極的に投下し、売上高が好調に推移したことにより2,055千円となりました。

### ③ キャッシュ・フローの状況

第21期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ、1,013,349千円減少し、2,476,314千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度末における営業活動による資金の減少は、876,273千円（前事業年度は690,537千円の増加）となりました。主な要因はペイメントにおける加盟店への入金の前倒しによる前渡金の増加459,498千円及び預り金の減少512,099千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度末における投資活動による資金の減少は、147,344千円（前事業年度は189,525千円の減少）となりました。主な要因は無形固定資産の取得による支出149,351千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度末における財務活動による資金の増加は、10,268千円（前事業年度は27,802千円の増加）となりました。主な要因は長期借入金の返済による支出58,320千円及び第三者割当増資に基づく株式の発行による収入68,580千円によるものであります。

第22期第2四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物は、2,376,509千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動による資金の減少は、2,496千円となりました。主な要因は税引前四半期純利益111,058千円、減価償却費22,111千円の計上により増加したものの預り金が147,640千円の減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動による資金の減少は、59,497千円となりました。主な要因は無形固定資産の取得による支出59,347千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動による資金の減少は、37,810千円となりました。主な要因は長期借入金の返済による支出35,827千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

b. 受注実績

受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

c. 販売実績

第21期事業年度及び第22期第2四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称    | 第21期事業年度<br>(自 2020年1月1日<br>至 2020年12月31日) |          | 第22期第2四半期累計期間<br>(自 2021年1月1日<br>至 2021年6月30日) |
|-------------|--------------------------------------------|----------|------------------------------------------------|
|             | 金額(千円)                                     | 前年同期比(%) | 金額(千円)                                         |
| ペイメント       | 739,045                                    | 111.1    | 432,330                                        |
| フィナンシャルクラウド | 339,078                                    | 138.0    | 224,784                                        |
| 合計          | 1,078,123                                  | 118.4    | 657,115                                        |

(注) 1. 最近2事業年度及び第22期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたっては、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しております。

なお、財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。新型コロナウイルス感染症の影響については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載しております。

(無形固定資産の減損)

当社は、無形固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

(繰延税金資産)

当社は、繰延税金資産について、将来の事業計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

② 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「第2 事業の状況 3 経営者

による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況 ②経営成績の状況」をご参照ください。

③ キャッシュ・フローの状況

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

④ 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の事業活動における主な資金需要は、既存事業の安定的かつ持続的な成長にかかる運転資金（主に人件費、広告宣伝費）及びソフトウェア投資であります。これらの事業活動に必要な資金については、営業活動によるキャッシュ・フローでまかなうことを基本として、必要に応じて金融機関からの調達を実施する予定であります。

また、当社の事業は仕入れ等が無く、提供するサービスに対するシステム利用料等をお客様から受領するビジネスモデルであり、短期的な資本の財源及び資金の流動性に問題はないものと考えておりますが、今後も資金の残高及び各キャッシュ・フローの状況を常にモニタリングしつつ、資本の財源及び資金の流動性の確保・向上に努めて参ります。

なお、現金及び現金同等物の残高は、当事業年度末において2,476,314千円であり、また、第22期第2四半期累計期間末において2,376,509千円であり、当社の事業を推進していく上で十分な流動性を確保していると考えております。

⑤ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を客観的に判断するための指標等」に記載の通り、主な経営上の重要な指標としてリカーリング収益比率、アカウント数、ARPAを重視しており、各セグメントの各指標の推移は以下の通りであります。

ペイメント

|                | 2019年12月期実績 | 2020年12月期実績 |
|----------------|-------------|-------------|
| リカーリング収益比率 (%) | 96.3        | 95.8        |
| アカウント数 (AC)    | 4,777       | 5,205       |
| ARPA (円)       | 10,153      | 12,363      |

フィナンシャルクラウド

|                | 2019年12月期実績 | 2020年12月期実績 |
|----------------|-------------|-------------|
| リカーリング収益比率 (%) | 94.3        | 95.3        |
| アカウント数 (AC)    | 378         | 468         |
| ARPA (円)       | 63,780      | 72,662      |

⑥ 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、前述の「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

⑦ 経営者の問題意識と今後の方針

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社の経営陣は、今後更なる業容拡大と成長を遂げるには、様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。また、当社を取り巻く外部環境及び内部環境を適宜適切に把握し、市場におけるニーズを識別して経営資源の最適化に努めてまいります。

#### 4【経営上の重要な契約等】

##### インターネット決済サービスに関する契約

当社は、加盟店のクレジットカード決済業務に係る事務を代行することを目的として、各クレジットカード会社と包括加盟に関する契約を締結しております。なお契約している主なクレジットカード会社は以下の通りです。

| 契約先                       | 契約の名称                    | 契約開始日       | 自動更新  |
|---------------------------|--------------------------|-------------|-------|
| 株式会社クレディセゾン               | カード通信販売加盟店契約             | 2001年5月31日  | 有(1年) |
| 株式会社ジェーシービー               | 包括代理加盟店契約書               | 2002年10月22日 | 有(1年) |
| ユーシーカード株式会社               | 通信販売加盟店契約書（決済サービス包括代理契約） | 2005年9月13日  | 有(1年) |
| UFJニコス株式会社（現三菱UFJニコス株式会社） | カード通信販売加盟店契約書（ネット通販包括代理） | 2006年10月12日 | 有(1年) |
| 株式会社東京クレジットサービス           | 加盟店契約書                   | 2006年11月1日  | 有(1年) |
| イオンクレジットサービス株式会社          | 包括代理加盟店契約書               | 2009年4月9日   | 有(1年) |
| トヨタファイナンス株式会社             | 加盟店契約書（通信販売/電子商取引）       | 2009年10月7日  | 有(1年) |
| 楽天カード株式会社                 | 包括代理加盟店契約書               | 2014年8月1日   | 有(1年) |
| 三井住友カード株式会社               | 包括代理加盟店契約書               | 2016年12月1日  | 有(1年) |

#### 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第21期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当事業年度に実施致しました設備投資等の総額は149,504千円（ソフトウェア仮勘定含む）であります。その主な内訳は、ペイメントに係る決済システムの開発に伴うソフトウェアへの設備投資58,934千円、及びフィナンシャルクラウドに係る請求管理ロボの機能改善に伴うソフトウェアへの設備投資90,303千円であります。また、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

第22期第2四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

当第2四半期累計期間に実施致しました設備投資等の総額は59,497千円（ソフトウェア仮勘定含む）であります。その主な内訳は、ペイメントに係る決済システムの開発に伴うソフトウェアへの設備投資17,363千円、及びフィナンシャルクラウドに係る請求管理ロボの機能改善に伴うソフトウェアへの設備投資41,984千円であります。また、当第2四半期累計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

2020年12月31日現在

| 事業所名<br>(所在地)  | セグメントの名称                 | 設備の内容  | 帳簿価額（千円） |               |        |               |         | 従業員数<br>(名) |
|----------------|--------------------------|--------|----------|---------------|--------|---------------|---------|-------------|
|                |                          |        | 建物       | 工具、器具<br>及び備品 | ソフトウェア | ソフトウェア<br>仮勘定 | 合計      |             |
| 本社<br>(東京都渋谷区) | ペイメント<br>フィナンシャル<br>クラウド | 本社業務設備 | 3,472    | 1,030         | 78,934 | 209,011       | 292,448 | 77          |

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 3. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数は含んでおりません。  
 4. 上記の他、他のものから賃借している設備の内容は以下の通りであります。

| 事務所名<br>(所在地)  | 設備の内容 | 事務所面積（㎡） | 年間賃借料（千円） |
|----------------|-------|----------|-----------|
| 本社<br>(東京都渋谷区) | 本社事務所 | 466.11   | 38,070    |

#### 3【設備の新設、除却等の計画】（2021年7月31日現在）

##### (1)重要な設備の新設等

| 事業所名<br>(所在地)  | セグメントの名称                 | 設備の内容                    | 投資予定金額     |              | 資金調達方法         | 着手及び完了予定年月  |             | 完成後の増加<br>能力 |
|----------------|--------------------------|--------------------------|------------|--------------|----------------|-------------|-------------|--------------|
|                |                          |                          | 総額<br>(千円) | 既支払額<br>(千円) |                | 着手          | 完了          |              |
| 本社<br>(東京都渋谷区) | ペイメント<br>フィナンシャル<br>クラウド | 既存システム改<br>修及び新機能開<br>発等 | 250,000    | —            | 自己資金及<br>び増資資金 | 未定<br>(注) 2 | 未定<br>(注) 2 | (注) 3        |

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 着手及び完了予定年月については、2022年12月期～2024年12月期を想定しておりますが、未確定であるため、未定となっております。  
 3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

##### (2)重要な除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

| 種類   | 発行可能株式総数（株） |
|------|-------------|
| 普通株式 | 10,000,000  |
| 計    | 10,000,000  |

(注) 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は5,000,000株増加し、10,000,000株となっております。

##### ②【発行済株式】

| 種類   | 発行数（株）    | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容                                                              |
|------|-----------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 普通株式 | 3,618,566 | 非上場                        | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 1、2 |
| 計    | 3,618,566 | —                          | —                                                               |

(注) 1. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は1,809,283株増加し、3,618,566株となっております。

2. 2021年6月4日開催の臨時株主総会決議により、2021年6月4日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

(第6回新株予約権)

|                                         |                                         |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 決議年月日                                   | 2014年12月24日                             |
| 付与対象者の区分及び人数(名)                         | 当社取締役 2<br>当社監査役 2(注) 6<br>当社従業員 22     |
| 新株予約権の数(個)※                             | 56                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※              | 普通株式 5,600 [11,200] (注) 1、5             |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)※                      | 500 [250] (注) 2、5                       |
| 新株予約権の行使期間※                             | 自 2017年1月1日 至 2022年12月31日               |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※ | 発行価格 500 [250]<br>資本組入額 250 [125] (注) 5 |
| 新株予約権の行使の条件※                            | (注) 3                                   |
| 新株予約権の譲渡に関する事項※                         | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。         |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※               | (注) 4                                   |

※最近事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の2017年12月期乃至2021年12月期の5事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数(1株未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て)を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が300百万円以上の場合 行使可能割合: 50%

② 営業利益が500百万円以上の場合 行使可能割合: 100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
  - (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
4. 当社が組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
  - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
5. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 付与対象者の退職による権利喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社監査役1名、当社従業員5名、社外協力者3名となっております。

## (第7回新株予約権)

|                                         |                                       |
|-----------------------------------------|---------------------------------------|
| 決議年月日                                   | 2014年12月24日                           |
| 付与対象者の区分及び人数（名）                         | 当社従業員 10（注）6                          |
| 新株予約権の数（個）※                             | 1                                     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※              | 普通株式 100 [200]（注）1、5                  |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）※                      | 500 [250]（注）2、5                       |
| 新株予約権の行使期間 ※                            | 自 2017年1月1日 至 2022年12月31日             |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※ | 発行価格 500 [250]<br>資本組入額 250 [125]（注）5 |
| 新株予約権の行使の条件 ※                           | （注）3                                  |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                        | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。       |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※              | （注）4                                  |

※最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2017年12月期乃至2021年12月期の5事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が300百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が500百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
  - (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
4. 当社が組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
  - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
5. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 付与対象者の退職による権利喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員1名となっております。

## (第8回新株予約権)

|                                         |                                                    |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 決議年月日                                   | 2018年3月29日                                         |
| 付与対象者の区分及び人数（名）                         | 当社取締役 2<br>当社監査役 1（注）7、8<br>当社従業員 6<br>KKキャピタル株式会社 |
| 新株予約権の数（個）※                             | 57,750                                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※              | 普通株式 57,750 [115,500]（注）2、6                        |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）※                      | 1,515 [758]（注）3、6                                  |
| 新株予約権の行使期間 ※                            | 自 2018年3月30日 至 2028年3月29日                          |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※ | 発行価格 1,516 [758]<br>資本組入額 758 [379]（注）6            |
| 新株予約権の行使の条件 ※                           | （注）4                                               |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                        | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。                    |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※              | （注）5                                               |

※最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1円で有償発行しております。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2019年12月期乃至2027年12月期の9事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が300百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が500百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
  - (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
5. 当社が組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使の条件  
（注）4に準じて決定する。
  - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
6. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 付与対象者の退職による権利喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社監査役1名、当社従業員4名、KKキャピタル株式会社となっております。
8. KKキャピタル株式会社は、当社代表取締役清久健也の資産管理会社であります。

## (第9回新株予約権)

|                                         |                                           |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------|
| 決議年月日                                   | 2018年3月29日                                |
| 付与対象者の区分及び人数(名)                         | 社外協力者 1                                   |
| 新株予約権の数(個)※                             | 33,000                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※              | 普通株式 33,000 [66,000] (注) 2、6              |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)※                      | 1,515 [758] (注) 3、6                       |
| 新株予約権の行使期間 ※                            | 自 2018年3月30日 至 2028年3月29日                 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※ | 発行価格 1,516 [758]<br>資本組入額 758 [379] (注) 6 |
| 新株予約権の行使の条件 ※                           | (注) 4                                     |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                        | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。           |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※              | (注) 5                                     |

※最近事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1円で有償発行しております。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝ $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の2019年12月期乃至2027年12月期の9事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数(1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て)を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が300百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が500百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定める

ものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 当社が組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

（注）4に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## (第10回新株予約権)

|                                         |                                         |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 決議年月日                                   | 2018年3月29日                              |
| 付与対象者の区分及び人数（名）                         | 当社従業員 31（注）6                            |
| 新株予約権の数（個）※                             | 3,400                                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※              | 普通株式 3,400 [6,800]（注）1、5                |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）※                      | 1,515 [758]（注）2、5                       |
| 新株予約権の行使期間 ※                            | 自 2020年3月30日 至 2028年3月29日               |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※ | 発行価格 1,515 [758]<br>資本組入額 758 [379]（注）5 |
| 新株予約権の行使の条件 ※                           | （注）3                                    |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                        | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。         |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※              | （注）4                                    |

※最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2019年12月期乃至2027年12月期の9事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1株未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が300百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が500百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
  - (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
4. 当社が組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
  - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
5. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 付与対象者の退職による権利喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員16名となっております。

## (第11回新株予約権)

|                                         |                                           |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------|
| 決議年月日                                   | 2019年5月15日                                |
| 付与対象者の区分及び人数(名)                         | 当社取締役 2<br>社外協力者 1                        |
| 新株予約権の数(個)※                             | 21,028                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※              | 普通株式 21,028 [42,056] (注) 2、6              |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)※                      | 1,515 [758] (注) 3、6                       |
| 新株予約権の行使期間※                             | 自 2019年5月17日 至 2029年5月16日                 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※ | 発行価格 1,516 [758]<br>資本組入額 758 [379] (注) 6 |
| 新株予約権の行使の条件※                            | (注) 4                                     |
| 新株予約権の譲渡に関する事項※                         | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。           |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※               | (注) 5                                     |

※最近事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1円で有償発行しております。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の2020年12月期乃至2028年12月期の9事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数(1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て)を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が300百万円以上の場合 行使可能割合: 50%

② 営業利益が500百万円以上の場合 行使可能割合: 100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等によ

り参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 当社が組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

（注）4に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## (第12回新株予約権)

|                                         |                                           |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------|
| 決議年月日                                   | 2019年5月15日                                |
| 付与対象者の区分及び人数(名)                         | 当社監査役 3<br>社外協力者 6 (注) 7                  |
| 新株予約権の数(個)※                             | 13,590                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※              | 普通株式 13,590 [27,180] (注) 2、6              |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)※                      | 1,515 [758] (注) 3、6                       |
| 新株予約権の行使期間※                             | 自 2019年5月17日 至 2029年5月16日                 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※ | 発行価格 1,516 [758]<br>資本組入額 758 [379] (注) 6 |
| 新株予約権の行使の条件※                            | (注) 4                                     |
| 新株予約権の譲渡に関する事項※                         | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。           |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※               | (注) 5                                     |

※最近事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1円で有償発行しております。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の2020年12月期乃至2028年12月期の9事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数(1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て)を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が300百万円以上の場合 行使可能割合: 50%

② 営業利益が500百万円以上の場合 行使可能割合: 100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等によ

り参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 当社が組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

（注）4に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者の退任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社監査役2名、社外協力者7名となっております。

## (第13回新株予約権)

|                                         |                                           |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------|
| 決議年月日                                   | 2019年5月15日                                |
| 付与対象者の区分及び人数(名)                         | 当社取締役 3<br>当社従業員 46(注) 6                  |
| 新株予約権の数(個)※                             | 9,065 [7,115]                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※              | 普通株式 9,065 [14,230] (注) 1、5               |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)※                      | 1,515 [758] (注) 2、5                       |
| 新株予約権の行使期間※                             | 自 2021年5月17日 至 2029年5月15日                 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※ | 発行価格 1,515 [758]<br>資本組入額 758 [379] (注) 5 |
| 新株予約権の行使の条件※                            | (注) 3                                     |
| 新株予約権の譲渡に関する事項※                         | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。           |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※               | (注) 4                                     |

※最近事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の2020年12月期乃至2028年12月期の9事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数(1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て)を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が300百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が500百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定める

ものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 当社が組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

5. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 付与対象者の退職による権利喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員34名、社外協力者3名となっております。

## (第14回新株予約権)

|                                         |                                           |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------|
| 決議年月日                                   | 2019年10月11日                               |
| 付与対象者の区分及び人数（名）                         | 当社取締役 1                                   |
| 新株予約権の数（個）※                             | 17,900                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※              | 普通株式 17,900 [35,800] （注） 2、6              |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）※                      | 1,515 [758] （注） 3、6                       |
| 新株予約権の行使期間 ※                            | 自 2019年10月15日 至 2029年9月30日                |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※ | 発行価格 1,516 [758]<br>資本組入額 758 [379] （注） 6 |
| 新株予約権の行使の条件 ※                           | （注） 4                                     |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                        | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。           |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※              | （注） 5                                     |

※最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1円で有償発行しております。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2020年12月期乃至2028年12月期の9事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が300百万円以上の場合 行使可能割合： 50%

② 営業利益が500百万円以上の場合 行使可能割合： 100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定める

ものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 当社が組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

（注）4に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## (第15回新株予約権)

|                                         |                                         |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 決議年月日                                   | 2019年10月11日                             |
| 付与対象者の区分及び人数（名）                         | 当社従業員 1                                 |
| 新株予約権の数（個）※                             | 5,400 [1,800]                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※              | 普通株式 5,400 [3,600]（注）1、5                |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）※                      | 1,515 [758]（注）2、5                       |
| 新株予約権の行使期間 ※                            | 自 2021年10月15日 至 2029年9月30日              |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※ | 発行価格 1,515 [758]<br>資本組入額 758 [379]（注）5 |
| 新株予約権の行使の条件 ※                           | （注）3                                    |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                        | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。         |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※              | （注）4                                    |

※最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- 2．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

### 3．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2020年12月期乃至2028年12月期の9事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1株未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が700百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が1,000百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
  - (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
4. 当社が組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
  - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
5. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## (第16回新株予約権)

|                                         |                                             |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------|
| 決議年月日                                   | 2020年3月27日                                  |
| 付与対象者の区分及び人数（名）                         | 当社従業員 2（注）6                                 |
| 新株予約権の数（個）※                             | 4,700 [2,000]                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※              | 普通株式 4,700 [4,000]（注）1、5                    |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）※                      | 2,805 [1,403]（注）2、5                         |
| 新株予約権の行使期間 ※                            | 自 2022年3月31日 至 2030年3月27日                   |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※ | 発行価格 2,805 [1,403]<br>資本組入額 1,403 [702]（注）5 |
| 新株予約権の行使の条件 ※                           | （注）3                                        |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                        | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。             |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※              | （注）4                                        |

※最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2022年12月期乃至2029年12月期の8事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が700百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が1,000百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
  - (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
4. 当社が組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
  - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
5. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 付与対象者の退職による権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員1名となっております。

## (第17回新株予約権)

|                                         |                                             |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------|
| 決議年月日                                   | 2020年3月27日                                  |
| 付与対象者の区分及び人数（名）                         | 当社従業員 1（注）7                                 |
| 新株予約権の数（個）※                             | 5,400 [－]                                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※              | 普通株式 5,400 [－]（注）2、6                        |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）※                      | 2,805 [1,403]（注）3、6                         |
| 新株予約権の行使期間 ※                            | 自 2020年3月31日 至 2030年3月27日                   |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※ | 発行価格 2,806 [1,403]<br>資本組入額 1,403 [702]（注）6 |
| 新株予約権の行使の条件 ※                           | （注）4                                        |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                        | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。             |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※              | （注）5                                        |

※最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1円で有償発行しております。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝ $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2021年12月期乃至2029年12月期の9事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が700百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が1,000百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定める

ものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 当社が組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

（注）4に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者の退職による権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員0名となっております。

## (第18回新株予約権)

|                                         |                                             |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------|
| 決議年月日                                   | 2020年3月27日                                  |
| 付与対象者の区分及び人数（名）                         | 当社取締役 3<br>当社従業員 5（注）6                      |
| 新株予約権の数（個）※                             | 15,600 [－]                                  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※              | 普通株式 15,600 [－]（注）1、5                       |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）※                      | 2,805 [1,403]（注）2、5                         |
| 新株予約権の行使期間 ※                            | 自 2022年3月31日 至 2030年3月27日                   |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※ | 発行価格 2,805 [1,403]<br>資本組入額 1,403 [702]（注）5 |
| 新株予約権の行使の条件 ※                           | （注）3                                        |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                        | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。             |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※              | （注）4                                        |

※最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2022年12月期乃至2029年12月期の8事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が700百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が1,000百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定める

ものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 当社が組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

5. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 失効条件により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役0名、当社従業員0名となっております。

## (第19回新株予約権)

|                                         |                                             |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------|
| 決議年月日                                   | 2020年3月27日                                  |
| 付与対象者の区分及び人数（名）                         | 社外協力者 1（注）7                                 |
| 新株予約権の数（個）※                             | 2,400 [－]                                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※              | 普通株式 2,400 [－]（注）2、6                        |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）※                      | 2,805 [1,403]（注）3、6                         |
| 新株予約権の行使期間 ※                            | 自 2020年3月31日 至 2030年3月27日                   |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※ | 発行価格 2,806 [1,403]<br>資本組入額 1,403 [702]（注）6 |
| 新株予約権の行使の条件 ※                           | （注）4                                        |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                        | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。             |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※              | （注）5                                        |

※最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1円で有償発行しております。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2021年12月期乃至2029年12月期の9事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が700百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が1,000百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定める

ものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位、または、当社取締役会において、取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社との間で協力関係にある者として認定された地位であることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 当社が組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

（注）4に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 失効条件により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、社外協力者0名となっております。

## (第20回新株予約権)

|                                         |                                             |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------|
| 決議年月日                                   | 2021年3月26日                                  |
| 付与対象者の区分及び人数（名）                         | 当社取締役 1                                     |
| 新株予約権の数（個）※                             | 2,000                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※              | 普通株式 2,000 [4,000]（注）1、5                    |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）※                      | 3,000 [1,500]（注）2、5                         |
| 新株予約権の行使期間 ※                            | 自 2023年3月31日 至 2031年3月26日                   |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※ | 発行価格 3,000 [1,500]<br>資本組入額 1,500 [750]（注）5 |
| 新株予約権の行使の条件 ※                           | （注）3                                        |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                        | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。             |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※              | （注）4                                        |

※新株予約権証券の発行時（2021年3月31日）における内容を記載しております。新株予約権の発行時から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権の発行時における内容から変更ありません。

（注）1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2023年12月期乃至2030年12月期の8事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1株未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が800百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が1,200百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
  - (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
4. 当社が組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
  - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
5. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## (第21回新株予約権)

|                                         |                                              |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------|
| 決議年月日                                   | 2021年3月26日                                   |
| 付与対象者の区分及び人数（名）                         | 当社監査役 1                                      |
| 新株予約権の数（個）※                             | 1,000                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※              | 普通株式 1,000 [2,000] （注）2、6                    |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）※                      | 3,000 [1,500] （注）3、6                         |
| 新株予約権の行使期間 ※                            | 自 2021年3月31日 至 2031年3月26日                    |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※ | 発行価格 3,017 [1,509]<br>資本組入額 1,509 [755] （注）6 |
| 新株予約権の行使の条件 ※                           | （注）4                                         |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                        | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。              |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※              | （注）5                                         |

※新株予約権証券の発行時（2021年3月31日）における内容を記載しております。新株予約権の発行時から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権の発行時における内容から変更ありません。

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき17円で有償発行しております。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2022年12月期乃至2030年12月期の9事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が800百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が1,200百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定める

ものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 当社が組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

（注）4に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## (第22回新株予約権)

|                                         |                                               |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 決議年月日                                   | 2021年3月26日                                    |
| 付与対象者の区分及び人数(名)                         | 当社取締役 2<br>当社従業員 4                            |
| 新株予約権の数(個)※                             | 10,000                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※              | 普通株式 10,000 [20,000] (注) 1、5                  |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)※                      | 3,000 [1,500] (注) 2、5                         |
| 新株予約権の行使期間※                             | 自 2023年3月31日 至 2031年3月26日                     |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※ | 発行価格 3,000 [1,500]<br>資本組入額 1,500 [750] (注) 5 |
| 新株予約権の行使の条件※                            | (注) 3                                         |
| 新株予約権の譲渡に関する事項※                         | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。               |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※               | (注) 4                                         |

※新株予約権証券の発行時(2021年3月31日)における内容を記載しております。新株予約権の発行時から提出日の前月末現在(2021年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権の発行時における内容から変更ありません。

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の2023年12月期乃至2030年12月期の8事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数(1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て)を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が800百万円以上の場合 行使可能割合：50%

② 営業利益が1,200百万円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定める

ものとする。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 当社が組織再編成行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

5. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日                  | 発行済株式総数<br>増減数 (株) | 発行済株式総<br>数残高 (株) | 資本金増減額<br>(千円) | 資本金残高<br>(千円) | 資本準備金増<br>減額 (千円) | 資本準備金残<br>高 (千円) |
|----------------------|--------------------|-------------------|----------------|---------------|-------------------|------------------|
| 2016年11月30日<br>(注) 1 | 1,633,500          | 1,650,000         | —              | 121,000       | —                 | 42,000           |
| 2017年12月28日<br>(注) 2 | 132,011            | 1,782,011         | 100,328        | 221,328       | 99,668            | 141,668          |
| 2018年5月2日<br>(注) 3   | —                  | 1,782,011         | △121,328       | 100,000       | △141,668          | —                |
| 2020年3月10日<br>(注) 4  | 27,272             | 1,809,283         | 38,262         | 138,262       | 38,235            | 38,235           |
| 2021年1月26日<br>(注) 5  | —                  | 1,809,283         | △38,262        | 100,000       | △38,235           | —                |
| 2021年6月4日<br>(注) 6   | 1,809,283          | 3,618,566         | —              | 100,000       | —                 | —                |

- (注) 1. 2016年10月18日開催の取締役会決議により、2016年11月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は1,633,500株増加し、1,650,000株となっております。
2. 有償第三者割当増資（発行価格1,515円、資本組入額758円）によるものであります。主な割当先は、株式会社Orchestra Investment、株式会社100キャピタル、株式会社エルテスキャピタル、株式会社AMBITION等であります。
3. 欠損填補目的の無償減資により、資本金が121,328千円減少（減資割合54.8%）、資本準備金が141,668千円減少（減資割合100%）しております。
4. 有償第三者割当増資（発行価格2,805円、資本組入額1,403円）によるものであります。割当先は、B S P第4号投資事業有限責任組合であります。
5. 欠損填補目的の無償減資により、資本金が38,262千円減少（減資割合27.7%）、資本準備金が38,235千円減少（減資割合100%）しております。
6. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は1,809,283株増加し、3,618,566株となっております。

## (4) 【所有者別状況】

2021年7月31日現在

| 区分            | 株式の状況（１単元の株式数100株） |      |          |        |       |    |        |        | 単元未満株式の状況<br>(株) |
|---------------|--------------------|------|----------|--------|-------|----|--------|--------|------------------|
|               | 政府及び地方公共団体         | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 |    | 個人その他  | 計      |                  |
|               |                    |      |          |        | 個人以外  | 個人 |        |        |                  |
| 株主数（人）        | －                  | －    | －        | 15     | 1     | －  | 24     | 40     | －                |
| 所有株式数<br>(単元) | －                  | －    | －        | 10,897 | 3,200 | －  | 22,084 | 36,181 | 466              |
| 所有株式数の割合（％）   | －                  | －    | －        | 30.12  | 8.84  | －  | 61.04  | 100    | －                |

## (5) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2021年7月31日現在

| 区分              | 株式数 (株)        | 議決権の数 (個) | 内容                                                            |
|-----------------|----------------|-----------|---------------------------------------------------------------|
| 無議決権株式          | —              | —         | —                                                             |
| 議決権制限株式 (自己株式等) | —              | —         | —                                                             |
| 議決権制限株式 (その他)   | —              | —         | —                                                             |
| 完全議決権株式 (自己株式等) | —              | —         | —                                                             |
| 完全議決権株式 (その他)   | 普通株式 3,618,100 | 36,181    | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式          | 普通株式 466       | —         | —                                                             |
| 発行済株式総数         | 3,618,566      | —         | —                                                             |
| 総株主の議決権         | —              | 36,181    | —                                                             |

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、今後の業績の推移や財務状況等を考慮した上で、将来の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案しながら配当を検討していく方針であります。

当社は、期末配当として年1回、剰余金の配当を行うことを基本方針としております。この剰余金の配当の決議機関は株主総会であります。また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を毎年6月30日を基準日として取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

現在当社は成長過程にあると認識しており、事業上獲得した資金については事業拡大のための新規投資等に充当することを優先し、第21期事業年度の剰余金の配当については無配当とさせていただきます。

なお、次期の配当につきましては、現時点では未確定であり、今後の業績の推移や財務状況等を考慮した上で、将来の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案して決定していきたいと考えております。

内部留保資金につきましては、経営基盤の安定に向けた財務体質の強化及び事業成長に向けた投資のための資金として有効に活用していく所存であります。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

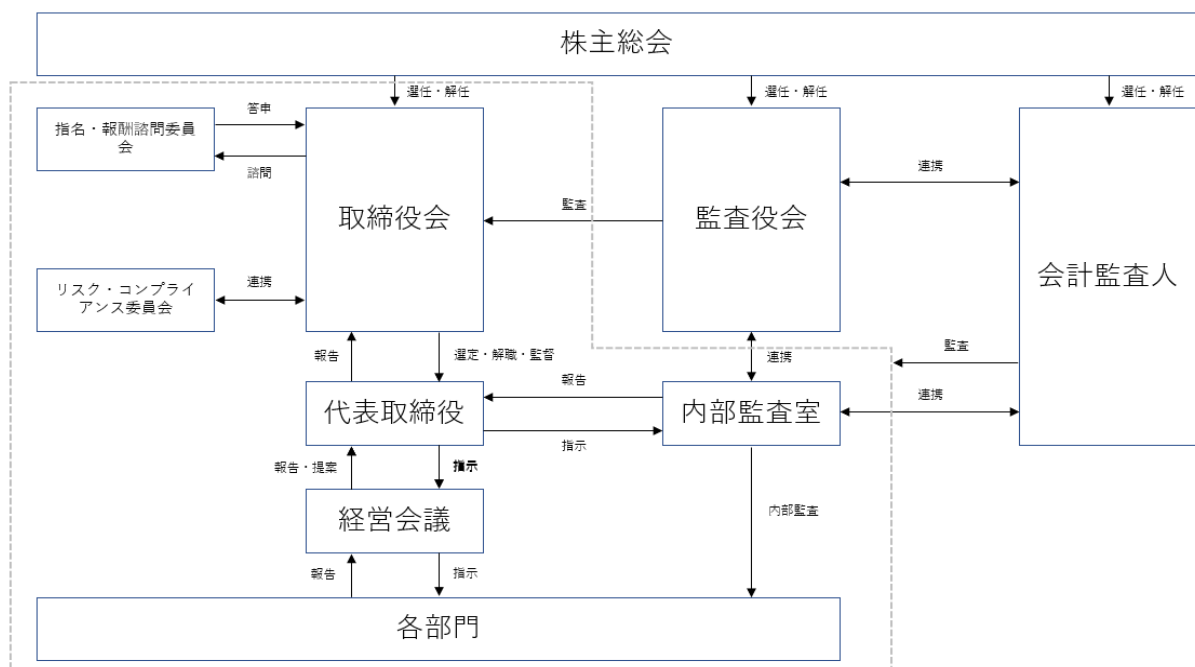
###### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させるとともに、株主をはじめとするステークホルダーの信頼を維持するものと考えております。そのためには、迅速な意思決定や適切な業務執行と共に、経営の健全性と透明性を高める公正な経営システムを構築し、実施・機能させることが極めて重要な経営課題と位置付け、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいく所存であります。

###### ② 企業統治の体制及び当該体制を採用する理由

###### a. 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。当社は監査役会制度を採用しており、取締役会及び監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築することで、取締役会の意思決定と取締役の業務執行を適正に監督及び監視しております。更に、監督及び監視を強化するため、3名の社外取締役及び3名の社外監査役を選任しております。また、監査役会、内部監査人及び会計監査人の連携により、監査体制をより強化しております。



###### b. 会社の機関の内容

###### (取締役及び取締役会)

当社の取締役会は取締役7名（代表取締役清久健也、取締役小倉政人、取締役川本圭祐、取締役久野聡太、社外取締役澤博史、社外取締役清水幸明、社外取締役長山裕一）で構成されております。代表取締役清久健也が議長となり、監査役出席の下、経営上の意思決定機関として、「取締役会規程」に基づき重要事項を決議し、取締役の職務の執行を監督しております。社外取締役として、弁護士資格を有する者、証券会社や他社代表取締役の経験を有する人材を招聘し、幅広い視野に基づいた経営の意思決定及び社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。経営の意思決定を合理的かつ迅速に行う事を目的に、毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

###### (監査役及び監査役会)

当社の監査役会は、監査役3名（常勤社外監査役石橋慶太、社外監査役金重凱之、社外監査役橋本泰生）により構成されております。常勤社外監査役の石橋慶太が議長となり、毎月開催される定例監査役会に加えて、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査計

画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。また、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。社外監査役はそれぞれ、上場企業、大手会計事務所、警察庁出身者であり、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役会へ出席するとともに、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

（内部監査室）

当社は内部監査室を設置しており、代表取締役の命を受けた内部監査担当者1名が、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、年間内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、代表取締役に対してその監査結果を報告しており、加えて監査役や取締役会へも報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

（指名・報酬諮問委員会）

当社は、取締役の指名、報酬等に係る評価、決定プロセスの透明性及び客観性を担保することで、取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化し、当社のコーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的とし、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役の指名、報酬体系等に関する原案等についての諮問に対する答申を行っております。

（委員長：取締役久野聡太、委員：社外取締役澤博史、社外取締役長山裕一）

（リスク・コンプライアンス委員会）

当社は、経営におけるリスクおよびコンプライアンス関連の事項に総合的に対処・対応するためにリスク・コンプライアンス委員会を設けております。委員長には代表取締役が就き、常勤役員、社外監査役、内部監査室室長、その他委員長が指名した者を委員として組織されております。リスク・コンプライアンス委員会は原則として月に1回開催されるほか、必要に応じて機動的に臨時で開催され、リスク・コンプライアンスに関する問題を未然に防ぐための予防策の検討、それに伴う業務ルールの見直しや研修計画、リスクマネジメントに関して協議を行っております。

（経営会議）

経営会議は、議長である代表取締役、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、各部長及び常勤監査役及び議長が必要と認めた者により構成され、原則として週に1回開催しております。重要な経営事項についての協議を通じ、迅速な経営判断を図るとともに、重要な経営事項についての事前審議、業務並びに組織運営に関する重要事項の共有や審議、協議を行っております。常勤監査役は、経営会議における意思決定プロセスの健全性、透明性の監査のため、参加しております。

（執行役員制度）

当社は、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、所管業務の執行を行っております。また、取締役会の決定事項に基づいて迅速に業務執行を行うため、原則としてオブザーバーとして取締役会に出席し、また必要に応じて担当部門の業務執行状況について報告を行うこととしております。

c. 当該体制を採用する理由

当社は、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制が確立できると判断し、監査役会設置会社制を採用しております。

代表取締役の直轄機関である内部監査室は、内部統制の運用状況の調査を行い、監査役会と連携して定期的に業務執行部署への内部監査を実施し、各部署の所管業務が法令、規制、定款及び社内諸規程等を遵守し、適正かつ有効に運営されているか否かを調査しております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携としては、定期的に三様監査の意見交換を実施しているほか、内部監査の監査現場に監査役が立ち会う等して連携強化に努めております。

### ③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、以下のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

- a. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制
  - ・ 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定める。
  - ・ 当社は、リスク・コンプライアンス委員会等において定期的の実施されるコンプライアンス遵守状況の報告等を通じ、当社におけるコンプライアンス遵守の状況を適時に把握、管理する。
  - ・ 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
  - ・ 当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
  - ・ 当社は、法令、定款及び社内諸規則等に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内外の通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
  - ・ 当社は取締役会の諮問機関として、委員の過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」を設置する。「指名・報酬諮問委員会」は、取締役の選任基準、指名、並びに報酬・賞与の体系・水準等に関する検討を行い、その結果を取締役に答申する。
- b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内諸規則等に則り作成、保存、管理する。取締役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
  - ・ 当社は、「個人情報保護基本規程」等の社内諸規則等に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- c. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク管理組織を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
  - ・ 当社は、経営会議及びリスク・コンプライアンス委員会等において定期的の実施される業務執行状況及びインシデントの報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
  - ・ 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。
- d. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
  - ・ 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
  - ・ 当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。
- e. 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内諸規則等の遵守状況を把握する。
  - ・ 当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
  - ・ 当社は、リスク・コンプライアンス委員会等において定期的の実施されるコンプライアンス遵守状況の報告等を通じ、当社におけるコンプライアンス遵守の状況を適時に把握、管理する。
  - ・ 当社は、「内部通報規程」に基づき社内外の通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
  - ・ 当社の内部監査部門は、社内諸規程等に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内諸規則等の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
  - ・ 当社の監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内諸規則等の遵守状況に問題があると認めら

れた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

- f. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
  - ・監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
  - ・監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
- g. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ・当社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
  - ・当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- h. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
  - ・当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- i. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
  - ・当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
  - ・当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
  - ・当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。
- j. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
  - ・当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力排除規程」を定める。
  - ・反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否することを基本方針とする。
  - ・反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

#### ④ リスク管理体制の整備状況

当社では、リスクマネジメントに関する基本的事項を定め、事業をとりまく様々なリスクに対して、危機の事前の回避、危機が発生した場合の会社被害の最小化、会社財産の保全、事業継続、役職員の生命身体の安全確保を実践するため、的確な管理を可能とすることを目的として「リスク管理規程」を制定しております。

また、リスク管理及びコンプライアンスの統括を目的としたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則として月に1回開催し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。

#### ⑤ 取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨を定款に定めております。

#### ⑥ 取締役の選任の決議要件

当社では、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の

1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。  
また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和する事により、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑧ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

⑨ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能にするためであります。

⑩ 責任限定契約の内容と概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、社外取締役及び社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## (2) 【役員の状況】

## ① 役員一覧

男性10名 女性一名（役員のうち女性の比率－％）

| 役職名   | 氏名    | 生年月日       | 略歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 任期    | 所有株式数<br>(株)       |
|-------|-------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------|
| 代表取締役 | 清久 健也 | 1970年5月7日  | 1993年4月 株式会社電通入社<br>2000年10月 当社代表取締役（現任）<br>2017年12月 K Kキャピタル株式会社 代表取締役（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                 | (注) 3 | 2,029,896<br>(注) 5 |
| 取締役   | 小倉 政人 | 1981年12月8日 | 2004年4月 当社入社<br>2011年1月 当社執行役員<br>2017年4月 当社取締役（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                         | (注) 3 | 13,200             |
| 取締役   | 川本 圭祐 | 1983年8月20日 | 2006年10月 当社入社<br>2014年1月 当社執行役員<br>2017年4月 当社取締役（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                        | (注) 3 | 20,000             |
| 取締役   | 久野 聡太 | 1987年4月29日 | 2010年4月 野村證券株式会社入社<br>2017年8月 Nomura Securities<br>International, Inc. 出向<br>2019年10月 当社取締役（現任）                                                                                                                                                                                                                                             | (注) 3 | －                  |
| 取締役   | 清水 幸明 | 1980年8月16日 | 2004年10月 弁護士登録<br>長島・大野・常松法律事務所入所<br>2010年8月 株式会社東京証券取引所出向<br>2010年8月 株式会社TOKYO AIM取引所 社外監査役<br>2013年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）出向<br>2015年12月 宇都宮・清水法律事務所 共同代表弁護士<br>2017年4月 法政大学法科大学院 兼任教授（現任）<br>2018年2月 宇都宮・清水・陽来法律事務所 共同代表弁護士（現任）<br>2018年11月 サンケイリアルエステート投資法人 監督役員（現任）<br>2019年10月 当社社外取締役（現任）<br>2020年11月 エッジテクノロジー株式会社 社外監査役（現任） | (注) 3 | －                  |

| 役職名 | 氏名    | 生年月日       | 略歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 任期    | 所有株式数<br>(株) |
|-----|-------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------|
| 取締役 | 澤 博史  | 1969年1月28日 | 1991年4月 富士通株式会社入社<br>2006年4月 双日株式会社入社<br>2007年7月 株式会社CSK-IS入社<br>2008年8月 株式会社イーライセンス（現株式<br>会社NexTone）取締役<br>2009年7月 データセクション株式会社 代表<br>取締役社長CEO<br>2013年4月 ソリッドインテリジェンス株式会<br>社 取締役<br>2015年4月 Weavers株式会社 取締役<br>2016年2月 株式会社日本データ取引所 取締<br>役<br>2016年8月 Money Data Bank株式会社 取締役<br>2018年4月 データセクション株式会社 取締<br>役会長<br>2018年6月 データセクション株式会社 会長<br>2018年9月 Tranzax電子債権株式会社 社外取<br>締役・監査等委員<br>2018年10月 トランザックス株式会社 取締役<br>2018年10月 株式会社プログレス（現TOKYO<br>BIG HOUSE株式会社）取締役（現<br>任）<br>2018年12月 株式会社Mac bee Plane<br>t 社外取締役（現任）<br>2019年3月 エステートテクノロジーズ株式会<br>社設立 代表取締役（現任）<br>2019年10月 当社社外取締役（現任）<br>2020年3月 アディッシュ株式会社 社外取締<br>役（現任）<br>2020年7月 データセクション株式会社 最高<br>顧問（現任） | (注) 3 | —            |
| 取締役 | 長山 裕一 | 1948年6月12日 | 1972年4月 山一証券株式会社 入社<br>1995年4月 同社公開引受部部长兼第二課長<br>1998年3月 宝印刷株式会社 入社<br>2000年3月 長山事務所（現有限会社長山事務<br>所）設立 代表（現任）<br>2005年6月 ネットビレッジ株式会社（現株式<br>会社fonfun） 社外監査役<br>2006年6月 株式会社エイジア 社外監査役<br>2009年6月 株式会社エイジア 社外取締役<br>2010年3月 株式会社グローバルウォーター<br>監査役（現任）<br>2012年10月 特定非営利活動法人YSベトナム経<br>済研究所理事<br>2015年8月 株式会社ゼスト 社外監査役（現<br>任）<br>2017年4月 株式会社エイジア 取締役<br>2018年1月 株式会社ジェイ・エス・ビー 補<br>欠監査役<br>2018年8月 株式会社ままちゅ 監査役（現<br>任）<br>2019年5月 株式会社F U C A 監査役（現<br>任）<br>2019年6月 株式会社エイジア 取締役・監査<br>等委員（現任）<br>2019年10月 当社社外取締役（現任）<br>2021年3月 株式会社コネクティ 監査役（現<br>任）                                                                                                                  | (注) 3 | —            |

| 役職名   | 氏名    | 生年月日        | 略歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 任期    | 所有株式数<br>(株) |
|-------|-------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------|
| 常勤監査役 | 石橋 慶太 | 1974年2月9日   | 1996年10月 太田昭和監査法人（現E Y新日本<br>有限責任監査法人）入所<br>1999年5月 公認会計士登録<br>2014年6月 当社常勤社外監査役（現任）<br>2014年7月 石橋慶太公認会計士事務所設立<br>（現任）<br>2015年6月 税理士登録<br>2015年7月 ふたば税理士法人 社員（現任）<br>2016年8月 公益財団法人 シオノ健康財団<br>評議員（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | (注) 4 | 4,000        |
| 監査役   | 金重 凱之 | 1945年4月5日   | 1969年4月 警察庁 入庁<br>2001年7月 株式会社電通 顧問<br>2002年5月 東京都 危機管理担当参与<br>2003年5月 株式会社国際危機管理機構 代表<br>取締役<br>2006年8月 株式会社都市開発安全機構 代表<br>取締役<br>2006年11月 株式会社トーシンパートナーズ<br>社外監査役（現任）<br>2013年4月 一般社団法人ニューメディアリス<br>ク協会 会長<br>2014年12月 株式会社LCレンディング 社外<br>取締役<br>2015年8月 タマホーム株式会社 社外取締役<br>（現任）<br>2016年7月 株式会社国際危機管理機構 取締<br>役<br>2017年9月 株式会社国際危機管理機構オーナ<br>ー 取締役<br>2017年9月 株式会社エルテスセキュリティイ<br>ンテリジェンス 代表取締役<br>2018年1月 株式会社アイケンジャパン 社外<br>取締役（現任）<br>2018年5月 株式会社エルテス 取締役<br>2019年6月 株式会社国際危機管理機構 創業<br>者 最高顧問（現任）<br>2019年6月 LCホールディングス株式会社<br>（現グローム・ホールディングス<br>株式会社） 社外取締役・監査等<br>委員<br>2019年10月 当社社外監査役（現任）<br>2019年11月 グローム・マネジメント株式会社<br>監査役（現任）<br>2020年6月 グローム・ホールディングス株式<br>会社 監査役（現任） | (注) 4 | —            |
| 監査役   | 橋本 泰生 | 1960年10月18日 | 1985年4月 立石電機株式会社（現オムロン株<br>式会社）入社<br>2010年6月 オムロン関西制御機器株式会社<br>代表取締役就任<br>2019年4月 当社社外監査役（現任）<br>2020年1月 株式会社じじインターン設立 代<br>表取締役（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | (注) 4 | —            |
| 計     |       |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |       | 2,067,096    |

- (注) 1. 取締役清水幸明、澤博史及び長山裕一は、社外取締役であります。
2. 監査役石橋慶太、金重凱之及び橋本泰生は、社外監査役であります。
3. 取締役清久健也、小倉政人、川本圭祐、久野聡太、清水幸明、澤博史及び長山裕一の任期は、2021年6月4日から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役石橋慶太、金重凱之、橋本泰生の任期は、2021年6月4日から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

5. 代表取締役清久健也の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるKKキャピタル株式会社が保有する株式数を含んでおります。
6. 当社は執行役員制度を導入しており、提出日現在の執行役員は下記の2名であります。

| 役名   | 氏名    | 職名                |
|------|-------|-------------------|
| 執行役員 | 藤田 豪人 | フィナンシャルクラウド事業部 部長 |
| 執行役員 | 森山 泰史 | セールススイネーブメント室 室長  |

## ②社外役員の状況

本書提出日現在、当社は社外取締役を3名、社外監査役を3名選任しております。当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的基準又は方針は定めていないものの、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。また、その選任方針等に当たっては、取締役会の諮問機関であり、社外役員が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会に諮問するものとし、その客観性や透明性の担保に努めております。

社外取締役の清水幸明は、弁護士としての幅広い知見及び株式会社東京証券取引所への出向の経験から当社のガバナンス向上などについて有益な助言をいただけることを期待して、社外取締役として選任しております。なお、当社との間で人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の澤博史は、IT業界における経営に関する豊富な経験から、その知見・経験を生かして社外取締役として客観的な立場から経営監視や企業運営についての助言をいただけることを期待して、社外取締役として選任しております。なお、当社との間で人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の長山裕一は、証券会社において引受業務の豊富な経験や様々な企業の役員として経営監督の経験を有しており、それらを当社の経営監視に活かしていただけることを期待して、社外取締役として選任しております。なお、当社との間で人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の石橋慶太は、EY新日本有限責任監査法人において公認会計士として15年間様々な企業の会計監査に携わり、財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有していることから、当社の監査体制の充実・強化を図ることができるものと判断し、社外監査役として選任しております。なお、同氏は当社株式4,000株、新株予約権6,525個を所有しておりますが、それ以外に当社との間で人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の金重凱之は、警察庁での危機管理対策責任者など要職に就いた経験から、ガバナンス強化やリスク管理について深い知見があることから、当社の監査体制の充実・強化を図ることができるものと判断し、社外監査役として選任しております。なお、当社との間で人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の橋本泰生は、事業会社での管理職としての豊富な経験や、上場会社子会社の代表取締役における経営の経験から、当社の監査体制の充実・強化を図ることができるものと判断し、社外監査役として選任しております。なお、同氏は当社新株予約権100個を所有しておりますが、それ以外に当社との間で人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

## ③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役については、定期的に常勤監査役及び内部監査担当者から内部監査の状況や監査役監査の状況及び会計監査の状況等について情報共有がなされております。

また、社外監査役については、原則として毎月1回開催される監査役会において常勤監査役から監査役監査の状況、内部監査の状況及び会計監査の状況の情報共有を行っております。また、定期的に会計監査人から直接監査計画や監査手続の概要等について報告を受けるとともに、監査結果の報告を受けております。常勤監査役及び内部監査担当者は随時内部統制部門と情報交換を行っております。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、公認会計士の資格を有する常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成され、全員が社外監査役であります。3名はそれぞれ、大手会計事務所、警察庁、上場企業での豊富な実務経験と専門的知識を有しております。各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき、取締役会及びその他重要会議への出席や、重要書類の閲覧、社員との面談、往査等を実施し、取締役の業務執行の監査を行っております。監査役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしております。最近事業年度において監査役会は計15回開催されており、各監査役の監査役会への出席率は全て100%となっております。監査役会では、監査計画に基づき実施した各監査役の監査業務の報告のほか、当社のガバナンス体制強化のための施策の検討、内部監査人や会計監査人との情報共有、各取締役との意見交換等も実施しております。また、常勤監査役は、監査役会にて、日常の監査業務の実施の内容について、非常勤監査役へ随時情報を発信するなどして、情報共有に努めております。

#### ② 内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室において代表取締役が任命する内部監査人が担当しており、担当者1名を配置しております。内部監査人は、業務が法令及び定められた社内規程やマニュアルに従って行われていることを担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった被監査部門に対して業務改善等のための指導を行い、後日、その改善状況も確認します。

なお、内部監査室、会計監査人及び監査役会は原則四半期に1回会合を開催するとともに必要に応じて随時情報交換を行い、相互の連携を高め、業務の適法性、妥当性の確保に努めております。

#### ③ 会計監査の状況

##### a. 監査法人の名称

東陽監査法人

##### b. 継続監査期間

2年間

##### c. 業務を執行した公認会計士

中野 敦夫、小杉 真剛

##### d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、その他6名

##### e. 監査法人の選定方針と理由

株式上場を目指すにあたって複数の監査法人と面談を行い、当該監査法人が経験豊富な公認会計士を多く有していること、万全の体制を整えていること、及び当社のビジネスモデルへの理解等を総合的に勘案し、当該監査法人を選定いたしました。

##### f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。当該評価については、監査法人と定期的にコミュニケーションを図っており、監査方針や監査計画等について情報交換を実施することで監査法人の監査実施体制、品質管理体制及び独立性を把握するとともに、監査報酬等を総合的に勘案して評価を実施しております。

#### ④ 監査報酬の内容等

##### a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

| 最近事業年度の前事業年度         |                     | 最近事業年度               |                     |
|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 監査証明業務に基づく報酬<br>(千円) | 非監査業務に基づく報酬<br>(千円) | 監査証明業務に基づく報酬<br>(千円) | 非監査業務に基づく報酬<br>(千円) |
| 16,500               | —                   | 16,500               | —                   |

- b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a. を除く）

該当事項はありません。

- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

- d. 監査報酬の決定方針

当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案した上で決定しております。

- e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査状況を踏まえたうえ、報酬額は、会計監査人の監査の独立性を確保して、当社の規模、リスクの状況等に応じた会計監査体制、監査時間等での監査品質を維持した会計監査計画を遂行するものであると判断し、監査報酬等に同意しております。

#### （４）【役員の報酬等】

- ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬等の額については、2020年12月11日開催の臨時株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内にて、指名・報酬諮問委員会が2021年2月12日開催の取締役会にて答申した取締役の報酬体系、及び報酬決定の方針に基づき、取締役会にて決定しております。

また、監査役の報酬等の額については、2020年12月11日開催の臨時株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内にて、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を勘案し、監査役会にて決定しております。

なお、当社の役員が最近事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

2020年12月11日開催の臨時株主総会（同株主総会終結時の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名。）において、決議された役員報酬総額限度額は以下の通りであります。

（2020年12月11日臨時株主総会決議内容）

取締役の金銭報酬限度額

年額：400,000千円以内（取締役9名以内）

取締役の非金銭報酬限度額

年額：250,000千円以内（取締役9名以内）

監査役の報酬額

年額：50,000千円以内（監査役5名以内）

監査役の非金銭報酬限度額

年額：250,000千円以内（監査役5名以内）

- ② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分               | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額（千円） |        |       | 対象となる役員の<br>員数（名） |
|--------------------|----------------|----------------|--------|-------|-------------------|
|                    |                | 固定報酬           | 業績連動報酬 | 退職慰労金 |                   |
| 取締役<br>(社外取締役を除く。) | 52,556         | 52,556         | —      | —     | 4                 |
| 監査役<br>(社外監査役を除く。) | —              | —              | —      | —     | —                 |
| 社外役員               | 20,310         | 20,310         | —      | —     | 6                 |

- ③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

- ④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの  
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有方針及び保有の合理性は、持続的な企業価値向上のため、業務提携等、経営戦略の一環として必要と判断した場合、また、取引先との良好な関係構築のために同じく必要と判断した場合等に、該当企業の株式の保有を検討いたします。保有の適否については、将来に期待される経済効果と保有コストを比較することにより、取締役会等において検証いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

|            | 銘柄数<br>(銘柄) | 貸借対照表計上額の合計額<br>(千円) |
|------------|-------------|----------------------|
| 非上場株式      | —           | —                    |
| 非上場株式以外の株式 | 1           | 119,920              |

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
特定投資株式

| 銘柄            | 当事業年度            | 前事業年度            | 保有目的、定量的な<br>保有効果及び株式数<br>が増加した理由                     | 当社の株式の保有<br>の有無 |
|---------------|------------------|------------------|-------------------------------------------------------|-----------------|
|               | 株式数 (株)          | 株式数 (株)          |                                                       |                 |
|               | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 貸借対照表計上額<br>(千円) |                                                       |                 |
| (株) ヘッドウォーターズ | 8,000            | —                | 取引関係の維持・強化のため保有しております。なお、保有していた非上場株式の新規上場により増加しております。 | 無               |
|               | 119,920          | —                |                                                       |                 |

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（2018年6月8日内閣府令第29号）附則第2条ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）及び当事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適切に把握し的確に対応するため、会計監査人との緊密な連携や、専門的な情報を有する団体が主催する研修・セミナーへの積極的な参加及び会計専門誌の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

|               | 前事業年度<br>(2019年12月31日) | 当事業年度<br>(2020年12月31日) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部          |                        |                        |
| 流動資産          |                        |                        |
| 現金及び預金        | 3,489,664              | 2,476,314              |
| 売掛金           | 82,985                 | 107,198                |
| 前渡金           | 139,270                | 598,769                |
| 前払費用          | 65,533                 | 57,275                 |
| 未収入金          | 45,483                 | 24,332                 |
| その他           | 3,482                  | 55,880                 |
| 貸倒引当金         | △5,170                 | △9,066                 |
| 流動資産合計        | 3,821,248              | 3,310,704              |
| 固定資産          |                        |                        |
| 有形固定資産        |                        |                        |
| 建物            | 9,627                  | 9,627                  |
| 減価償却累計額       | △5,617                 | △6,155                 |
| 建物（純額）        | 4,010                  | 3,472                  |
| 工具、器具及び備品     | 35,440                 | 14,773                 |
| 減価償却累計額       | △33,354                | △13,742                |
| 工具、器具及び備品（純額） | 2,086                  | 1,030                  |
| 有形固定資産合計      | 6,096                  | 4,503                  |
| 無形固定資産        |                        |                        |
| ソフトウェア        | 22,702                 | 78,934                 |
| ソフトウェア仮勘定     | 131,361                | 209,011                |
| 無形固定資産合計      | 154,063                | 287,945                |
| 投資その他の資産      |                        |                        |
| 投資有価証券        | 2,323                  | 119,920                |
| 敷金及び保証金       | 19,227                 | 17,067                 |
| 繰延税金資産        | 8,504                  | 2,996                  |
| その他           | 4,711                  | 1,959                  |
| 貸倒引当金         | △1,770                 | △1,856                 |
| 投資その他の資産合計    | 32,995                 | 140,087                |
| 固定資産合計        | 193,155                | 432,536                |
| 資産合計          | 4,014,404              | 3,743,240              |

(単位：千円)

|               | 前事業年度<br>(2019年12月31日) | 当事業年度<br>(2020年12月31日) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 負債の部          |                        |                        |
| 流動負債          |                        |                        |
| 買掛金           | 5,276                  | 12,541                 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 58,320                 | 53,966                 |
| 未払金           | 97,545                 | 50,862                 |
| 未払費用          | 31,932                 | 37,357                 |
| 未払法人税等        | 530                    | 5,464                  |
| 未払消費税等        | 43,732                 | 86,477                 |
| 前受金           | 14,976                 | 32,720                 |
| 預り金           | 3,637,367              | 3,125,268              |
| その他           | 4                      | 208                    |
| 流動負債合計        | 3,889,686              | 3,404,868              |
| 固定負債          |                        |                        |
| 長期借入金         | 124,596                | 70,630                 |
| 固定負債合計        | 124,596                | 70,630                 |
| 負債合計          | 4,014,282              | 3,475,498              |
| 純資産の部         |                        |                        |
| 株主資本          |                        |                        |
| 資本金           | 100,000                | 138,262                |
| 資本剰余金         |                        |                        |
| 資本準備金         | —                      | 38,235                 |
| 資本剰余金合計       | —                      | 38,235                 |
| 利益剰余金         |                        |                        |
| その他利益剰余金      |                        |                        |
| 繰越利益剰余金       | △100,022               | 9,512                  |
| 利益剰余金合計       | △100,022               | 9,512                  |
| 株主資本合計        | △22                    | 186,010                |
| 評価・換算差額等      |                        |                        |
| その他有価証券評価差額金  | —                      | 81,588                 |
| 評価・換算差額等合計    | —                      | 81,588                 |
| 新株予約権         | 144                    | 143                    |
| 純資産合計         | 122                    | 267,742                |
| 負債純資産合計       | 4,014,404              | 3,743,240              |

## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間  
(2021年6月30日)

|               |           |
|---------------|-----------|
| 資産の部          |           |
| 流動資産          |           |
| 現金及び預金        | 2,376,509 |
| 売掛金           | 111,265   |
| 前渡金           | 605,731   |
| 前払費用          | 34,968    |
| 未収入金          | 42,698    |
| その他           | 13        |
| 貸倒引当金         | △9,393    |
| 流動資産合計        | 3,161,794 |
| 固定資産          |           |
| 有形固定資産        | 3,995     |
| 無形固定資産        | 325,839   |
| 投資その他の資産      |           |
| その他           | 112,303   |
| 貸倒引当金         | △2,100    |
| 投資その他の資産合計    | 110,202   |
| 固定資産合計        | 440,038   |
| 資産合計          | 3,601,832 |
| 負債の部          |           |
| 流動負債          |           |
| 買掛金           | 11,360    |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 35,797    |
| 未払金           | 49,492    |
| 未払消費税等        | 50,759    |
| 預り金           | 2,977,628 |
| その他           | 100,467   |
| 流動負債合計        | 3,225,505 |
| 固定負債          |           |
| 長期借入金         | 52,972    |
| 固定負債合計        | 52,972    |
| 負債合計          | 3,278,477 |
| 純資産の部         |           |
| 株主資本          |           |
| 資本金           | 100,000   |
| 利益剰余金         | 175,186   |
| 株主資本合計        | 275,186   |
| 評価・換算差額等      |           |
| その他有価証券評価差額金  | 48,008    |
| 評価・換算差額等合計    | 48,008    |
| 新株予約権         | 160       |
| 純資産合計         | 323,355   |
| 負債純資産合計       | 3,601,832 |

②【損益計算書】

(単位：千円)

|                        | 前事業年度<br>(自 2019年1月1日<br>至 2019年12月31日) | 当事業年度<br>(自 2020年1月1日<br>至 2020年12月31日) |
|------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 売上高                    | 910,770                                 | 1,078,123                               |
| 売上原価                   | 68,725                                  | 80,621                                  |
| 売上総利益                  | 842,045                                 | 997,501                                 |
| 販売費及び一般管理費             | ※1 811,951                              | ※1 911,259                              |
| 営業利益                   | 30,093                                  | 86,242                                  |
| 営業外収益                  |                                         |                                         |
| 受取利息                   | 19                                      | 22                                      |
| 補助金収入                  | —                                       | 3,165                                   |
| その他                    | 676                                     | 177                                     |
| 営業外収益合計                | 696                                     | 3,364                                   |
| 営業外費用                  |                                         |                                         |
| 支払利息                   | 2,148                                   | 1,555                                   |
| 為替差損                   | 482                                     | —                                       |
| 株式交付費                  | —                                       | 7,917                                   |
| その他                    | 493                                     | 578                                     |
| 営業外費用合計                | 3,125                                   | 10,051                                  |
| 経常利益                   | 27,664                                  | 79,555                                  |
| 特別利益                   |                                         |                                         |
| 新株予約権戻入益               | 31                                      | 8                                       |
| 特別利益合計                 | 31                                      | 8                                       |
| 特別損失                   |                                         |                                         |
| 固定資産売却損                | ※2 260                                  | —                                       |
| 固定資産除却損                | ※3 61,088                               | —                                       |
| 減損損失                   | ※4 96,898                               | —                                       |
| 特別損失合計                 | 158,247                                 | —                                       |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△) | △130,551                                | 79,563                                  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 1,052                                   | 530                                     |
| 法人税等調整額                | 22,026                                  | △30,501                                 |
| 法人税等合計                 | 23,078                                  | △29,971                                 |
| 当期純利益又は当期純損失 (△)       | △153,630                                | 109,534                                 |

【売上原価明細書】

|                |          | 前事業年度<br>(自 2019年1月1日<br>至 2019年12月31日) |            | 当事業年度<br>(自 2020年1月1日<br>至 2020年12月31日) |            |
|----------------|----------|-----------------------------------------|------------|-----------------------------------------|------------|
| 区分             | 注記<br>番号 | 金額 (千円)                                 | 構成比<br>(%) | 金額 (千円)                                 | 構成比<br>(%) |
| I 経費<br>当期売上原価 | ※        | 68,725                                  | 100.0      | 80,621                                  | 100.0      |
|                |          | 68,725                                  | 100.0      | 80,621                                  | 100.0      |

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

| 項目         | 前事業年度<br>(自 2019年1月1日<br>至 2019年12月31日) | 当事業年度<br>(自 2020年1月1日<br>至 2020年12月31日) |
|------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| サーバー費 (千円) | 23,081                                  | 30,357                                  |
| 減価償却費 (千円) | 26,856                                  | 14,132                                  |

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

|            | 当第2四半期累計期間<br>(自 2021年1月1日<br>至 2021年6月30日) |
|------------|---------------------------------------------|
| 売上高        | 657,115                                     |
| 売上原価       | 60,262                                      |
| 売上総利益      | 596,852                                     |
| 販売費及び一般管理費 | ※ 488,382                                   |
| 営業利益       | 108,470                                     |
| 営業外収益      |                                             |
| 受取利息       | 14                                          |
| 預り金精算益     | 5,073                                       |
| その他        | 15                                          |
| 営業外収益合計    | 5,103                                       |
| 営業外費用      |                                             |
| 支払利息       | 514                                         |
| 上場関連費用     | 2,000                                       |
| 営業外費用合計    | 2,514                                       |
| 経常利益       | 111,058                                     |
| 税引前四半期純利益  | 111,058                                     |
| 法人税等       | 21,883                                      |
| 四半期純利益     | 89,175                                      |

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

|                     | 株主資本    |       |         |          |          |          |
|---------------------|---------|-------|---------|----------|----------|----------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金 |         | 利益剰余金    |          | 株主資本合計   |
|                     |         | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計  |          |
|                     |         |       |         | 繰越利益剰余金  |          |          |
| 当期首残高               | 100,000 | —     | —       | 29,378   | 29,378   | 129,378  |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |         |       |         | 24,230   | 24,230   | 24,230   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 100,000 | —     | —       | 53,608   | 53,608   | 153,608  |
| 当期変動額               |         |       |         |          |          |          |
| 新株の発行               |         |       |         |          |          |          |
| 当期純損失（△）            |         |       |         | △153,630 | △153,630 | △153,630 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |       |         |          |          |          |
| 当期変動額合計             | —       | —     | —       | △153,630 | △153,630 | △153,630 |
| 当期末残高               | 100,000 | —     | —       | △100,022 | △100,022 | △22      |

|                     | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計    |
|---------------------|------------------|----------------|-------|----------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |          |
| 当期首残高               | —                | —              | 91    | 129,469  |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |                  |                |       | 24,230   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | —                | —              | 91    | 153,699  |
| 当期変動額               |                  |                |       |          |
| 新株の発行               |                  |                |       |          |
| 当期純損失（△）            |                  |                |       | △153,630 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |                  |                | 52    | 52       |
| 当期変動額合計             | —                | —              | 52    | △153,577 |
| 当期末残高               | —                | —              | 144   | 122      |

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

(単位：千円)

|                     | 株主資本    |        |         |          |          |         |
|---------------------|---------|--------|---------|----------|----------|---------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金  |         | 利益剰余金    |          | 株主資本合計  |
|                     |         | 資本準備金  | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計  |         |
|                     |         |        |         | 繰越利益剰余金  |          |         |
| 当期首残高               | 100,000 | —      | —       | △100,022 | △100,022 | △22     |
| 当期変動額               |         |        |         |          |          |         |
| 新株の発行               | 38,262  | 38,235 | 38,235  |          |          | 76,497  |
| 当期純利益               |         |        |         | 109,534  | 109,534  | 109,534 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |        |         |          |          |         |
| 当期変動額合計             | 38,262  | 38,235 | 38,235  | 109,534  | 109,534  | 186,032 |
| 当期末残高               | 138,262 | 38,235 | 38,235  | 9,512    | 9,512    | 186,010 |

|                     | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計   |
|---------------------|------------------|----------------|-------|---------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |         |
| 当期首残高               | —                | —              | 144   | 122     |
| 当期変動額               |                  |                |       |         |
| 新株の発行               |                  |                |       | 76,497  |
| 当期純利益               |                  |                |       | 109,534 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 81,588           | 81,588         | △0    | 81,587  |
| 当期変動額合計             | 81,588           | 81,588         | △0    | 267,620 |
| 当期末残高               | 81,588           | 81,588         | 143   | 267,742 |

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

|                        | 前事業年度<br>(自 2019年1月1日<br>至 2019年12月31日) | 当事業年度<br>(自 2020年1月1日<br>至 2020年12月31日) |
|------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー       |                                         |                                         |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△) | △130,551                                | 79,563                                  |
| 減価償却費                  | 30,669                                  | 17,215                                  |
| 減損損失                   | 96,898                                  | —                                       |
| 貸倒引当金の増減額 (△は減少)       | 178                                     | 3,982                                   |
| 受取利息                   | △19                                     | △22                                     |
| 支払利息                   | 2,148                                   | 1,555                                   |
| 株式交付費                  | —                                       | 7,917                                   |
| 固定資産売却損益 (△は益)         | 260                                     | —                                       |
| 固定資産除却損                | 61,088                                  | —                                       |
| 新株予約権戻入益               | △31                                     | △8                                      |
| 売上債権の増減額 (△は増加)        | △19,597                                 | △24,213                                 |
| 前渡金の増減額 (△は増加)         | △53,473                                 | △459,498                                |
| 仕入債務の増減額 (△は減少)        | 2,158                                   | 7,265                                   |
| 預り金の増減額 (△は減少)         | 650,308                                 | △512,099                                |
| 未払金の増減額 (△は減少)         | 30,787                                  | △46,682                                 |
| その他                    | 21,909                                  | 50,819                                  |
| 小計                     | 692,732                                 | △874,206                                |
| 利息の受取額                 | 19                                      | 22                                      |
| 利息の支払額                 | △2,069                                  | △1,560                                  |
| 法人税等の支払額               | △145                                    | △529                                    |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー       | 690,537                                 | △876,273                                |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー       |                                         |                                         |
| 有形固定資産の取得による支出         | △1,849                                  | △152                                    |
| 有形固定資産の売却による収入         | 32                                      | —                                       |
| 無形固定資産の取得による支出         | △181,290                                | △149,351                                |
| その他                    | △6,418                                  | 2,160                                   |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー       | △189,525                                | △147,344                                |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー       |                                         |                                         |
| 長期借入れによる収入             | 140,000                                 | —                                       |
| 長期借入金の返済による支出          | △112,282                                | △58,320                                 |
| 株式の発行による収入             | —                                       | 68,580                                  |
| 新株予約権の発行による収入          | 84                                      | 7                                       |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー       | 27,802                                  | 10,268                                  |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)   | 528,813                                 | △1,013,349                              |
| 現金及び現金同等物の期首残高         | 2,960,850                               | 3,489,664                               |
| 現金及び現金同等物の期末残高         | ※ 3,489,664                             | ※ 2,476,314                             |

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

|                      | 当第2四半期累計期間<br>(自 2021年1月1日<br>至 2021年6月30日) |
|----------------------|---------------------------------------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー     |                                             |
| 税引前四半期純利益            | 111,058                                     |
| 減価償却費                | 22,111                                      |
| 貸倒引当金の増減額 (△は減少)     | 570                                         |
| 受取利息                 | △14                                         |
| 支払利息                 | 514                                         |
| 上場関連費用               | 2,000                                       |
| 売上債権の増減額 (△は増加)      | △4,066                                      |
| 前渡金の増減額 (△は増加)       | △6,961                                      |
| 仕入債務の増減額 (△は減少)      | △1,181                                      |
| 預り金の増減額 (△は減少)       | △147,640                                    |
| 未払金の増減額 (△は減少)       | △3,750                                      |
| その他                  | 25,904                                      |
| 小計                   | △1,454                                      |
| 利息の受取額               | 14                                          |
| 利息の支払額               | △527                                        |
| 法人税等の支払額             | △528                                        |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー     | △2,496                                      |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー     |                                             |
| 有形固定資産の取得による支出       | △149                                        |
| 無形固定資産の取得による支出       | △59,347                                     |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー     | △59,497                                     |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー     |                                             |
| 長期借入金の返済による支出        | △35,827                                     |
| 新株予約権の発行による収入        | 17                                          |
| 上場関連費用の支出            | △2,000                                      |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー     | △37,810                                     |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | △99,804                                     |
| 現金及び現金同等物の期首残高       | 2,476,314                                   |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高     | ※ 2,376,509                                 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 収益認識基準の変更

当社では、従来、ペイメントにおいて提供しているシステムのサービスに係る売上をユーザーへの決済代金の精算日において認識しておりましたが、当事業年度より、ユーザーへのサービス提供時に認識する方法に変更しております。この変更は、サービス提供時に売上高を収集するシステムの整備を行ったことに伴い、経済的事態をより適切に反映させるために行ったものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、当事業年度の期首の純資産に対する累積的影響額が反映されたことにより利益剰余金の当事業年度の期首残高は24,230千円増加しております。

2. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用可能となったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点としてペイメントにおける決済手数料収益に係る取引を代理人取引として識別し、仲介手数料相当額を収益として認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。ただし、当事業年度の期首の純資産に反映されるべき累積的影響額はないため当事業年度の利益剰余金期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度の1株当たり情報に与える影響もありません。

この結果、従前の会計基準を適用した場合と比べて、当事業年度の売上高が1,101,364千円減少しております。なお、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する開示（表示及び注記事項）が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用します。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基

準においてはAccounting Standards CodificationのTopics 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による当財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社では、新型コロナウイルス感染症の業績への影響は限定的であるとの仮定のもと、固定資産の減損等について会計上の見積りを行っております。ただし、今後の感染拡大の動向次第では我が国の経済活動のさらなる停滞が余儀なくされる場合があり、会計上の見積り及び判断に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

|         | 前事業年度<br>(2019年12月31日) | 当事業年度<br>(2020年12月31日) |
|---------|------------------------|------------------------|
| 当座貸越極度額 | 100,000千円              | 100,000千円              |
| 借入実行残高  | —                      | —                      |
| 差引額     | 100,000千円              | 100,000千円              |

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度41%、当事業年度38%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度59%、当事業年度62%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

|         | 前事業年度<br>(自 2019年1月1日<br>至 2019年12月31日) | 当事業年度<br>(自 2020年1月1日<br>至 2020年12月31日) |
|---------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 給料及び手当  | 199,755千円                               | 298,590千円                               |
| 広告宣伝費   | 164,412 〃                               | 154,871 〃                               |
| 減価償却費   | 2,965 〃                                 | 2,253 〃                                 |
| 貸倒引当金繰入 | 1,957 〃                                 | 3,982 〃                                 |

※2 固定資産売却損

固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

|           | 前事業年度<br>(自 2019年1月1日<br>至 2019年12月31日) | 当事業年度<br>(自 2020年1月1日<br>至 2020年12月31日) |
|-----------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 工具、器具及び備品 | 260千円                                   | —                                       |
| 計         | 260千円                                   | —                                       |

※3 固定資産除却損

固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

|        | 前事業年度<br>(自 2019年1月1日<br>至 2019年12月31日) | 当事業年度<br>(自 2020年1月1日<br>至 2020年12月31日) |
|--------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| ソフトウェア | 61,088千円                                | —                                       |
| 計      | 61,088千円                                | —                                       |

※4 減損損失

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

| 場所          | 用途                   | 種類     | 減損損失     |
|-------------|----------------------|--------|----------|
| 本社 (東京都渋谷区) | フィナンシャルクラウド事業<br>用資産 | ソフトウェア | 96,898千円 |

当社は、管理会計上の事業区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

フィナンシャルクラウド事業用資産については、当初予定していた収益が見込めなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスとなるため、使用価値を零とみなしております。

当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数<br>(株) | 当事業年度<br>増加株式数<br>(株) | 当事業年度<br>減少株式数<br>(株) | 当事業年度末<br>株式数<br>(株) |
|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 発行済株式 |                       |                       |                       |                      |
| 普通株式  | 1,782,011             | —                     | —                     | 1,782,011            |
| 合計    | 1,782,011             | —                     | —                     | 1,782,011            |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

| 区分   | 新株予約権の内訳                | 新株予約権の<br>目的となる株式<br>の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |             |             |            | 当事業年<br>度末残高<br>(千円) |
|------|-------------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|----------------------|
|      |                         |                          | 当事業年<br>度期首        | 当事業年<br>度増加 | 当事業年<br>度減少 | 当事業年<br>度末 |                      |
| 提出会社 | ストック・オプション<br>としての新株予約権 | —                        | —                  | —           | —           | —          | 144                  |
| 合計   |                         |                          | —                  | —           | —           | —          | 144                  |

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首<br>株式数<br>(株) | 当事業年度<br>増加株式数<br>(株) | 当事業年度<br>減少株式数<br>(株) | 当事業年度末<br>株式数<br>(株) |
|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 発行済株式   |                       |                       |                       |                      |
| 普通株式(注) | 1,782,011             | 27,272                | —                     | 1,809,283            |
| 合計      | 1,782,011             | 27,272                | —                     | 1,809,283            |

(注) 有償第三者割当増資(発行価格76,497千円、資本金組入額38,262千円、資本準備金組入額 38,235千円)によるものであります。割当先は、B S P第4号投資事業有限責任組合であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

| 区分   | 新株予約権の内訳                | 新株予約権の<br>目的となる株式<br>の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |             |             |            | 当事業年<br>度末残高<br>(千円) |
|------|-------------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|----------------------|
|      |                         |                          | 当事業年<br>度期首        | 当事業年<br>度増加 | 当事業年<br>度減少 | 当事業年<br>度末 |                      |
| 提出会社 | ストック・オプション<br>としての新株予約権 | —                        | —                  | —           | —           | —          | 143                  |
| 合計   |                         |                          | —                  | —           | —           | —          | 143                  |

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

|                  | 前事業年度<br>(自 2019年1月1日<br>至 2019年12月31日) | 当事業年度<br>(自 2020年1月1日<br>至 2020年12月31日) |
|------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 現金及び預金           | 3,489,664千円                             | 2,476,314千円                             |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | —                                       | —                                       |
| 現金及び現金同等物        | 3,489,664千円                             | 2,476,314千円                             |

(金融商品関係)

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余裕資金は、主に流動性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、発行体の信用リスクに晒されております。

預り金はそのほとんどが1年内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び事業投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (市場リスクについて) の管理

当社は、営業債権について、経理規程に従い、取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。また、与信管理規程及び与信管理実施マニュアルに基づき、定期的に与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

投資有価証券については定期的に発行体の財務状況の把握を行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

当社は、利益計画に基づき経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2. 参照）。

|              | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|--------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金   | 3,489,664        | 3,489,664 | —       |
| (2) 売掛金      | 82,985           |           |         |
| 貸倒引当金 ※1     | △5,170           |           |         |
|              | 77,814           | 77,814    | —       |
| 資産計          | 3,567,478        | 3,567,478 | —       |
| (1) 預り金      | 3,637,367        | 3,637,367 | —       |
| (2) 長期借入金 ※2 | 182,916          | 182,855   | △60     |
| 負債計          | 3,820,283        | 3,820,223 | △60     |

※1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

※2. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

### （注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負 債

#### (1) 預り金

預り金はすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### （注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

| 区分    | 当事業年度<br>(2019年12月31日) |
|-------|------------------------|
| 非上場株式 | 2,323                  |

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「2. 金融商品の時価等に関する事項」の表には含まれておりません。

### （注）3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 3,489,664    | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 82,985       | —                   | —                    | —            |
| 合計     | 3,572,649    | —                   | —                    | —            |

(注) 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 58,320       | 53,966              | 32,316              | 32,244              | 6,070               | —           |
| 合計    | 58,320       | 53,966              | 32,316              | 32,244              | 6,070               | —           |

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入や増資）を調達しております。一時的な余裕資金は、主に流動性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動によるリスクに晒されております。

預り金はそのほとんどが1年内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び事業投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、経理規程に従い、取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。また、与信管理規程及び与信管理実施マニュアルに基づき、定期的に与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、利益計画に基づき経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|              | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|--------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金   | 2,476,314        | 2,476,314 | —       |
| (2) 売掛金      | 107,198          |           |         |
| 貸倒引当金 ※1     | △7,523           |           |         |
|              | 99,675           | 99,675    | —       |
| (3) 投資有価証券   | 119,920          | 119,920   | —       |
| 資産計          | 2,695,909        | 2,695,909 | —       |
| (1) 預り金      | 3,125,268        | 3,125,268 | —       |
| (2) 長期借入金 ※2 | 124,596          | 123,930   | △665    |
| 負債計          | 3,249,864        | 3,249,198 | △665    |

※1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

※2. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

### 負 債

(1) 預り金

預り金はすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 2,476,314    | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 107,198      | —                   | —                    | —            |
| 合計     | 2,583,513    | —                   | —                    | —            |

(注) 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 53,966       | 32,316              | 32,244              | 6,070               | —                   | —           |
| 合計    | 53,966       | 32,316              | 32,244              | 6,070               | —                   | —           |

(有価証券関係)

前事業年度（2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2020年12月31日）

1. その他有価証券

|                         | 種類 | 貸借対照計上額<br>(千円) | 取得原価（千円） | 差額（千円）  |
|-------------------------|----|-----------------|----------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原<br>価を超えるもの | 株式 | 119,920         | 2,323    | 117,596 |
|                         | 小計 | 119,920         | 2,323    | 117,596 |
| 合計                      |    | 119,920         | 2,323    | 117,596 |

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

|                          | 第6回新株予約権                          | 第7回新株予約権                     | 第8回新株予約権                                                 |
|--------------------------|-----------------------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数             | 当社取締役 2名<br>当社監査役 2名<br>当社従業員 22名 | 当社従業員 10名                    | 当社取締役 2名<br>当社監査役 1名<br>当社従業員 6名<br>KKキャピタル株式会社<br>(注) 3 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1 | 普通株式 18,400株                      | 普通株式 2,000株                  | 普通株式 237,600株                                            |
| 付与日                      | 2014年12月26日                       | 2014年12月26日                  | 2018年3月30日                                               |
| 権利確定条件                   | (注) 2                             | (注) 2                        | (注) 2                                                    |
| 対象勤務期間                   | 期間の定めはありません。                      | 期間の定めはありません。                 | 期間の定めはありません。                                             |
| 権利行使期間                   | 自 2017年1月1日<br>至 2022年12月31日      | 自 2017年1月1日<br>至 2022年12月31日 | 自 2018年3月30日<br>至 2028年3月29日                             |

|                          | 第9回新株予約権                     | 第10回新株予約権                    | 第11回新株予約権                    |
|--------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数             | 社外協力者 1名                     | 当社従業員 31名                    | 当社取締役 2名<br>社外協力者 1名         |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1 | 普通株式 132,000株                | 普通株式 11,000株                 | 普通株式 105,140株                |
| 付与日                      | 2018年3月30日                   | 2018年3月30日                   | 2019年5月17日                   |
| 権利確定条件                   | (注) 2                        | (注) 2                        | (注) 2                        |
| 対象勤務期間                   | 期間の定めはありません。                 | 期間の定めはありません。                 | 期間の定めはありません。                 |
| 権利行使期間                   | 自 2018年3月30日<br>至 2028年3月29日 | 自 2020年3月30日<br>至 2028年3月29日 | 自 2019年5月17日<br>至 2029年5月16日 |

|                         | 第12回新株予約権                    | 第13回新株予約権                    | 第14回新株予約権                     |
|-------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数            | 当社監査役 3名<br>社外協力者 6名         | 当社取締役 3名<br>当社従業員 46名        | 当社取締役 1名                      |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注）1 | 普通株式 27,180株                 | 普通株式 20,320株                 | 普通株式 35,800株                  |
| 付与日                     | 2019年5月17日                   | 2019年5月17日                   | 2019年10月15日                   |
| 権利確定条件                  | （注）2                         | （注）2                         | （注）2                          |
| 対象勤務期間                  | 期間の定めはありません。                 | 期間の定めはありません。                 | 期間の定めはありません。                  |
| 権利行使期間                  | 自 2019年5月17日<br>至 2029年5月16日 | 自 2021年5月17日<br>至 2029年5月15日 | 自 2019年10月15日<br>至 2029年9月30日 |

|                         | 第15回新株予約権                     |
|-------------------------|-------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数            | 当社従業員 1名                      |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注）1 | 普通株式 10,800株                  |
| 付与日                     | 2019年10月15日                   |
| 権利確定条件                  | （注）2                          |
| 対象勤務期間                  | 期間の定めはありません。                  |
| 権利行使期間                  | 自 2021年10月15日<br>至 2029年9月30日 |

（注）1．株式数に換算して記載しております。なお、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

2．新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位、または、当社取締役会において、取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社との間で協力関係にある者として認定された地位であることを要します。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

3．KKキャピタル株式会社は、当社代表取締役清久健也の資産管理会社であります。

## (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年12月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① Stock・オプションの数

|          | 第6回新株予約権 | 第7回新株予約権 | 第8回新株予約権 |
|----------|----------|----------|----------|
| 権利確定前（株） |          |          |          |
| 前事業年度末   | 12,200   | 200      | 234,300  |
| 付与       | —        | —        | —        |
| 失効       | 400      | —        | 117,150  |
| 権利確定     | —        | —        | —        |
| 未確定残     | 11,800   | 200      | 117,150  |
| 権利確定後（株） |          |          |          |
| 前事業年度末   | —        | —        | —        |
| 権利確定     | —        | —        | —        |
| 権利行使     | —        | —        | —        |
| 失効       | —        | —        | —        |
| 未行使残     | —        | —        | —        |

|          | 第9回新株予約権 | 第10回新株予約権 | 第11回新株予約権 |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 権利確定前（株） |          |           |           |
| 前事業年度末   | 132,000  | 8,400     | —         |
| 付与       | —        | —         | 105,140   |
| 失効       | 66,000   | 1,400     | —         |
| 権利確定     | —        | —         | —         |
| 未確定残     | 66,000   | 7,000     | 105,140   |
| 権利確定後（株） |          |           |           |
| 前事業年度末   | —        | —         | —         |
| 権利確定     | —        | —         | —         |
| 権利行使     | —        | —         | —         |
| 失効       | —        | —         | —         |
| 未行使残     | —        | —         | —         |

|          | 第12回新株予約権 | 第13回新株予約権 | 第14回新株予約権 |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 権利確定前（株） |           |           |           |
| 前事業年度末   | —         | —         | —         |
| 付与       | 27, 180   | 20, 320   | 35, 800   |
| 失効       | —         | 550       | —         |
| 権利確定     | —         | —         | —         |
| 未確定残     | 27, 180   | 19, 770   | 35, 800   |
| 権利確定後（株） |           |           |           |
| 前事業年度末   | —         | —         | —         |
| 権利確定     | —         | —         | —         |
| 権利行使     | —         | —         | —         |
| 失効       | —         | —         | —         |
| 未行使残     | —         | —         | —         |

|          | 第15回新株予約権 |
|----------|-----------|
| 権利確定前（株） |           |
| 前事業年度末   | —         |
| 付与       | 10, 800   |
| 失効       | —         |
| 権利確定     | —         |
| 未確定残     | 10, 800   |
| 権利確定後（株） |           |
| 前事業年度末   | —         |
| 権利確定     | —         |
| 権利行使     | —         |
| 失効       | —         |
| 未行使残     | —         |

（注）2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

|                   | 第 6 回新株予約権 | 第 7 回新株予約権 | 第 8 回新株予約権 |
|-------------------|------------|------------|------------|
| 権利行使価格（円）         | 250        | 250        | 758        |
| 行使時平均株価（円）        | —          | —          | —          |
| 付与日における公正な評価単価（円） | —          | —          | —          |

|                   | 第 9 回新株予約権 | 第10回新株予約権 | 第11回新株予約権 |
|-------------------|------------|-----------|-----------|
| 権利行使価格（円）         | 758        | 758       | 758       |
| 行使時平均株価（円）        | —          | —         | —         |
| 付与日における公正な評価単価（円） | —          | —         | —         |

|                   | 第12回新株予約権 | 第13回新株予約権 | 第14回新株予約権 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| 権利行使価格（円）         | 758       | 758       | 758       |
| 行使時平均株価（円）        | —         | —         | —         |
| 付与日における公正な評価単価（円） | —         | —         | —         |

|                   | 第15回新株予約権 |
|-------------------|-----------|
| 権利行使価格（円）         | 758       |
| 行使時平均株価（円）        | —         |
| 付与日における公正な評価単価（円） | —         |

（注）2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる自社の株式価値は、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式の併用方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 6,096千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 -千円

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

|                           | 第6回新株予約権                          | 第7回新株予約権                     | 第8回新株予約権                                                 |
|---------------------------|-----------------------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数              | 当社取締役 2名<br>当社監査役 2名<br>当社従業員 22名 | 当社従業員 10名                    | 当社取締役 2名<br>当社監査役 1名<br>当社従業員 6名<br>KKキャピタル株式会社<br>(注) 3 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 18,400株                      | 普通株式 2,000株                  | 普通株式 237,600株                                            |
| 付与日                       | 2014年12月26日                       | 2014年12月26日                  | 2018年3月30日                                               |
| 権利確定条件                    | (注) 2                             | (注) 2                        | (注) 2                                                    |
| 対象勤務期間                    | 期間の定めはありません。                      | 期間の定めはありません。                 | 期間の定めはありません。                                             |
| 権利行使期間                    | 自 2017年1月1日<br>至 2022年12月31日      | 自 2017年1月1日<br>至 2022年12月31日 | 自 2018年3月30日<br>至 2028年3月29日                             |

|                           | 第9回新株予約権                     | 第10回新株予約権                    | 第11回新株予約権                    |
|---------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数              | 社外協力者 1名                     | 当社従業員 31名                    | 当社取締役 2名<br>社外協力者 1名         |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 132,000株                | 普通株式 11,000株                 | 普通株式 105,140株                |
| 付与日                       | 2018年3月30日                   | 2018年3月30日                   | 2019年5月17日                   |
| 権利確定条件                    | (注) 2                        | (注) 2                        | (注) 2                        |
| 対象勤務期間                    | 期間の定めはありません。                 | 期間の定めはありません。                 | 期間の定めはありません。                 |
| 権利行使期間                    | 自 2018年3月30日<br>至 2028年3月29日 | 自 2020年3月30日<br>至 2028年3月29日 | 自 2019年5月17日<br>至 2029年5月16日 |

|                           | 第12回新株予約権                    | 第13回新株予約権                    | 第14回新株予約権                     |
|---------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数              | 当社監査役 3名<br>社外協力者 6名         | 当社取締役 3名<br>当社従業員 46名        | 当社取締役 1名                      |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 27,180株                 | 普通株式 20,320株                 | 普通株式 35,800株                  |
| 付与日                       | 2019年5月17日                   | 2019年5月17日                   | 2019年10月15日                   |
| 権利確定条件                    | (注) 2                        | (注) 2                        | (注) 2                         |
| 対象勤務期間                    | 期間の定めはありません。                 | 期間の定めはありません。                 | 期間の定めはありません。                  |
| 権利行使期間                    | 自 2019年5月17日<br>至 2029年5月16日 | 自 2021年5月17日<br>至 2029年5月15日 | 自 2019年10月15日<br>至 2029年9月30日 |

|                         | 第15回新株予約権                     | 第16回新株予約権                    | 第17回新株予約権                    |
|-------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数            | 当社従業員 1名                      | 当社従業員 2名                     | 当社従業員 1名                     |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注）1 | 普通株式 10,800株                  | 普通株式 9,400株                  | 普通株式 10,800株                 |
| 付与日                     | 2019年10月15日                   | 2020年3月31日                   | 2020年3月31日                   |
| 権利確定条件                  | （注）2                          | （注）2                         | （注）2                         |
| 対象勤務期間                  | 期間の定めはありません。                  | 期間の定めはありません。                 | 期間の定めはありません。                 |
| 権利行使期間                  | 自 2021年10月15日<br>至 2029年9月30日 | 自 2022年3月31日<br>至 2030年3月27日 | 自 2020年3月31日<br>至 2030年3月27日 |

|                         | 第18回新株予約権                    | 第19回新株予約権                    |
|-------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数            | 当社取締役 3名<br>当社従業員 5名         | 社外協力者 1名                     |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注）1 | 普通株式 31,200株                 | 普通株式 4,800株                  |
| 付与日                     | 2020年3月31日                   | 2020年3月31日                   |
| 権利確定条件                  | （注）2                         | （注）2                         |
| 対象勤務期間                  | 期間の定めはありません。                 | 期間の定めはありません。                 |
| 権利行使期間                  | 自 2022年3月31日<br>至 2030年3月27日 | 自 2020年3月31日<br>至 2030年3月27日 |

（注）1．株式数に換算して記載しております。なお、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

2．新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位、または、当社取締役会において、取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社との間で協力関係にある者として認定された地位であることを要します。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

3．KKキャピタル株式会社は、当社代表取締役清久健也の資産管理会社であります。

## (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年12月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① Stock・オプションの数

|          | 第6回新株予約権 | 第7回新株予約権 | 第8回新株予約権 |
|----------|----------|----------|----------|
| 権利確定前（株） |          |          |          |
| 前事業年度末   | 11,800   | 200      | 117,150  |
| 付与       | —        | —        | —        |
| 失効       | 600      | —        | 1,650    |
| 権利確定     | —        | —        | —        |
| 未確定残     | 11,200   | 200      | 115,500  |
| 権利確定後（株） |          |          |          |
| 前事業年度末   | —        | —        | —        |
| 権利確定     | —        | —        | —        |
| 権利行使     | —        | —        | —        |
| 失効       | —        | —        | —        |
| 未行使残     | —        | —        | —        |

|          | 第9回新株予約権 | 第10回新株予約権 | 第11回新株予約権 |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 権利確定前（株） |          |           |           |
| 前事業年度末   | 66,000   | 7,000     | 105,140   |
| 付与       | —        | —         | —         |
| 失効       | —        | 200       | 63,084    |
| 権利確定     | —        | —         | —         |
| 未確定残     | 66,000   | 6,800     | 42,056    |
| 権利確定後（株） |          |           |           |
| 前事業年度末   | —        | —         | —         |
| 権利確定     | —        | —         | —         |
| 権利行使     | —        | —         | —         |
| 失効       | —        | —         | —         |
| 未行使残     | —        | —         | —         |

|          | 第12回新株予約権 | 第13回新株予約権 | 第14回新株予約権 |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 権利確定前（株） |           |           |           |
| 前事業年度末   | 27,180    | 19,770    | 35,800    |
| 付与       | —         | —         | —         |
| 失効       | —         | 1,640     | —         |
| 権利確定     | —         | —         | —         |
| 未確定残     | 27,180    | 18,130    | 35,800    |
| 権利確定後（株） |           |           |           |
| 前事業年度末   | —         | —         | —         |
| 権利確定     | —         | —         | —         |
| 権利行使     | —         | —         | —         |
| 失効       | —         | —         | —         |
| 未行使残     | —         | —         | —         |

|          | 第15回新株予約権 | 第16回新株予約権 | 第17回新株予約権 |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 権利確定前（株） |           |           |           |
| 前事業年度末   | 10,800    | —         | —         |
| 付与       | —         | 9,400     | 10,800    |
| 失効       | —         | —         | —         |
| 権利確定     | —         | —         | —         |
| 未確定残     | 10,800    | 9,400     | 10,800    |
| 権利確定後（株） |           |           |           |
| 前事業年度末   | —         | —         | —         |
| 権利確定     | —         | —         | —         |
| 権利行使     | —         | —         | —         |
| 失効       | —         | —         | —         |
| 未行使残     | —         | —         | —         |

|          | 第18回新株予約権 | 第19回新株予約権 |
|----------|-----------|-----------|
| 権利確定前（株） |           |           |
| 前事業年度末   | —         | —         |
| 付与       | 31,200    | 4,800     |
| 失効       | —         | —         |
| 権利確定     | —         | —         |
| 未確定残     | 31,200    | 4,800     |
| 権利確定後（株） |           |           |
| 前事業年度末   | —         | —         |
| 権利確定     | —         | —         |
| 権利行使     | —         | —         |
| 失効       | —         | —         |
| 未行使残     | —         | —         |

（注）2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

|                   | 第6回新株予約権 | 第7回新株予約権 | 第8回新株予約権 |
|-------------------|----------|----------|----------|
| 権利行使価格（円）         | 250      | 250      | 758      |
| 行使時平均株価（円）        | —        | —        | —        |
| 付与日における公正な評価単価（円） | —        | —        | —        |

|                   | 第9回新株予約権 | 第10回新株予約権 | 第11回新株予約権 |
|-------------------|----------|-----------|-----------|
| 権利行使価格（円）         | 758      | 758       | 758       |
| 行使時平均株価（円）        | —        | —         | —         |
| 付与日における公正な評価単価（円） | —        | —         | —         |

|                   | 第12回新株予約権 | 第13回新株予約権 | 第14回新株予約権 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| 権利行使価格（円）         | 758       | 758       | 758       |
| 行使時平均株価（円）        | —         | —         | —         |
| 付与日における公正な評価単価（円） | —         | —         | —         |

|                   | 第15回新株予約権 | 第16回新株予約権 | 第17回新株予約権 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| 権利行使価格（円）         | 758       | 1,403     | 1,403     |
| 行使時平均株価（円）        | —         | —         | —         |
| 付与日における公正な評価単価（円） | —         | —         | —         |

|                   | 第18回新株予約権 | 第19回新株予約権 |
|-------------------|-----------|-----------|
| 権利行使価格（円）         | 1,403     | 1,403     |
| 行使時平均株価（円）        | —         | —         |
| 付与日における公正な評価単価（円） | —         | —         |

（注）2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

### 3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる自社の株式価値は、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式の併用方式によっております。

### 4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

### 5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

（1）当事業年度末における本源的価値の合計額 221,005千円

（2）当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額-千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (2019年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                          | 当事業年度<br>(2019年12月31日) |
|--------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産                   |                        |
| 減価償却超過額                  | 66,242千円               |
| 固定資産除却損                  | 21,136 "               |
| 税務上の繰越欠損金 (注) 2          | 6,990 "                |
| 未払賞与                     | 2,563 "                |
| 貸倒引当金                    | 2,401 "                |
| その他                      | 2,569 "                |
| 繰延税金資産小計                 | 101,905千円              |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2 | △6,990 "               |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額    | △86,410 "              |
| 評価性引当額小計 (注) 1           | △93,401 "              |
| 繰延税金資産合計                 | 8,504千円                |

(注) 1. 評価性引当額が59,311千円増加しております。これは主に固定資産の減損に伴い減価償却超過額に係る評価性引当額を22,984千円認識したことによるものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

|                  | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超    | 合計     |
|------------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|
| 税務上の繰越欠損金<br>(*) | -    | -           | -           | 78          | 1,583       | 5,329  | 6,990  |
| 評価性引当額           | -    | -           | -           | △78         | △1,583      | △5,329 | △6,990 |
| 繰延税金資産           | -    | -           | -           | -           | -           | -      | -      |

(\*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

当事業年度（2020年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                        | 当事業年度<br>(2020年12月31日) |
|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産                 |                        |
| 減価償却超過額                | 33,874千円               |
| 税務上の繰越欠損金（注）2          | 13,947 "               |
| 未払賞与                   | 4,147 "                |
| 貸倒引当金                  | 3,344 "                |
| その他                    | 8,474 "                |
| 繰延税金資産小計               | 63,788千円               |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2 | △2,818 "               |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額  | △21,965 "              |
| 評価性引当額小計（注）1           | △24,783 "              |
| 繰延税金資産合計               | 39,005千円               |
| 繰延税金負債                 |                        |
| その他有価証券評価差額金           | △36,008千円              |
| 繰延税金負債合計               | △36,008千円              |
| 繰延税金資産の純額              | 2,996千円                |

（注）1. 評価性引当額が68,617千円減少しております。これは主に固定資産の減損に伴い発生した減価償却超過額に係る評価性引当額が減少したこと及び将来課税所得見積額の増加に伴って繰延税金資産を計上したことによるものであります。

（注）2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

|                   | 1年<br>以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超    | 合計         |
|-------------------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|------------|
| 税務上の繰越欠損金<br>（*1） | -        | -           | 69          | 1,401       | -           | 12,477 | 13,947     |
| 評価性引当額            | -        | -           | -           | -           | -           | △2,818 | △2,818     |
| 繰延税金資産            | -        | -           | 69          | 1,401       | -           | 9,659  | （*2）11,129 |

（\*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（\*2）税務上の繰越欠損金 13,947千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産 11,129千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得見込み等により回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                    | 当事業年度<br>(2020年12月31日) |
|--------------------|------------------------|
| 法定実効税率             | 30.6%                  |
| （調整）               |                        |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.6%                   |
| 住民税均等割             | 0.7%                   |
| 評価性引当額の増減          | △72.7%                 |
| 税率変更による修正額         | 1.2%                   |
| その他                | 0.0%                   |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | △37.7%                 |

(持分法損益等)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当社は、本社事務所の不動産賃借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当社は、本社事務所の不動産賃借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当社の報告セグメントにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) ペイメント

ペイメントでは主に決済代行サービス及びこれに付随したシステムの提供を行っております。決済代行サービスはユーザーへの決済代金の精算時において履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、システムの提供はユーザーへのサービス提供時において履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ペイメントのうち決済代行サービスは代理人としての性質が強いと判断されるため、当社が提供しているサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する費用を控除した純額を計上しております。

(2) フィナンシャルクラウド

フィナンシャルクラウドでは主に請求管理業務システムの提供を行っております。請求管理業務システムの提供はユーザーへのサービス提供時において履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) ペイメント

ペイメントでは主に決済代行サービス及びこれに付随したシステムの提供を行っております。決済代行サービスはユーザーへの決済代金の精算時において履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、システムの提供はユーザーへのサービス提供時において履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ペイメントのうち決済代行サービスは代理人としての性質が強いと判断されるため、当社が提供しているサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する費用を控除した純額を計上しております。

(2) フィナンシャルクラウド

フィナンシャルクラウドでは主に請求管理業務システムの提供を行っております。請求管理業務システムの提供はユーザーへのサービス提供時において履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ペイメント及びフィナンシャルクラウドを報告セグメントとしております。ペイメントにおいては、主に消費者向け（以下、BtoC）ECをはじめとしたインターネット上で販売等を行う事業者、および企業間取引（以下、BtoB）を行う事業者（以下、加盟店）向けに「インターネット決済サービス」を提供しております。フィナンシャルクラウドにおいては、主にBtoBビジネスを行う事業者（以下、事業者）、そしてBtoC ECをはじめとしたインターネット上で販売等を行う事業者に対して「請求・集金・消込・催促」という請求に関する業務を効率化・自動化するクラウドサービス「請求管理ロボ」を提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

|                    | 報告セグメント |             |         | 調整額<br>(注1) | 財務諸表計上額<br>(注2) |
|--------------------|---------|-------------|---------|-------------|-----------------|
|                    | ペイメント   | フィナンシャルクラウド | 計       |             |                 |
| 売上高                |         |             |         |             |                 |
| 外部顧客への売上高          | 665,027 | 245,742     | 910,770 | —           | 910,770         |
| セグメント間の内部売上高又は振替高  | —       | —           | —       | —           | —               |
| 計                  | 665,027 | 245,742     | 910,770 | —           | 910,770         |
| セグメント利益又は損失（△）     | 350,820 | △89,780     | 261,040 | △230,946    | 30,093          |
| その他の項目             |         |             |         |             |                 |
| 減価償却費              | 9,817   | 17,038      | 26,856  | 3,812       | 30,669          |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 127,627 | 53,663      | 181,290 | 1,849       | 183,139         |

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額△230,946千円は、おもに各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) 減価償却費の調整額3,812千円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,849千円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係る設備投資額であります。

2. セグメント利益又は損失は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産の金額は経営資源の配分の決定及び業績を評価するための定期的な検討の対象になっていないため、記載しておりません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

# 1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ペイメント及びフィナンシャルクラウドを報告セグメントとしております。ペイメントにおいては、主に消費者向け（以下、BtoC）ECをはじめとしたインターネット上で販売等を行う事業者、および企業間取引（以下、BtoB）を行う事業者（以下、加盟店）向けに「インターネット決済サービス」を提供しております。フィナンシャルクラウドにおいては、主にBtoBビジネスを行う事業者（以下、事業者）、そしてBtoC ECをはじめとしたインターネット上で販売等を行う事業者に対して「請求・集金・消込・催促」という請求に関する業務を効率化・自動化するクラウドサービス「請求管理ロボ」を提供しております。

# 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

# 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

|                    | 報告セグメント |             |           | 調整額<br>(注1) | 財務諸表計上額<br>(注2) |
|--------------------|---------|-------------|-----------|-------------|-----------------|
|                    | ペイメント   | フィナンシャルクラウド | 計         |             |                 |
| 売上高                |         |             |           |             |                 |
| 外部顧客への売上高          | 739,045 | 339,078     | 1,078,123 | —           | 1,078,123       |
| セグメント間の内部売上高又は振替高  | —       | —           | —         | —           | —               |
| 計                  | 739,045 | 339,078     | 1,078,123 | —           | 1,078,123       |
| セグメント利益又は損失（△）     | 408,791 | △58,753     | 350,037   | △263,795    | 86,242          |
| その他の項目             |         |             |           |             |                 |
| 減価償却費              | 8,287   | 5,844       | 14,132    | 3,083       | 17,215          |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 58,934  | 90,303      | 149,237   | 266         | 149,504         |

（注）1. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額△263,795千円は、おもに各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) 減価償却費の調整額3,083千円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整266千円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係る設備投資額であります。

2. セグメント利益又は損失は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産の金額は経営資源の配分の決定及び業績を評価するための定期的な検討の対象になっていないため、記載しておりません。

【関連情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

|      | ペイメント | フィナンシャルクラウド | 全社・消去 | 合計     |
|------|-------|-------------|-------|--------|
| 減損損失 | —     | 96,898      | —     | 96,898 |

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

| 種類       | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合<br>(%)    | 関連当事者との関係 | 取引の内容<br>(注1)   | 取引金額<br>(千円)<br>(注2) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----------|------------|-----|------------------|-----------|--------------------------|-----------|-----------------|----------------------|----|--------------|
| 役員及び主要株主 | 清久 健也      | —   | —                | 当社代表取締役   | (被所有)<br>直接52.3<br>間接9.3 | 債務被保証     | 当社銀行借入に対する債務被保証 | 182,916              | —  | —            |

(注) 1. 銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額は期末借入金残高を記入しております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

| 種類       | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合<br>(%)    | 関連当事者との関係 | 取引の内容<br>(注1)   | 取引金額<br>(千円)<br>(注2) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----------|------------|-----|------------------|-----------|--------------------------|-----------|-----------------|----------------------|----|--------------|
| 役員及び主要株主 | 清久 健也      | —   | —                | 当社代表取締役   | (被所有)<br>直接47.0<br>間接9.1 | 債務被保証     | 当社銀行借入に対する債務被保証 | 124,596              | —  | —            |

(注) 1. 銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額は期末借入金残高を記入しております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

|               | 当事業年度<br>(自 2019年1月1日<br>至 2019年12月31日) |
|---------------|-----------------------------------------|
| 1株当たり純資産額     | △0.00円                                  |
| 1株当たり当期純損失(△) | △43.10円                                 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 当社は、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                                  | 当事業年度<br>(自 2019年1月1日<br>至 2019年12月31日)                                                                    |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当期純損失(△)(千円)                                     | △153,630                                                                                                   |
| 普通株主に帰属しない金額(千円)                                 | —                                                                                                          |
| 普通株式に係る当期純損失(△)(千円)                              | △153,630                                                                                                   |
| 普通株式の期中平均株式数(株)                                  | 3,564,022                                                                                                  |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 新株予約権10種類(新株予約権の数194,480個)。<br>なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載の通りであります。 |

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                | 当事業年度<br>(2019年12月31日) |
|--------------------------------|------------------------|
| 純資産の部の合計額(千円)                  | 122                    |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円)          | 144                    |
| (うち新株予約権)(千円)                  | (144)                  |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円)             | △22                    |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株) | 3,564,022              |

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

|            | 当事業年度<br>(自 2020年1月1日<br>至 2020年12月31日) |
|------------|-----------------------------------------|
| 1株当たり純資産額  | 73.95円                                  |
| 1株当たり当期純利益 | 30.35円                                  |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                                  | 当事業年度<br>(自 2020年1月1日<br>至 2020年12月31日)                                                                    |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当期純利益（千円）                                        | 109,534                                                                                                    |
| 普通株主に帰属しない金額（千円）                                 | —                                                                                                          |
| 普通株式に係る当期純利益（千円）                                 | 109,534                                                                                                    |
| 普通株式の期中平均株式数（株）                                  | 3,608,283                                                                                                  |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 新株予約権14種類（新株予約権の数189,290個）。<br>なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載の通りであります。 |

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                | 当事業年度<br>(2020年12月31日) |
|--------------------------------|------------------------|
| 純資産の部の合計額（千円）                  | 267,742                |
| 純資産の部の合計額から控除する金額（千円）          | 143                    |
| （うち新株予約権）（千円）                  | (143)                  |
| 普通株式に係る期末の純資産額（千円）             | 267,599                |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株） | 3,618,566              |

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 第三者割当による新株式発行

当社は、2020年2月13日開催の取締役会において、第三者割当により新株式を発行することを議案とした臨時株主総会の招集を決議いたしました。なお、本件は、2020年3月9日開催の臨時株主総会に付議し、承認可決されました。また、同日開催の臨時取締役会において、以下のとおり具体的な新株式発行の内容を決議し、2020年3月10日までに払込手続きが完了しております。

(1) 新株式発行の内容

|         |                  |             |
|---------|------------------|-------------|
| ①発行新株式数 | 当社普通株式           | 27,272株     |
| ②発行価額   | 1株につき            | 2,805円      |
| ③発行価額総額 |                  | 76,497,960円 |
| ④募集方法   | 第三者割当による募集       |             |
| ⑤資本組入額  | 1株につき            | 1,403円      |
| ⑥資本組入総額 |                  | 38,262,616円 |
| ⑦割当先    | BSP第4号投資事業有限責任組合 |             |

(2) 資金使途

当社の財政基盤強化を予定しております。

2. スtock・オプションの発行

当社は、2020年3月19日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の業績及び企業価値の向上を目指すにあたり、より一層の意欲や士気を高めることを目的として2020年3月27日開催の定時株主総会にて当社の取締役、従業員及び社外協力者に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件を付議することを決議しております。

なお、ストック・オプション制度の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況 ① スtockオプション制度の内容」をご参照ください。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、2020年9月11日開催の取締役会において、2020年10月15日開催の第1回臨時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、第20期事業年度において当期純損失を計上し、100,022,092円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。当社では、早期の業績改善と財務体質の健全化を推し進めるべく努力しておりますが欠損の解消には一定の期間を要することが見込まれております。

つきましては、今般、この欠損を填補し、財務体質の健全化を図ることを目的として資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うことといたしました。

なお、資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表の「純資産の部」における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更はございません。

(2) 資本金の減少の内容

①減少する資本金の額

増資後の資本金の額 138,262,616円のうち、38,262,616円を減少いたします。

②資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、会社法第447条第1項の規定に基づき、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本準備金の減少の内容

①減少する資本準備金の額

増資後の資本準備金の額 38,235,344円の全額を減少いたします。

②資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、減少する資本準備金の額の38,235,344円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

#### (4) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の効力発生を条件にその他資本剰余金 76,497,960円全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。これにより繰越利益剰余金の額は 23,524,132円の欠損となります。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

#### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、2020年10月15日開催の臨時株主総会において資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件について決議を行っており、2021年1月26日に効力が発生いたしました。

##### (1) 資本金の減少の内容

###### ①減少する資本金の額

資本金の額138,262,616円のうち、38,262,616円を減少いたします。

###### ②資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

##### (2) 資本準備金の減少の内容

###### ①減少する資本準備金の額

資本準備金の額38,235,344円のうち、38,235,344円を減少いたします。

###### ②資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

##### (3) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、減資の効力発生日において確定している2019年12月期の繰越利益剰余金の欠損額100,022,092円に対して、その他資本剰余金76,497,960円全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。欠損填補が2020年12月期に行われていたと仮定した場合、2020年12月期の繰越利益剰余金の額は86,010,693円になります。

#### 2. ストック・オプションの発行

当社は、2021年3月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の業績及び企業価値の向上を目指すにあたり、より一層の意欲や士気を高めることを目的として2021年3月26日開催の定時株主総会にて当社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件を付議することを決議しております。

なお、ストック・オプション制度の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」をご参照ください。

#### 3. 株式の分割及び単元株制度の導入

当社は2021年5月14日開催の取締役会決議に基づき、2021年6月4日付をもって株式分割を行っております。また、当社は、2021年6月4日開催の臨時株主総会決議により、2021年6月4日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

##### (1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施致します。

##### (2) 株式分割の概要

###### ①分割方法

2021年6月3日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき2株の割合をもって分割しております。

②分割により増加する株式数

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 株式分割前の発行済株式総数     | 1,809,283株  |
| 今回の株式分割により増加する株式数 | 1,809,283株  |
| 株式分割後の発行済株式総数     | 3,618,566株  |
| 株式分割後の発行可能株式総数    | 10,000,000株 |

③株式分割の効力発生日

2021年6月4日

④新株予約権に与える影響

当該株式分割の影響による調整については、「ストック・オプション等関係」において反映されております。

⑤1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の「第5経理の状況 (1) 財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の拡大や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

|         | 当第2四半期累計期間<br>(自 2021年1月1日<br>至 2021年6月30日) |
|---------|---------------------------------------------|
| 給料及び手当  | 158,264千円                                   |
| 広告宣伝費   | 96,521 "                                    |
| 減価償却費   | 1,268 "                                     |
| 貸倒引当金繰入 | 570 "                                       |

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

|                  | 当第2四半期累計期間<br>(自 2021年1月1日<br>至 2021年6月30日) |
|------------------|---------------------------------------------|
| 現金及び預金勘定         | 2,376,509千円                                 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | —                                           |
| 現金及び現金同等物        | 2,376,509                                   |

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2020年10月15日開催の臨時株主総会において資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件について決議を行っており、2021年1月26日に効力が発生いたしました。それにより、減少する資本金の額38,262千円及び資本準備金の額38,235千円を合算した金額76,497千円の全額をその他資本剰余金に振り替えた後、その全額を繰越利益剰余金に振り替えて、2019年12月期の繰越利益剰余金の額の欠損額に対する欠損填補を行いました。

なお、株主資本の合計額には、著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

|                       | 報告セグメント |                 |         | 調整額<br>(注1) | 四半期財務諸<br>表計上額<br>(注2) |
|-----------------------|---------|-----------------|---------|-------------|------------------------|
|                       | ペイメント   | フィナンシャル<br>クラウド | 計       |             |                        |
| 売上高                   |         |                 |         |             |                        |
| 外部顧客への売上高             | 432,330 | 224,784         | 657,115 | —           | 657,115                |
| セグメント間の内部売上高<br>又は振替高 | —       | —               | —       | —           | —                      |
| 計                     | 432,330 | 224,784         | 657,115 | —           | 657,115                |
| セグメント利益又は損失（△）        | 239,178 | 2,055           | 241,233 | △132,763    | 108,470                |

(注) 1. セグメント利益の調整額△132,763千円は、おもに各報告セグメントに配分していない全社費用であり、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                                                                       | 当第2四半期累計期間<br>(自 2021年1月1日<br>至 2021年6月30日)                              |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 1株当たり四半期純利益                                                           | 24.64円                                                                   |
| (算定上の基礎)                                                              |                                                                          |
| 四半期純利益(千円)                                                            | 89,175                                                                   |
| 普通株主に帰属しない金額(千円)                                                      | —                                                                        |
| 普通株式に係る四半期純利益(千円)                                                     | 89,175                                                                   |
| 普通株式の期中平均株式数(株)                                                       | 3,618,566                                                                |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 | 2021年3月26日開催の取締役会決議による第20～第22回新株予約権<br>新株予約権の数 13,000個<br>(普通株式 26,000株) |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。
2. 当社は、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ⑤【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

| 投資有価証券 | その他有価証券 | 銘柄            | 株式数（株） | 貸借対照表計上額<br>(千円) |
|--------|---------|---------------|--------|------------------|
|        |         | 株式会社ヘッドウォータース | 8,000  | 119,920          |
| 計      |         |               | 8,000  | 119,920          |

## 【有形固定資産等明細表】

（単位：千円）

| 資産の種類     | 当期首残高   | 当期増加額   | 当期減少額  | 当期末残高   | 当期末減価償却<br>累計額又は償却<br>累計額 | 当期償却額  | 差引当期末<br>残高 |
|-----------|---------|---------|--------|---------|---------------------------|--------|-------------|
| 有形固定資産    |         |         |        |         |                           |        |             |
| 建物        | —       | —       | —      | 9,627   | 6,155                     | 537    | 3,472       |
| 工具、器具及び備品 | —       | —       | —      | 14,773  | 13,742                    | 1,207  | 1,030       |
| 有形固定資産計   | —       | —       | —      | 24,401  | 19,898                    | 1,745  | 4,503       |
| 無形固定資産    |         |         |        |         |                           |        |             |
| ソフトウェア    | 73,340  | 71,701  | —      | 145,042 | 66,108                    | 15,469 | 78,934      |
| ソフトウェア仮勘定 | 131,361 | 148,211 | 70,561 | 209,011 | —                         | —      | 209,011     |
| 無形固定資産計   | 204,701 | 219,913 | 70,561 | 354,053 | 66,108                    | 15,469 | 287,945     |

（注）１．当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

|              |          |          |
|--------------|----------|----------|
| ソフトウェアの増加    | 請求管理ロボ開発 | 65,897千円 |
| ソフトウェア仮勘定の増加 | 請求管理ロボ開発 | 90,303千円 |
|              | 決済システム開発 | 57,794千円 |

２．当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

|              |            |          |
|--------------|------------|----------|
| ソフトウェア仮勘定の減少 | ソフトウェアへの振替 | 70,561千円 |
|--------------|------------|----------|

３．有形固定資産の金額が総資産額の１％以下であるため、「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

| 区分                     | 当期首残高<br>（千円） | 当期末残高<br>（千円） | 平均利率<br>（％） | 返済期限        |
|------------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|
| １年以内に返済予定の長期借入金        | 58,320        | 53,966        | 0.9         | —           |
| 長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く） | 124,596       | 70,630        | 0.8         | 2023年～2024年 |
| 合計                     | 182,916       | 124,596       | —           | —           |

（注）１．「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後５年以内における１年ごとの返済予定額は以下の通りであります。

| 区分    | １年超２年以内<br>（千円） | ２年超３年以内<br>（千円） | ３年超４年以内<br>（千円） | ４年超５年以内<br>（千円） |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 32,316          | 32,244          | 6,070           | —               |

【引当金明細表】

| 科目    | 当期首残高<br>(千円) | 当期増加額<br>(千円) | 当期減少額<br>(目的使用)<br>(千円) | 当期減少額<br>(その他)<br>(千円) | 当期末残高<br>(千円) |
|-------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 6,941         | 4,151         | —                       | 169                    | 10,923        |

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、債権回収による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を行っているため、該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ① 流動資産

## イ. 現金及び預金

| 区分   | 金額（千円）    |
|------|-----------|
| 現金   | 182       |
| 預金   |           |
| 普通預金 | 2,476,132 |
| 小計   | 2,476,132 |
| 合計   | 2,476,314 |

## ロ. 売掛金

## 相手先別内訳

| 相手先             | 金額（千円）  |
|-----------------|---------|
| 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 | 4,156   |
| 株式会社東京クレジットサービス | 3,081   |
| 医療法人社団霞山会       | 939     |
| 株式会社manebi      | 847     |
| 株式会社グッド・ラック     | 830     |
| その他             | 97,342  |
| 合計              | 107,198 |

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高<br>（千円） | 当期発生高<br>（千円） | 当期回収高<br>（千円） | 当期末残高<br>（千円） | 回収率（％）                             | 滞留期間（日）                                    |
|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------------------------|--------------------------------------------|
| (A)           | (B)           | (C)           | (D)           | $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$ | $\frac{(A) + (D)}{2}$<br>$\frac{(B)}{366}$ |
| 82,985        | 929,449       | 905,235       | 107,198       | 89.4                               | 37.4                                       |

（注） 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

## ハ. 前渡金

## 相手先別内訳

| 相手先             | 金額（千円）  |
|-----------------|---------|
| 株式会社Enjin       | 35,364  |
| 株式会社ベルポスト       | 28,894  |
| 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 | 28,229  |
| 株式会社ゼロモバイル      | 24,752  |
| 株式会社チェンジ・ザ・ワールド | 19,461  |
| その他             | 462,066 |
| 合計              | 598,769 |

② 流動負債

イ. 買掛金

| 相手先                | 金額（千円） |
|--------------------|--------|
| 株式会社イエラエセキュリティ     | 5,170  |
| 株式会社ネクスウェイ         | 3,415  |
| 株式会社りそな銀行          | 1,762  |
| 株式会社セールスフォース・ドットコム | 862    |
| クラスメソッド株式会社        | 576    |
| その他                | 755    |
| 合計                 | 12,541 |

ロ. 預り金

| 相手先              | 金額（千円）    |
|------------------|-----------|
| バリューコマース株式会社     | 419,804   |
| 公益社団法人日本医師会      | 278,092   |
| 株式会社Enjin        | 133,786   |
| アチーブメント株式会社      | 113,749   |
| 公益財団法人日本医療機能評価機構 | 103,673   |
| その他              | 2,076,161 |
| 合計               | 3,125,268 |

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

|              |                                                                                                                                                                                           |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度         | 毎年1月1日から同年12月31日まで                                                                                                                                                                        |
| 定時株主総会       | 毎事業年度末日の翌日から3か月以内                                                                                                                                                                         |
| 基準日          | 毎年12月31日                                                                                                                                                                                  |
| 株券の種類        | —                                                                                                                                                                                         |
| 剰余金の配当の基準日   | 毎年6月30日<br>毎年12月31日                                                                                                                                                                       |
| 1単元の株式数      | 100株                                                                                                                                                                                      |
| 株式の名義書換え（注1） |                                                                                                                                                                                           |
| 取扱場所         | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号<br>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部                                                                                                                                                  |
| 株主名簿管理人      | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号<br>三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                                                                                                        |
| 取次所          | 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店                                                                                                                                                                       |
| 名義書換手数料      | 無料                                                                                                                                                                                        |
| 新券交付手数料      | —                                                                                                                                                                                         |
| 単元未満株式の買取り   |                                                                                                                                                                                           |
| 取扱場所         | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号<br>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部                                                                                                                                                  |
| 株主名簿管理人      | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号<br>三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                                                                                                        |
| 取次所          | 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注1）                                                                                                                                                                   |
| 買取手数料        | 無料（注2）                                                                                                                                                                                    |
| 公告掲載方法       | 当社の公告方法は、電子公告としております。<br>ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。<br>当社の公告掲載URLは次のとおりであります。<br><a href="https://www.robotpayment.co.jp/">https://www.robotpayment.co.jp/</a> |
| 株主に対する特典     | 該当事項はありません。                                                                                                                                                                               |

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第 7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

| 移動年月日          | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等           | 移動後所有者の氏名又は名称                                                                | 移動後所有者の住所          | 移動後所有者の提出会社との関係等           | 移動株数(株) | 価格(単価)(円)                      | 移動理由            |
|----------------|---------------|-----------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------|----------------------------|---------|--------------------------------|-----------------|
| 2020年<br>2月28日 | 清久 健也         | 東京都港区     | 特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名) | 株式会社丹羽<br>キャピタル<br>代表取締役<br>丹羽 健二                                            | 愛知県東海市加木屋町山之脇60番2号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名)         | 10,695  | 29,999,475<br>(2,805)<br>(注) 4 | 所有者の事情及び資本政策による |
| 2020年<br>2月28日 | 清久 健也         | 東京都港区     | 特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名) | 野坂 幸司                                                                        | 東京都港区              | —                          | 21,390  | 59,998,950<br>(2,805)<br>(注) 4 | 所有者の事情及び資本政策による |
| 2020年<br>2月28日 | 清久 健也         | 東京都港区     | 特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名) | 西田 祥                                                                         | 東京都世田谷区            | —                          | 10,695  | 29,999,475<br>(2,805)<br>(注) 4 | 所有者の事情及び資本政策による |
| 2020年<br>3月3日  | 清久 健也         | 東京都港区     | 特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名) | 中居 英治                                                                        | 東京都港区              | —                          | 7,100   | 19,915,500<br>(2,805)<br>(注) 4 | 所有者の事情及び資本政策による |
| 2020年<br>3月3日  | 清久 健也         | 東京都港区     | 特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名) | 株式会社L A P<br>代表取締役<br>中居 英治                                                  | 東京都港区六本木二丁目4番9号    | —                          | 5,300   | 14,866,500<br>(2,805)<br>(注) 4 | 所有者の事情及び資本政策による |
| 2020年<br>3月3日  | 清久 健也         | 東京都港区     | 特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名) | 株式会社ミント・コーポレーション<br>代表取締役<br>中居 英治                                           | 東京都港区六本木二丁目4番9号    | —                          | 1,700   | 4,768,500<br>(2,805)<br>(注) 4  | 所有者の事情及び資本政策による |
| 2020年<br>3月3日  | 加瀬 曹一郎        | 愛知県名古屋市緑区 | —                          | 清久 健也                                                                        | 東京都港区              | 特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名) | 3,000   | 8,415,000<br>(2,805)<br>(注) 4  | 所有者の事情及び資本政策による |
| 2020年<br>3月6日  | 清久 健也         | 東京都港区     | 特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名) | B S P第4号<br>投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員 ビジネス<br>ストラテジックパートナーズ株式会社<br>代表取締役<br>辻 貴慈 | 東京都千代田区九段南二丁目2番1号  | 特別利害関係者等(大株主上位10名)         | 27,272  | 76,497,960<br>(2,805)<br>(注) 4 | 所有者の事情及び資本政策による |

| 移動年月日           | 移動前所有者の氏名又は名称                                                         | 移動前所有者の住所                                                                                                                        | 移動前所有者の提出会社との関係等   | 移動後所有者の氏名又は名称              | 移動後所有者の住所               | 移動後所有者の提出会社との関係等   | 移動株数(株) | 価格(単価)(円)                   | 移動理由            |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|----------------------------|-------------------------|--------------------|---------|-----------------------------|-----------------|
| 2020年<br>12月25日 | Vector<br>Group<br>Internal<br>Limited<br>Director<br>Keiji<br>Nishie | Unit<br>1004B,<br>10/F.,<br>East<br>Ocean<br>Centre,<br>98<br>Granville<br>Road,<br>Tsim Sha<br>Tsui<br>East,<br>Kowloon,<br>HK. | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 株式会社ベクトル<br>代表取締役<br>長谷川 創 | 東京都港区<br>赤坂四丁目<br>15番1号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 66,000  | 6,798,000<br>(103)<br>(注) 5 | 所有者の事情及び資本政策による |

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2019年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載するものとするとしております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとしてしております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとしてしております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出された価格を参考に決定した価格であります。
5. 移動価格は、簿価純資産法により算出された価格を参考に当事者間で協議の上決定したものであります。
6. 当社は、2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

| 項目          | 株式①             |
|-------------|-----------------|
| 発行年月日       | 2020年3月10日      |
| 種類          | 普通株式            |
| 発行数         | 27,272株         |
| 発行価格        | 2,805円<br>(注) 4 |
| 資本組入額       | 1,403円          |
| 発行価額の総額     | 76,497,960円     |
| 資本組入額の総額    | 38,262,616円     |
| 発行方法        | 有償第三者割当         |
| 保有期間等に関する確約 | (注) 2           |

| 項目          | 新株予約権①                                                                                 | 新株予約権②                                                                                 | 新株予約権③                                                                                 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行年月日       | 2019年5月17日                                                                             | 2019年5月17日                                                                             | 2019年5月17日                                                                             |
| 種類          | 第11回新株予約権                                                                              | 第12回新株予約権                                                                              | 第13回新株予約権                                                                              |
| 発行数         | 普通株式52,570株                                                                            | 普通株式13,590株                                                                            | 普通株式10,160株                                                                            |
| 発行価格        | 1,516円<br>(注) 4                                                                        | 1,516円<br>(注) 4                                                                        | 1,515円<br>(注) 4                                                                        |
| 資本組入額       | 758円                                                                                   | 758円                                                                                   | 758円                                                                                   |
| 発行価額の総額     | 79,696,120円                                                                            | 20,602,440円                                                                            | 15,392,400円                                                                            |
| 資本組入額の総額    | 39,848,060円                                                                            | 10,301,220円                                                                            | 7,701,280円                                                                             |
| 発行方法        | 2019年5月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。 | 2019年5月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。 | 2019年5月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | —                                                                                      | —                                                                                      | —                                                                                      |

| 項目          | 新株予約権④                                                                                 | 新株予約権⑤                                                                                 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行年月日       | 2019年10月15日                                                                            | 2019年10月15日                                                                            |
| 種類          | 第14回新株予約権                                                                              | 第15回新株予約権                                                                              |
| 発行数         | 普通株式17,900株                                                                            | 普通株式5,400株                                                                             |
| 発行価格        | 1,516円<br>(注) 4                                                                        | 1,515円<br>(注) 4                                                                        |
| 資本組入額       | 758円                                                                                   | 758円                                                                                   |
| 発行価額の総額     | 27,136,400円                                                                            | 8,181,000円                                                                             |
| 資本組入額の総額    | 13,568,200円                                                                            | 4,093,200円                                                                             |
| 発行方法        | 2019年9月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。 | 2019年9月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | —                                                                                      | —                                                                                      |

| 項目          | 新株予約権⑥                                                                                 | 新株予約権⑦                                                                                 | 新株予約権⑧                                                                                 | 新株予約権⑨                                                                                 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行年月日       | 2020年3月31日                                                                             | 2020年3月31日                                                                             | 2020年3月31日                                                                             | 2020年3月31日                                                                             |
| 種類          | 第16回新株予約権                                                                              | 第17回新株予約権                                                                              | 第18回新株予約権                                                                              | 第19回新株予約権                                                                              |
| 発行数         | 普通株式4,700株                                                                             | 普通株式5,400株                                                                             | 普通株式15,600株                                                                            | 普通株式2,400株                                                                             |
| 発行価格        | 2,805円<br>(注) 4                                                                        | 2,806円<br>(注) 4                                                                        | 2,805円<br>(注) 4                                                                        | 2,806円<br>(注) 4                                                                        |
| 資本組入額       | 1,403円                                                                                 | 1,403円                                                                                 | 1,403円                                                                                 | 1,403円                                                                                 |
| 発行価額の総額     | 13,183,500円                                                                            | 15,152,400円                                                                            | 43,758,000円                                                                            | 6,734,400円                                                                             |
| 資本組入額の総額    | 6,594,100円                                                                             | 7,576,200円                                                                             | 21,886,800円                                                                            | 3,367,200円                                                                             |
| 発行方法        | 2020年3月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。 | 2020年3月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。 | 2020年3月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。 | 2020年3月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | (注) 3                                                                                  | (注) 3                                                                                  | (注) 3                                                                                  | (注) 3                                                                                  |

| 項目          | 新株予約権⑩                                                                                 | 新株予約権⑪                                                                                 | 新株予約権⑫                                                                                 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行年月日       | 2021年3月31日                                                                             | 2021年3月31日                                                                             | 2021年3月31日                                                                             |
| 種類          | 第20回新株予約権                                                                              | 第21回新株予約権                                                                              | 第22回新株予約権                                                                              |
| 発行数         | 普通株式2,000株                                                                             | 普通株式1,000株                                                                             | 普通株式10,000株                                                                            |
| 発行価格        | 3,000円<br>(注) 4                                                                        | 3,017円<br>(注) 4                                                                        | 3,000円<br>(注) 4                                                                        |
| 資本組入額       | 1,500円                                                                                 | 1,509円                                                                                 | 1,500円                                                                                 |
| 発行価額の総額     | 6,000,000円                                                                             | 3,017,000円                                                                             | 30,000,000円                                                                            |
| 資本組入額の総額    | 3,000,000円                                                                             | 1,509,000円                                                                             | 15,000,000円                                                                            |
| 発行方法        | 2021年3月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。 | 2021年3月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。 | 2021年3月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | (注) 3                                                                                  | (注) 3                                                                                  | (注) 3                                                                                  |

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2020年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

| 項目             | 新株予約権①                                                    | 新株予約権②                                                    | 新株予約権③                                                    |
|----------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 行使時の払込金額       | 1,515円                                                    | 1,515円                                                    | 1,515円                                                    |
| 行使期間           | 自 2019年5月17日<br>至 2029年5月16日                              | 自 2019年5月17日<br>至 2029年5月16日                              | 自 2021年5月17日<br>至 2029年5月16日                              |
| 行使の条件          | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。                           | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。                           | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。                           |

| 項目             | 新株予約権④                                                    | 新株予約権⑤                                                    |
|----------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 行使時の払込金額       | 1,515円                                                    | 1,515円                                                    |
| 行使期間           | 自 2019年10月15日<br>至 2029年9月30日                             | 自 2021年10月15日<br>至 2029年9月30日                             |
| 行使の条件          | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。                           | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。                           |

| 項目             | 新株予約権⑥                                                    | 新株予約権⑦                                                    | 新株予約権⑧                                                    | 新株予約権⑨                                                    |
|----------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 行使時の払込金額       | 2,805円                                                    | 2,805円                                                    | 2,805円                                                    | 2,805円                                                    |
| 行使期間           | 自 2022年3月31日<br>至 2030年3月27日                              | 自 2020年3月31日<br>至 2030年3月27日                              | 自 2022年3月31日<br>至 2030年3月27日                              | 自 2020年3月31日<br>至 2030年3月27日                              |
| 行使の条件          | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。                           | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。                           | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。                           | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。                           |

| 項目             | 新株予約権⑩                                                    | 新株予約権⑪                                                    | 新株予約権⑫                                                    |
|----------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 行使時の払込金額       | 3,000円                                                    | 3,000円                                                    | 3,000円                                                    |
| 行使期間           | 自 2023年3月31日<br>至 2031年3月26日                              | 自 2021年3月31日<br>至 2031年3月26日                              | 自 2023年3月31日<br>至 2031年3月26日                              |
| 行使の条件          | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。                           | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。                           | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。                           |

6. 新株予約権①については、失効条件により、31,542株の権利が喪失しております。
7. 新株予約権③については、退職により、従業員12名、3,045株の権利が喪失しております。
8. 新株予約権⑤については、失効条件により、3,600株の権利が喪失しております。
9. 新株予約権⑥については、退職により、従業員1名、2,700株の権利が喪失しております。
10. 新株予約権⑦については、退職により全ての権利が喪失しております。
11. 新株予約権⑧、⑨については、失効条件により全ての権利が喪失しております。
12. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

## 2 【取得者の概況】

### 株式①の付与

| 取得者の氏名又は名称                                                              | 取得者の住所                | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数<br>(株) | 価格<br>(単価)<br>(円)     | 取得者と提出会社との関係                    |
|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------|-------------|-----------------------|---------------------------------|
| B S P 第 4 号投資事業有限責任組合<br>無限責任組員 ビジネス<br>ストラテジックパートナーズ株式会社<br>代表取締役 辻 貴慈 | 東京都千代田区九段南二丁目 2 番 1 号 | 投資事業           | 27,272      | 76,497,960<br>(2,805) | 特別利害関係者等<br>(大株主上位10名)<br>(注) 1 |

(注) 1. 当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

### 新株予約権①の付与(第11回新株予約権)

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所     | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数<br>(株)     | 価格<br>(単価)<br>(円)     | 取得者と提出会社との関係         |
|------------|------------|----------------|-----------------|-----------------------|----------------------|
| 小野 進一      | 神奈川県横浜市青葉区 | 会社役員           | 25,510<br>(注) 1 | 38,673,160<br>(1,516) | 社外協力者                |
| 小倉 政人      | 東京都渋谷区     | 会社役員           | 13,560<br>(注) 2 | 20,556,960<br>(1,516) | 特別利害関係者等<br>(当社の取締役) |
| 川本 圭祐      | 東京都世田谷区    | 会社役員           | 13,500<br>(注) 3 | 20,466,000<br>(1,516) | 特別利害関係者等<br>(当社の取締役) |

(注) 1. 小野進一への割当株数は、一部失効により、本書提出日現在10,204株となっております。

2. 小倉政人への割当株数は、一部失効により、本書提出日現在5,424株となっております。

3. 川本圭祐への割当株数は、一部失効により、本書提出日現在5,400株となっております。

4. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権②の付与（第12回新株予約権）

| 取得者の氏名又は名称                                           | 取得者の住所                | 取得者の職業及び事業の内容等   | 割当株数<br>(株) | 価格<br>(単価)<br>(円)    | 取得者と提出会社との関係                  |
|------------------------------------------------------|-----------------------|------------------|-------------|----------------------|-------------------------------|
| 井口 雄太                                                | 東京都世田谷区               | 会社役員             | 3,990       | 6,048,840<br>(1,516) | 社外協力者                         |
| 杉村 和哉                                                | 愛知県稲沢市                | 会社役員             | 2,800       | 4,244,800<br>(1,516) | 社外協力者                         |
| 長尾 俊介 ヘンリー                                           | 東京都港区                 | 会社役員             | 2,300       | 3,486,800<br>(1,516) | 社外協力者                         |
| 信國 大輔                                                | 神奈川県横浜市青葉区            | 会社役員             | 1,980       | 3,001,680<br>(1,516) | 社外協力者                         |
| 中村 全信                                                | 東京都中央区                | 会社員              | 1,500       | 2,274,000<br>(1,516) | 社外協力者                         |
| 石橋 慶太                                                | 東京都港区                 | 会社役員             | 570         | 864,120<br>(1,516)   | 特別利害関係者等<br>(当社の監査役)          |
| アイディール・リーダーズ<br>株式会社 代表取締役 永<br>井 恒男 資本金 7,000<br>千円 | 東京都千代田区丸の内二<br>丁目2番1号 | 法人<br>コンサルティング事業 | 250         | 379,000<br>(1,516)   | 社外協力者                         |
| 橋本 泰生                                                | 神奈川県横浜市戸塚区            | 会社役員             | 100         | 151,600<br>(1,516)   | 特別利害関係者等<br>(当社の監査役)          |
| 茂呂 順一                                                | 埼玉県春日部市               | 会社役員             | 100         | 151,600<br>(1,516)   | 特別利害関係者等<br>(当社の監査役)<br>(注) 2 |

(注) 1. 茂呂 順一は、2019年9月30日付で当社監査役を退任いたしました。

2. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

新株予約権③の付与（第13回新株予約権）

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所  | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数<br>(株) | 価格<br>(単価)<br>(円)    | 取得者と提出会社との関係                  |
|------------|---------|----------------|-------------|----------------------|-------------------------------|
| 森山 泰史      | 東京都中野区  | 会社員            | 1,160       | 1,757,400<br>(1,515) | 当社の従業員                        |
| 宮前 幸央      | 東京都港区   | 会社役員           | 100         | 151,500<br>(1,515)   | 特別利害関係者等<br>(当社の取締役)<br>(注) 3 |
| 岩佐 孝仁      | 東京都品川区  | 会社役員           | 100         | 151,500<br>(1,515)   | 特別利害関係者等<br>(当社の取締役)<br>(注) 3 |
| 河野 浩人      | 東京都世田谷区 | 会社役員           | 100         | 151,500<br>(1,515)   | 特別利害関係者等<br>(当社の取締役)<br>(注) 3 |

(注) 1. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 本書提出日現在、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）33名、割当株式の総数5,655株に関する記載は省略しております。

3. 宮前 幸央、岩佐 孝仁、河野 浩人は、2019年9月30日付で当社取締役を退任いたしました。

4. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

新株予約権④の付与（第14回新株予約権）

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数<br>(株) | 価格<br>(単価)<br>(円)     | 取得者と提出会社との関係         |
|------------|--------|----------------|-------------|-----------------------|----------------------|
| 久野 聡太      | 東京都港区  | 会社役員           | 17,900      | 27,136,400<br>(1,516) | 特別利害関係者等<br>(当社の取締役) |

(注) 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

新株予約権⑤の付与（第15回新株予約権）

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所  | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数<br>(株) | 価格<br>(単価)<br>(円)    | 取得者と提出会社との関係 |
|------------|---------|----------------|-------------|----------------------|--------------|
| 藤田 豪人      | 東京都江戸川区 | 会社員            | 5,400       | 8,181,000<br>(1,515) | 当社の従業員       |

(注) 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。また、失効条件による一部失効により、本書提出日現在1,800株となっております。

新株予約権⑥の付与（第16回新株予約権）

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所  | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数<br>(株) | 価格<br>(単価)<br>(円)    | 取得者と提出会社との関係 |
|------------|---------|----------------|-------------|----------------------|--------------|
| 新藤 雅之      | 東京都世田谷区 | 会社員            | 2,000       | 5,610,000<br>(2,805) | 当社の従業員       |

(注) 1. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。  
2. 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

新株予約権⑦の付与（第17回新株予約権）

(注) 本新株予約権は、取得者の退職によりその全てが失効しておりますので、記載を省略しております。

新株予約権⑧の付与（第18回新株予約権）

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所  | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数<br>(株) | 価格<br>(単価)<br>(円)    | 取得者と提出会社との関係         |
|------------|---------|----------------|-------------|----------------------|----------------------|
| 小倉 政人      | 東京都渋谷区  | 会社役員           | 2,400       | 6,732,000<br>(2,805) | 特別利害関係者等<br>(当社の取締役) |
| 川本 圭祐      | 東京都世田谷区 | 会社役員           | 2,400       | 6,732,000<br>(2,805) | 特別利害関係者等<br>(当社の取締役) |
| 久野 聡太      | 東京都港区   | 会社役員           | 2,400       | 6,732,000<br>(2,805) | 特別利害関係者等<br>(当社の取締役) |
| 藤田 豪人      | 東京都江戸川区 | 会社員            | 2,400       | 6,732,000<br>(2,805) | 当社の従業員               |
| 森山 泰史      | 東京都中野区  | 会社員            | 2,400       | 6,732,000<br>(2,805) | 当社の従業員               |
| 新藤 雅之      | 東京都世田谷区 | 会社員            | 1,200       | 3,366,000<br>(2,805) | 当社の従業員               |
| 塚越 裕太      | 東京都中野区  | 会社員            | 1,200       | 3,366,000<br>(2,805) | 当社の従業員               |
| 田本 諒       | 東京都目黒区  | 会社員            | 1,200       | 3,366,000<br>(2,805) | 当社の従業員               |

(注) 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。また、失効条件により全てが失効しております。

新株予約権⑨の付与（第19回新株予約権）

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所     | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数<br>(株) | 価格<br>(単価)<br>(円)    | 取得者と提出会社との関係 |
|------------|------------|----------------|-------------|----------------------|--------------|
| 小野 進一      | 神奈川県横浜市青葉区 | 会社役員           | 2,400       | 6,734,400<br>(2,806) | 社外協力者        |

(注) 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。また、失効条件により全てが失効しております。

新株予約権⑩の付与（第20回新株予約権）

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数<br>(株) | 価格<br>(単価)<br>(円)    | 取得者と提出会社との関係         |
|------------|--------|----------------|-------------|----------------------|----------------------|
| 久野 聡太      | 東京都港区  | 会社役員           | 2,000       | 6,000,000<br>(3,000) | 特別利害関係者等<br>(当社の取締役) |

(注) 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

新株予約権⑪の付与（第21回新株予約権）

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数<br>(株) | 価格<br>(単価)<br>(円)    | 取得者と提出会社との関係         |
|------------|--------|----------------|-------------|----------------------|----------------------|
| 石橋 慶太      | 東京都港区  | 会社役員           | 1,000       | 3,017,000<br>(3,017) | 特別利害関係者等<br>(当社の監査役) |

(注) 2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

新株予約権⑫の付与（第22回新株予約権）

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所  | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数<br>(株) | 価格<br>(単価)<br>(円)    | 取得者と提出会社との関係         |
|------------|---------|----------------|-------------|----------------------|----------------------|
| 小倉 政人      | 東京都渋谷区  | 会社役員           | 2,000       | 6,000,000<br>(3,000) | 特別利害関係者等<br>(当社の取締役) |
| 川本 圭祐      | 東京都世田谷区 | 会社役員           | 2,000       | 6,000,000<br>(3,000) | 特別利害関係者等<br>(当社の取締役) |
| 藤田 豪人      | 東京都江戸川区 | 会社員            | 2,000       | 6,000,000<br>(3,000) | 当社の従業員               |
| 森山 泰史      | 東京都中野区  | 会社員            | 2,000       | 6,000,000<br>(3,000) | 当社の従業員               |
| 新藤 雅之      | 東京都世田谷区 | 会社員            | 1,000       | 3,000,000<br>(3,000) | 当社の従業員               |
| 塚越 裕太      | 東京都中野区  | 会社員            | 1,000       | 3,000,000<br>(3,000) | 当社の従業員               |

（注）2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月4日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

### 3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

| 氏名又は名称                                  | 住所                                                                                     | 所有株式数<br>(株)        | 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合<br>(%) |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------------------------------|
| 清久 健也（注）1、2                             | 東京都港区                                                                                  | 1,699,864           | 42.81                              |
| K Kキャピタル株式会社（注）1、3                      | 東京都千代田区九段南二丁目2番1号                                                                      | 396,032<br>(66,000) | 9.97<br>(1.66)                     |
| GMCM Venture Capital Partners I Inc（注）1 | P.O.Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola British Virgin Islands | 320,000             | 8.06                               |
| 株式会社ベクトル（注）1                            | 東京都港区赤坂四丁目15番1号                                                                        | 165,000             | 4.15                               |
| B S P第4号投資事業有限責任組合（注）1                  | 東京都千代田区九段南二丁目2番1号                                                                      | 109,088             | 2.75                               |
| 株式会社Orchestra Investment（注）1            | 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号                                                                      | 105,610             | 2.66                               |
| 小野 進一                                   | 神奈川県横浜市青葉区                                                                             | 86,408<br>(86,408)  | 2.18<br>(2.18)                     |
| 株式会社エアトリ（注）1                            | 東京都港区愛宕二丁目5番1号                                                                         | 82,500              | 2.08                               |
| 100キャピタル1号投資事業有限責任組合（注）1                | 東京都港区赤坂四丁目15番1号                                                                        | 72,608              | 1.83                               |
| 菅下 清廣（注）1                               | 神奈川県横浜市青葉区                                                                             | 59,800              | 1.51                               |
| 川本 圭祐（注）4                               | 東京都世田谷区                                                                                | 52,300<br>(32,300)  | 1.32<br>(0.81)                     |
| 株式会社AMBITION（注）1                        | 東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号                                                                     | 49,602              | 1.25                               |
| 小倉 政人（注）4                               | 東京都渋谷区                                                                                 | 45,548<br>(32,348)  | 1.15<br>(0.81)                     |
| 野坂 幸司                                   | 東京都港区                                                                                  | 42,780              | 1.08                               |
| 宮前 幸央                                   | Oxley Walk, Singapore                                                                  | 40,200<br>(200)     | 1.01<br>(0.01)                     |
| 森田 寛                                    | 東京都港区                                                                                  | 40,000              | 1.01                               |
| 久野 聡太（注）4                               | 東京都港区                                                                                  | 39,800<br>(39,800)  | 1.00<br>(1.00)                     |
| 株式会社エルテスキャピタル                           | 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号                                                                      | 39,602              | 1.00                               |
| 白石 徳生                                   | 東京都八王子市                                                                                | 33,000              | 0.83                               |
| 有限会社オフィス高橋                              | 広島県福山市北本庄二丁目15番21号                                                                     | 33,000              | 0.83                               |
| 合同会社YTCAPITAL                           | 東京都文京区湯島四丁目1番11号                                                                       | 33,000              | 0.83                               |
| 海老根 智仁                                  | 神奈川県逗子市                                                                                | 33,000              | 0.83                               |
| 祖父江 純（注）8                               | 愛知県名古屋市中区緑区                                                                            | 33,000              | 0.83                               |
| 榊原 暢宏                                   | 愛知県名古屋市中区昭和区                                                                           | 32,800              | 0.83                               |
| 株式会社丹羽キャピタル                             | 愛知県東海市加木屋町山之脇60番2号                                                                     | 21,390              | 0.54                               |

| 氏名又は名称                 | 住所                     | 所有株式数<br>(株)           | 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合<br>(%) |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------------------|
| 西田 祥                   | 東京都世田谷区                | 21,390                 | 0.54                               |
| 中西 康浩                  | 東京都品川区                 | 20,000                 | 0.50                               |
| 石橋 慶太（注）5              | 東京都港区                  | 18,040<br>(14,040)     | 0.45<br>(0.35)                     |
| 株式会社オークファン             | 東京都品川区上大崎二丁目<br>13番30号 | 18,000                 | 0.45                               |
| 吉村ホールディングス株式会社         | 東京都文京区弥生二丁目3<br>番3号    | 16,500                 | 0.42                               |
| 清久 長和（注）8              | 大阪府藤井寺市                | 16,400                 | 0.41                               |
| 清久 富士子（注）8             | 大阪府藤井寺市                | 16,400                 | 0.41                               |
| 森 秀樹（注）8               | 大阪府羽曳野市                | 16,400                 | 0.41                               |
| 森山 泰史（注）6              | 東京都中野区                 | 15,170<br>(8,770)      | 0.38<br>(0.22)                     |
| 中居 英治                  | 東京都港区                  | 14,200                 | 0.36                               |
| 塚越 裕太（注）6              | 東京都中野区                 | 11,410<br>(5,410)      | 0.29<br>(0.14)                     |
| 株式会社LAP                | 東京都港区六本木二丁目4<br>番9号    | 10,600                 | 0.27                               |
| 清久 里菜（注）7              | 東京都港区                  | 10,000                 | 0.25                               |
| 森 和子（注）8               | 大阪府羽曳野市                | 10,000                 | 0.25                               |
| 田中 敦（注）8               | 大阪府寝屋川市                | 10,000                 | 0.25                               |
| 田中 加奈子（注）8             | 大阪府寝屋川市                | 10,000                 | 0.25                               |
| 井口 雄太                  | 東京都世田谷区                | 7,980<br>(7,980)       | 0.20<br>(0.20)                     |
| 藤田 豪人（注）6              | 東京都江戸川区                | 7,600<br>(7,600)       | 0.19<br>(0.19)                     |
| 新藤 雅之（注）6              | 東京都世田谷区                | 6,000<br>(6,000)       | 0.15<br>(0.15)                     |
| 杉村 和哉                  | 東京都稲城市                 | 5,600<br>(5,600)       | 0.14<br>(0.14)                     |
| 長尾 俊介 ヘンリー             | 東京都港区                  | 4,600<br>(4,600)       | 0.12<br>(0.12)                     |
| 信國 大輔                  | 神奈川県横浜市青葉区             | 3,960<br>(3,960)       | 0.10<br>(0.10)                     |
| 株式会社ミント・コーポレーション       | 東京都港区六本木二丁目4<br>番9号    | 3,400                  | 0.09                               |
| 戸田 貴之（注）6              | 東京都練馬区                 | 3,210<br>(3,210)       | 0.08<br>(0.08)                     |
| 副島 康寛（注）6              | 神奈川県川崎市中原区             | 3,030<br>(3,030)       | 0.08<br>(0.08)                     |
| その他の株主<br>(法人1社、個人35名) | —                      | 25,310<br>(25,310)     | 0.64<br>(0.64)                     |
| 計                      | —                      | 3,971,132<br>(352,566) | 100.00<br>(8.88)                   |

（注）1．特別利害関係者等（大株主上位10名）

2. 特別利害関係者等（当社代表取締役）
3. 特別利害関係者等（当社代表取締役の資産管理会社）
4. 特別利害関係者等（当社取締役）
5. 特別利害関係者等（当社監査役）
6. 当社の従業員
7. 特別利害関係者等（当社代表取締役の配偶者）
8. 特別利害関係者等（当社代表取締役の二親等内の血族）
9. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
10. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2021年8月17日

株式会社ROBOT PAYMENT

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 中野 敦夫  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小杉 真剛  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ROBOT PAYMENTの2019年1月1日から2019年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ROBOT PAYMENTの2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を早期適用している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年3月9日開催の取締役会において、BSP第4号投資事業有限責任組合を割当先とする新株式発行を決議し、2020年3月10日までに払込手続きを完了している。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- （注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2021年8月17日

株式会社ROBOT PAYMENT

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指定社員 公認会計士 中野 敦夫  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小杉 真剛  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ROBOT PAYMENTの2020年1月1日から2020年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ROBOT PAYMENTの2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2021年8月17日

株式会社ROBOT PAYMENT

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指定社員 公認会計士 中野 敦夫  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小杉 真剛  
業務執行社員

#### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ROBOT PAYMENTの2021年1月1日から2021年12月31日までの第22期事業年度の第2四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ROBOT PAYMENTの2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。

